

# いずみさの 子ども未来総合計画

第2期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画  
泉佐野市次世代育成支援行動計画

第3次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画  
泉佐野市子どもの貧困対策計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2(2020)年3月

**泉佐野市**

## ～ 子育てのまち いずみさの をめざして ～

はじめに

わが国では、少子化の急速な進行とともに核家族や共働き世帯が増加し、地域のつながりも希薄化し、子育てに対する不安感や負担感が高まるなど、社会の状況が大きく変化しています。ライフスタイルや価値観の多様化により未婚化・晩婚化が進む一方で、ひとり親家庭の数は依然として高い水準で推移しています。また、女性の就業率の上昇などにより、結婚から妊娠、出産、育児まで、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援の充実が求められています。さらに、所得格差等を要因とした子どもの貧困が社会問題化するなど、すべての子どもが安心して成長できる環境づくりを社会全体で推し進めることが重要になっています。



このような中、国におきましては、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度の施行をはじめ、次世代育成支援対策推進法の期限延長やニッポン一億総活躍プラン及び新・放課後総合プランの着実な実施等、多面的な対策が講じられてきましたが、令和元年 10 月に施行された子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育・保育の無償化により、子育て支援分野の対策が一層強化されたところです。

この間、本市におきましては、平成 27 年 3 月に策定した「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」「泉佐野市次世代育成支援行動計画」に基づき、地域における子育て支援施策・事業を推進してまいりましたが、とりわけ令和元年 10 月からは市独自の施策として、市内の幼稚園・認可保育園・認定こども園に在園する子どもの給食費を無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図りつつ、未来を担う子どもの成長を支えています。

今般、「第 2 期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」「泉佐野市次世代育成支援行動計画」を策定するにあたり、「第 3 次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「泉佐野市子どもの貧困対策計画」を盛り込んだ「いずみさの子ども未来総合計画」として一体的に策定することとし、子どもや子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、ご審議いただきました泉佐野市子ども・子育て会議委員、泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

泉佐野市長 千代松 大耕

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1節 策定の背景と趣旨 .....	1
第2節 計画の期間 .....	2
第3節 計画の位置づけ .....	3
第2章 本市の現状と課題 .....	7
第1節 人口や世帯の状況 .....	7
第2節 就労の状況 .....	13
第3節 婚姻の状況 .....	15
第4節 子育て支援施策の概況 .....	17
第3章 計画の基本的な考え方 .....	25
第1節 計画の基本理念 .....	25
第2節 基本的な視点 .....	26
第3節 基本目標 .....	26
第4節 施策の体系 .....	27
第4章 子ども・子育て支援事業計画 .....	29
第1節 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ等調査結果の概要 .....	29
第2節 教育・保育提供区域 .....	37
第3節 幼児期の教育・保育事業・サービス量の見込み及び提供体制 .....	38
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 .....	40
第5章 次世代育成支援行動計画 .....	47
第1節 地域における子育て支援の推進 .....	47
第2節 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進 .....	54
第3節 子どもの成長に資する教育環境の整備 .....	57
第4節 子育てを支援する生活環境の整備 .....	60
第5節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	63
第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 .....	66

第 6 章 ひとり親家庭等自立促進計画	68
第 1 節 計画策定の趣旨	68
第 2 節 ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査結果の概要	69
第 3 節 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題	73
第 4 節 計画の目標及び施策の推進	76
第 7 章 子どもの貧困対策計画	79
第 1 節 計画策定の趣旨	79
第 2 節 計画の目標及び施策の推進	86
第 3 節 子どもの貧困に関する指標	91
第 8 章 計画の推進に向けて	94
第 1 節 計画推進における基本的な考え方	94
第 2 節 市民、関係機関、団体との連携	94
資料編	96
泉佐野市子ども・子育て会議 委員名簿	96
泉佐野市子ども・子育て会議条例	97
泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則	98

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

### 1. 国の動向

平成 29 年の全国の合計特殊出生率は 1.43 であり、大阪府はそれを下回る 1.35 となっています。少子化の急速な進行、核家族化、地域のつながりの希薄化の進展、共働き世帯の増加や児童虐待の深刻化など、子育てに対しての孤立感や負担感が高まっています。また、近年、女性の就業率の上昇などにより保育ニーズが高まり、保育所等での待機児童の増加が社会問題化しています。さらに、所得格差など様々な社会的要因による子どもの貧困が問題となっており、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な支援と環境整備が求められています。また、ひきこもりの長期高齢化が新たな問題となり、地域の課題（8050 問題）として各地で噴出しています。このような現状を踏まえ、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子育て支援を充実させるとともに、社会全体で支援していくことが求められています。

国では待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成 28 年 4 月 1 日から施行しています。改正法は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成 29 年 6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、2019 年度末までの 2 年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも 2020 年度末までの 3 年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、2022 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成 29 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小 1 の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成 29 年 12 月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の 2 本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を 2 兆円規模で実施し、その財源は令和元年 10 月の消費税増税分の用途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については平成 31 年 4 月から一部先行で実施し、令和 2 年 4 月から高等教育を含めて全面実施される計画となっています。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成 26 年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を 10 年間延長（2025 年 3 月 31 日まで）しています。

## 2. 府・市の動向

大阪府では、平成 22 年 3 月に策定した次世代育成支援行動計画にあたる「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」にも対応した計画として、平成 27 年度を初年度として、令和 6 年度を目標とする 10 年間を見据えた「大阪府子ども総合計画（本体計画）」が策定されました。この計画では、掲げた目標の実現に向け、平成 31 年度までの 5 年間で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画（前期計画）を策定されており、現在、その後期計画が策定中です。

本市においては、平成 22 年 3 月に策定した「泉佐野市次世代育成支援行動計画〈後期計画〉」の子育て支援に係るさまざまな事業を継承しつつ、子ども・子育て支援新制度に対応した「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、多様な子育て支援事業を推進しています。

このたび、第 1 期計画が令和元年度末をもって終了することから、就学前及び就学児童のいる世帯に対し子育て支援に関するニーズ調査を実施し、泉佐野市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間として、本計画を策定するものです。

## 第2節 計画の期間

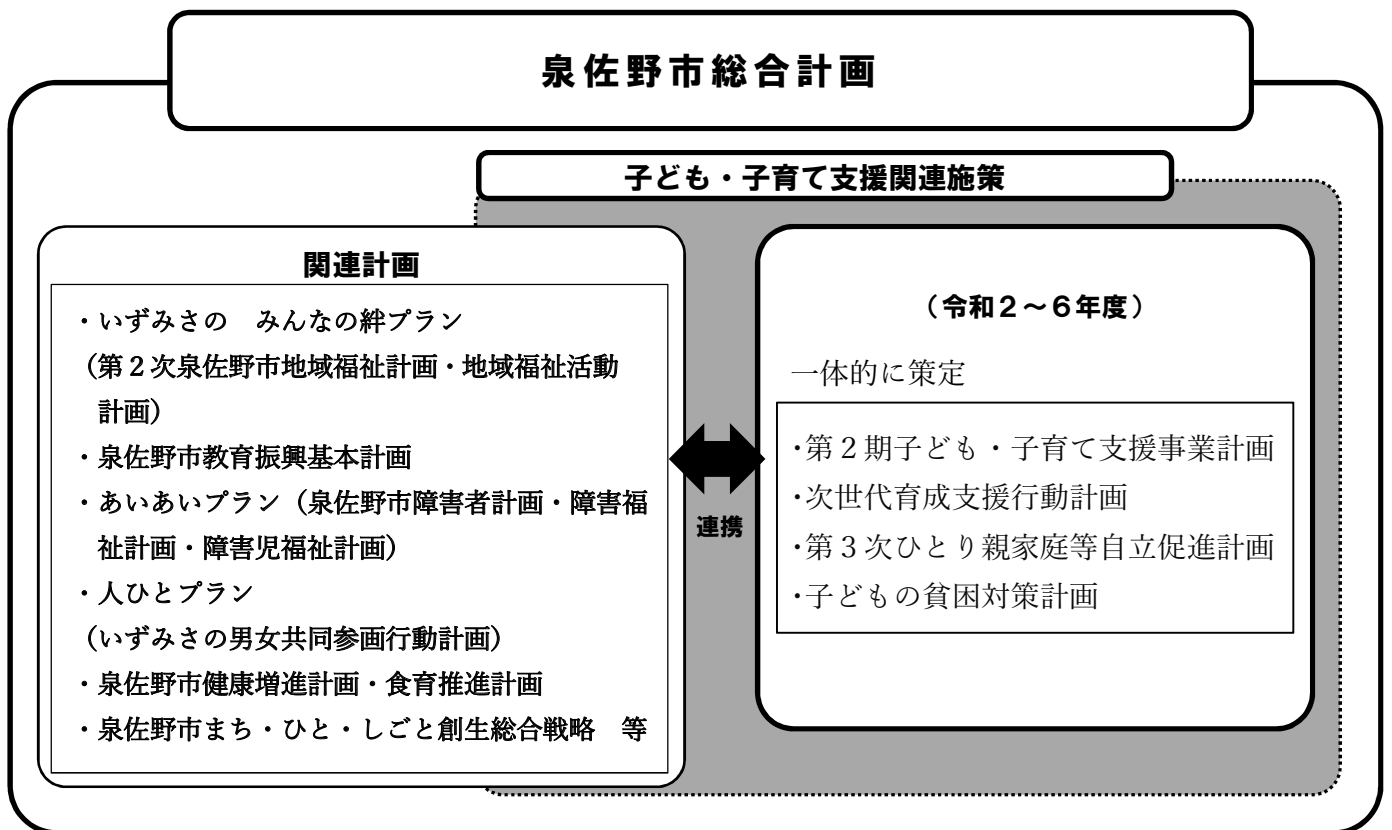
この計画は、令和 2（2020）年度を初年度として、令和 6（2024）年度までの 5 年間の計画期間とします。

西暦	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
和暦	平成					令和				
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	泉佐野市子ども・子育て支援事業計画 泉佐野市次世代育成支援行動計画					いずみさの子ども未来総合計画 第2期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画 泉佐野市次世代育成支援行動計画 第3次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画 泉佐野市子どもの貧困対策計画				
								中間年 見直し		

### 第3節 計画の位置づけ

この計画は、「いずみさの子ども未来総合計画」として、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づく「子どもの貧困対策計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」と一体的に策定し、幅広く取り組むものです。

また、この計画は、市の最上位計画である「泉佐野市総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「いずみさの みんなの絆プラン（第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」「泉佐野市教育振興基本計画」「泉佐野市障害者計画」「人ひとプラン（いずみさの男女共同参画行動計画）」「泉佐野市健康増進計画」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



## （参考資料）子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

国では、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」について以下のように示しています。

### 【基本指針の改正内容の概要】

- (1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
  - ・「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること
- (2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
  - ・児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえて追記
- (3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
  - ・幼児教育アドバイザーの配置・確保（市町村）、幼児教育センターの体制整備（都道府県）
  - ・障害児福祉計画について、調和を保つべき計画として明記すること
  - ・幼稚園の利用希望及び預かり保育の利用希望に対応できるよう適切に量を見込むこと
  - ・外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと
- (4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記
  - ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年（2019年）9月27日に開催された「子ども・子育て会議（第45回）」の配付資料より作成

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

### 【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

#### 1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

#### 2 子育てのための施設等利用給付の創設

##### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

##### ① 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認可を受けた者を対象とする。

##### ② 支給要件

- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

##### (2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。



**【幼児教育・保育の無償化制度】**

満3歳（3歳になった日）から5歳（小学校就学前）までの子どもを対象として保育料全額が無償となります。

預かり保育の利用料については、保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料を無償化に加え、月額上限額 11,300 円までの範囲で無償となります。

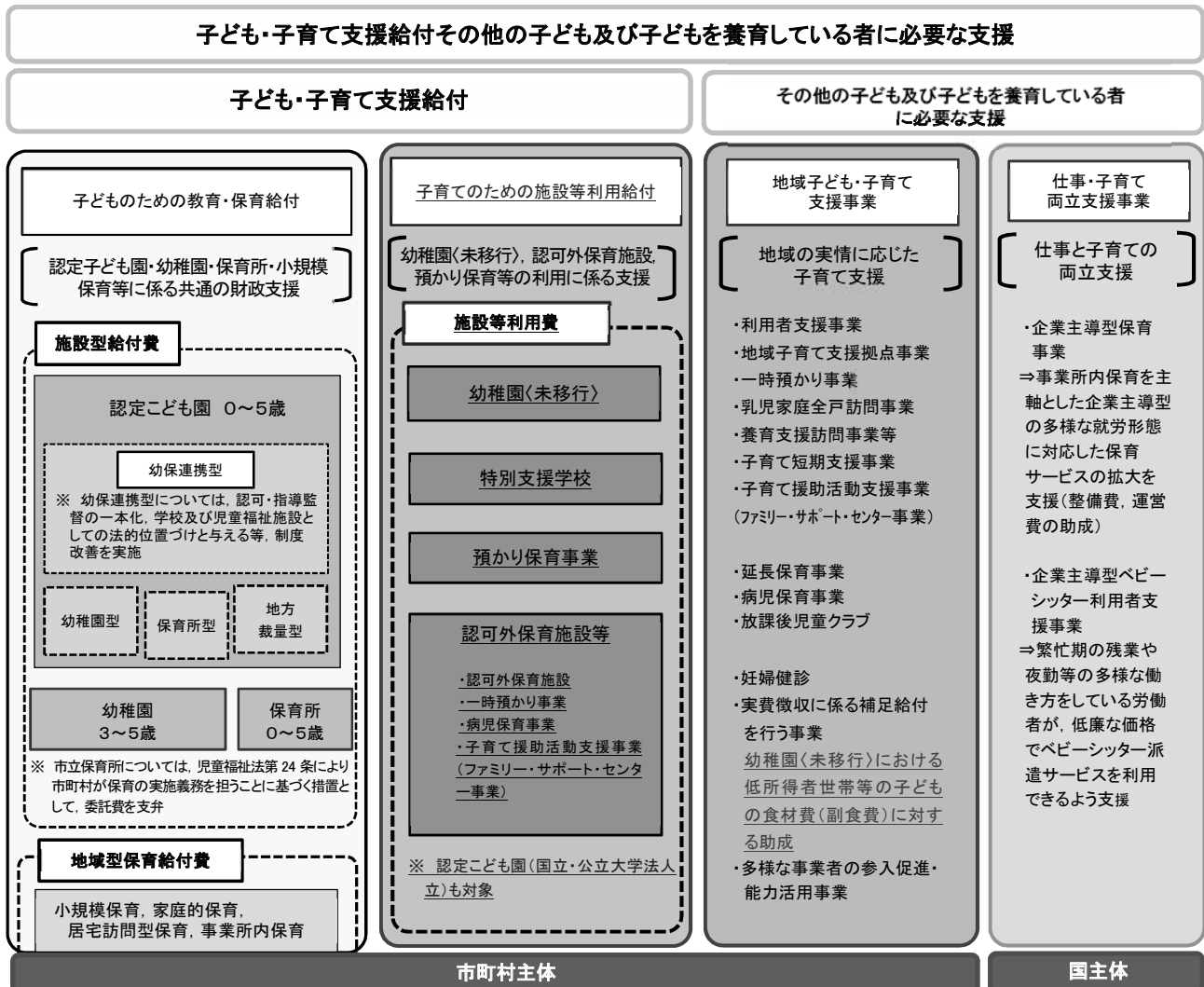
3歳（満3歳になった後の最初の4月以降）から5歳（小学校就学前）までの子どもが対象で、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります（その場合の月額上限額は 16,300 円）。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。なお、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。

**【給食費の無償化】**

本市にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育園・認定こども園に在園する子どもたちについては、保護者からの給食費は徴収されません。【本市単独補助事業】

図表 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



## ■ 子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯

	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
	保育士確保プラン	・待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度（2017年度）末までに7万人の保育士を確保。（⇒平成27年（2015年）に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚 ・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年（2025年）3月末までの時限立法に延長
平成 28 年 (2016 年)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法の一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが権利の主体であることを明言 ・児童虐待防止対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度（2018年度）以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29 年 (2017 年)	子育て安心プラン	・令和2年度（2020年度）末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の一部改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
	新・放課後総合プランの策定	・放課後児童クラブについて、令和3年度（2021年度）末までに約25万人分を整備して待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度（2023年度）末までに計約30万人分の受け皿を整備する
令和元年 (2019 年) 10 月 1 日	改正基本指針の公布	・前項「基本指針の改正」（4）の幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正
令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日		・前項「基本指針の改正」（1）～（3）の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正

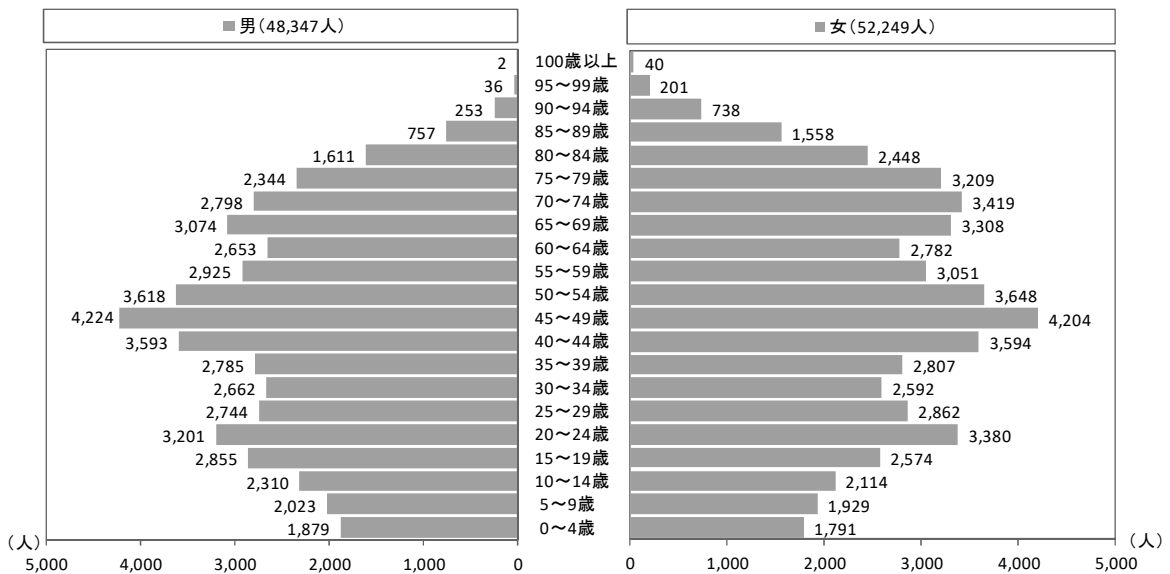
# 第2章 本市の現状と課題

## 第1節 人口や世帯の状況

### 1. 人口構造

平成31年3月末時点の本市の人口は、男48,347人、女52,249人で、総数100,596人となっています。5歳階級別では、男女ともに45～49歳の人口が最も多く、団塊ジュニア世代が多く住む都市となっています。

図表1 人口ピラミッド

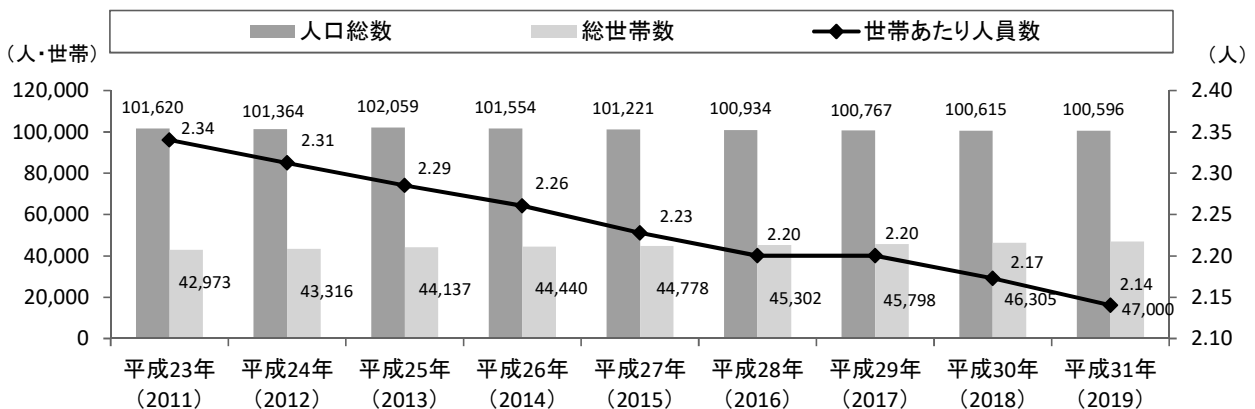


資料：市民課「住民基本台帳・年齢別人口表」（平成31年3月31日現在）

### 2. 総人口・世帯数の推移

近年の人口をみると、平成25年以降、減少傾向で推移しています。世帯数は増加し続けていますが、世帯あたり人員数は減少傾向にあります。

図表2 総人口・世帯数の推移



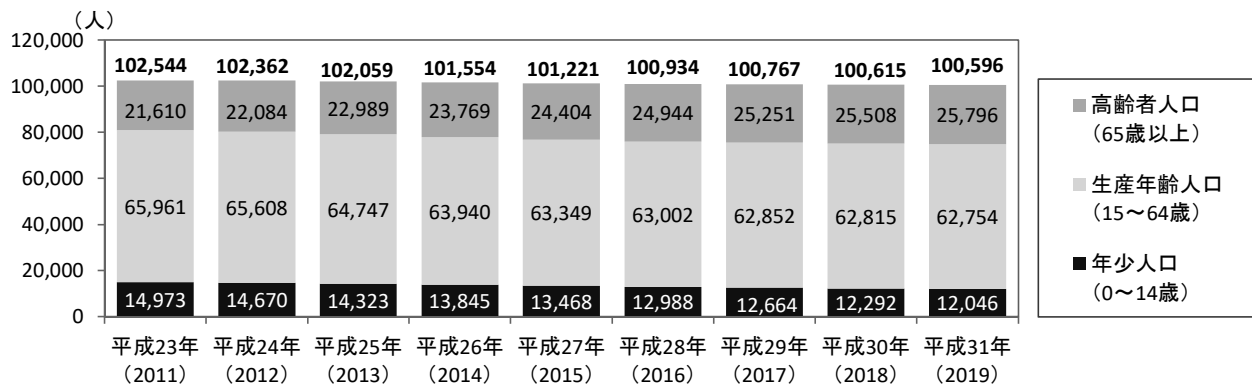
資料：市民課「住民基本台帳人口表」（平成31年3月31日現在）

### 3. 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口の減少傾向に対して、高齢者人口は増加傾向にあります。これにともない、3区分の人口構成比も同様の動きを示しています。

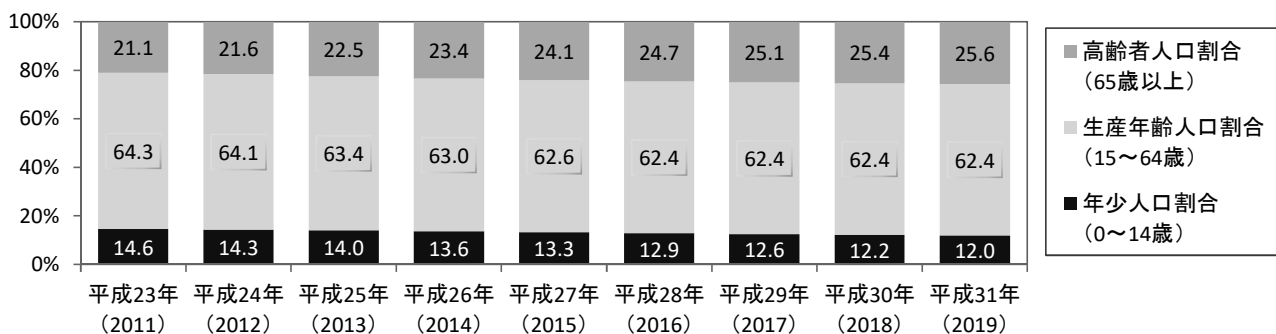
年少人口について5歳階級別にみると、「10～14歳」、「5～9歳」、「0～4歳」の順に多い状態にあり、各階級は減少傾向で推移しています。

図表3 年齢3区分別人口の推移



資料：市民課「住民基本台帳・年齢別人口表」(平成31年3月31日現在)

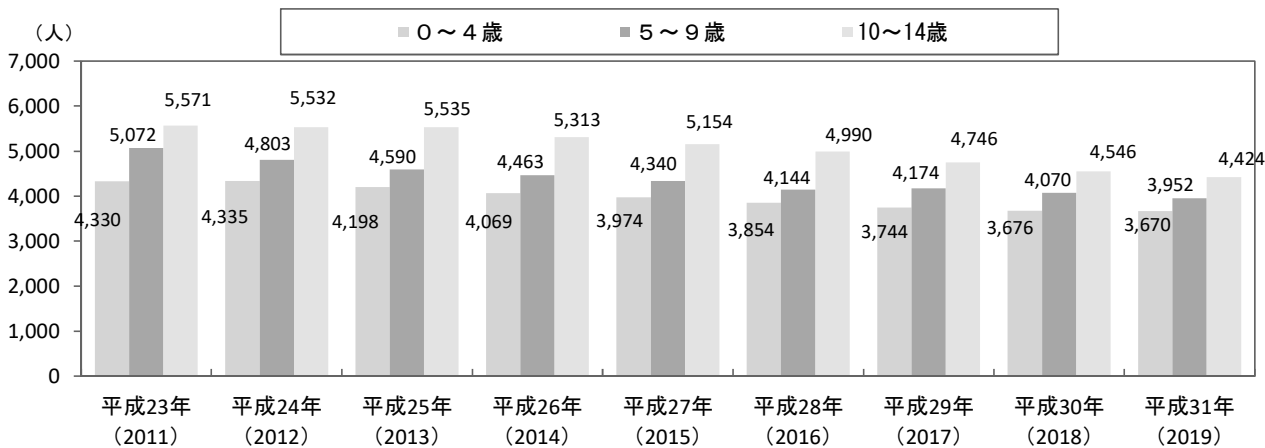
図表4 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：市民課「住民基本台帳・年齢別人口表」(平成31年3月31日現在)

※端数処理のため、割合の合計が100%にならないことがある。

図表5 年少人口(5歳階級別)の推移



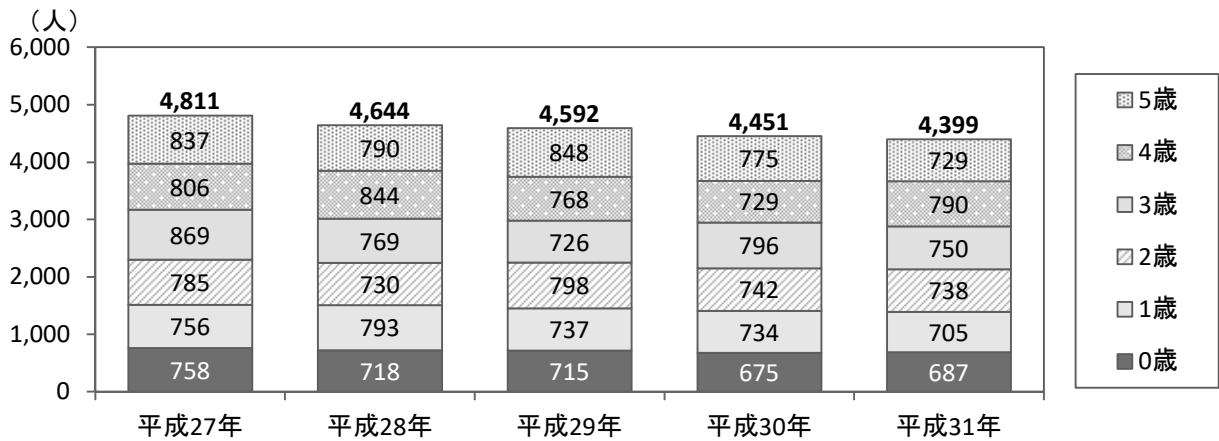
資料：市民課「住民基本台帳・年齢別人口表」(平成31年3月31日現在)

## 4. 児童人口の推移

児童人口についてみると、就学前人口は減少が続いており、とくに0歳人口が少なく平成31年に687人となっています。

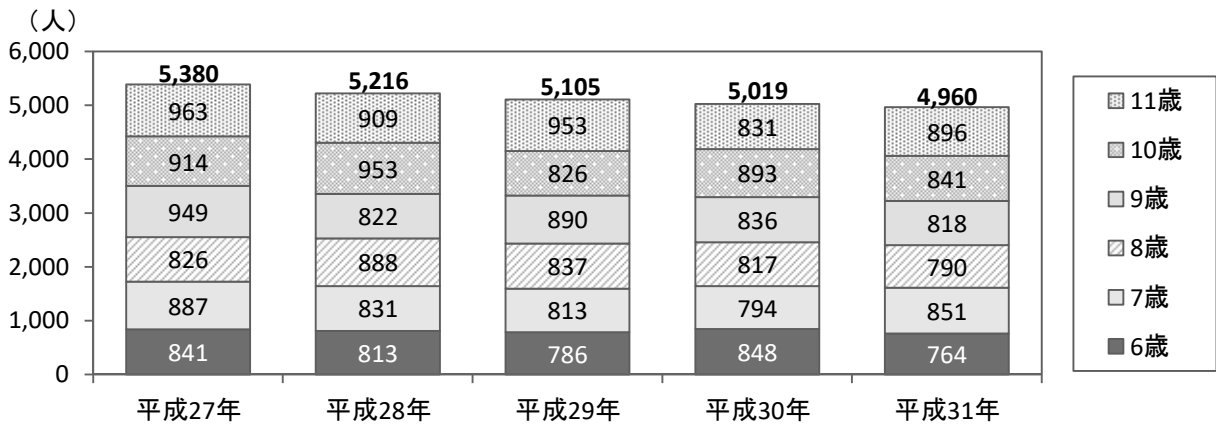
就学児童人口も減少が続き、平成31年に5千人台を割り込みました。各歳別人口では、年による変動があるものの、平成31年では6歳人口が最も少なく764人となっています。

図表6 年齢別・就学前児童数の推移



資料：市民課「住民基本台帳・年齢別人口表」（平成31年3月31日現在）

図表7 年齢別・就学児童数の推移



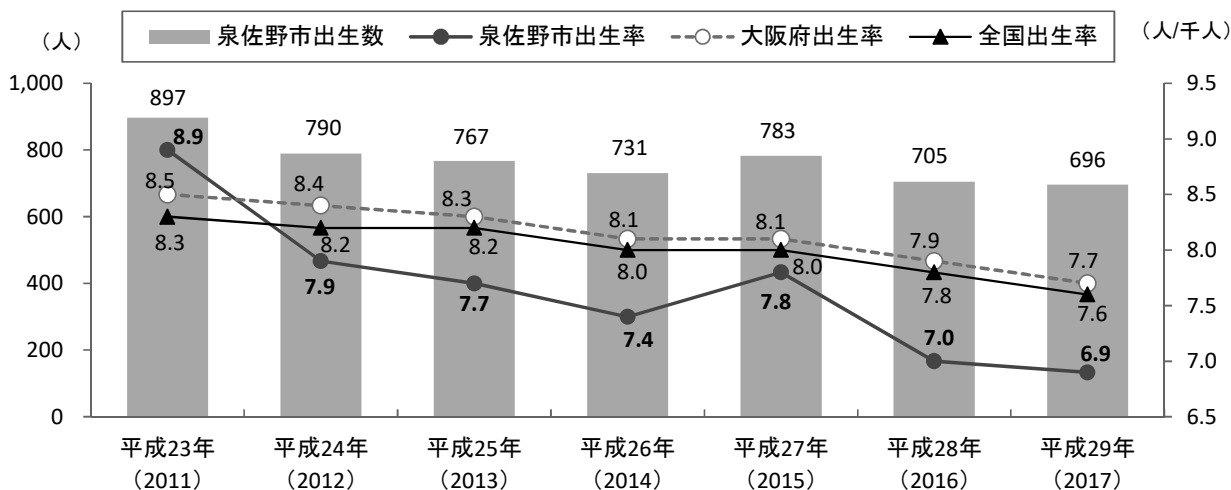
資料：市民課「住民基本台帳・年齢別人口表」（平成31年3月31日現在）

## 5. 出生の状況

近年の出生数は各年で変動はあるものの、概ね減少傾向にあります。出生率は、国や府の値を下回って推移しています。

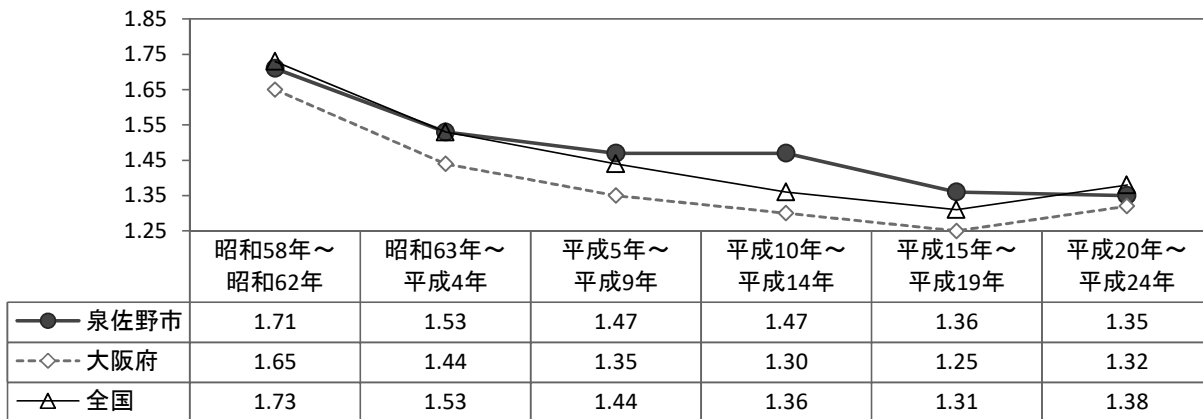
ベイズ推定<sup>1</sup>による長期的な合計特殊出生率<sup>2</sup>をみると、本市は低下傾向にありますが、大阪府よりは高い値で推移しています。

図表 8 出生数・出生率の推移



資料：大阪府人口動態統計 ※出生率は人口千対

図表 9 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

<sup>1</sup> ベイズ推定：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。

小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

<sup>2</sup> 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## 6. 子どものいる世帯の状況

平成 27 年の国勢調査によると、本市の一般世帯 41,477 世帯のうち、核家族世帯は 58.0%を占め、うち「夫婦と子ども」世帯は 29.2%、「男親と子ども」世帯は 1.4%、「女親と子ども」世帯は 8.8%となっています。

また、6 歳未満の子どものいる世帯、18 歳未満の子どものいる世帯ともに構成比は低下しており、また、世帯の伸びに比べて核家族世帯の伸びが高く、核家族化が進んでいることがわかります。

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6 歳未満の子どものいる割合は、本市 8.4%、大阪府 8.1%、全国 8.7%、18 歳未満の子どものいる世帯の割合は、本市 22.9%、大阪府 20.4%、全国 21.5%となっています。子どものいる世帯の割合は、大阪府に比べて高くなっています。

図表 1 0 世帯構成の推移

	平成 22(2010 年)		平成 27(2015 年)		2010 年 →2015 年 の伸び率 (%)
	実数	構成比	実数	構成比	
	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	
一般世帯総数	38,983	100.0	41,477	100.0	6.4
親族世帯	27,412	70.3	27,121	65.4	-1.1
核家族世帯(総数)	23,751	60.9	24,059	58.0	1.3
夫婦と子ども	12,368	31.7	12,100	29.2	-2.2
男親と子ども	526	1.3	595	1.4	13.1
女親と子ども	3,382	8.7	3,645	8.8	7.8
6 歳未満の子どものいる世帯	4,077	10.5	3,483	8.4	-14.6
核家族世帯	3,564	9.1	3,122	7.5	-12.4
その他の親族世帯	503	1.3	347	0.8	-31.0
18 歳未満の子どものいる世帯	10,332	26.5	9,515	22.9	-7.9
核家族世帯	8,645	22.2	8,258	19.9	-4.5
その他の親族世帯	1,653	4.2	1,214	2.9	-26.6
非親族・単独世帯	34	0.1	43	0.1	26.5

資料：総務省統計局「国勢調査」

図表 1 1 子どものいる世帯数の比較（平成 27 年）

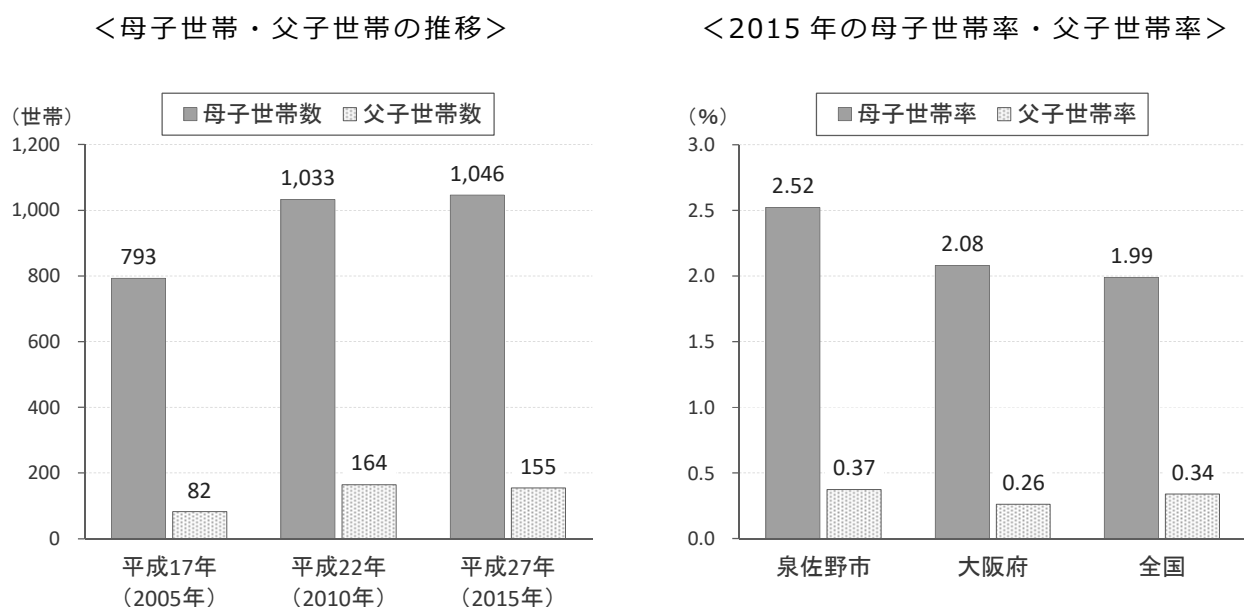
	泉佐野市	大阪府	全国
一般世帯総数 (世帯)	41,477	3,918,441	53,331,797
6 歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	3,483	318,386	4,617,373
構成比 (%)	8.4	8.1	8.7
18 歳未満の子どものいる世帯 (世帯)	9,515	799,568	11,471,850
構成比 (%)	22.9	20.4	21.5

資料：総務省統計局「国勢調査」

## 7. ひとり親世帯の状況

国勢調査から、母子世帯・父子世帯の状況を見ると、本市の母子世帯は増加傾向にあります。平成27年の一般世帯数に占める割合をみると、本市の母子世帯率は2.52%、父子世帯率は0.37%となっています。大阪府や全国と比較すると、母子世帯、父子世帯ともに一般世帯に占める割合は高くなっています。

図表12 ひとり親世帯の状況



資料：総務省統計局「国勢調査」

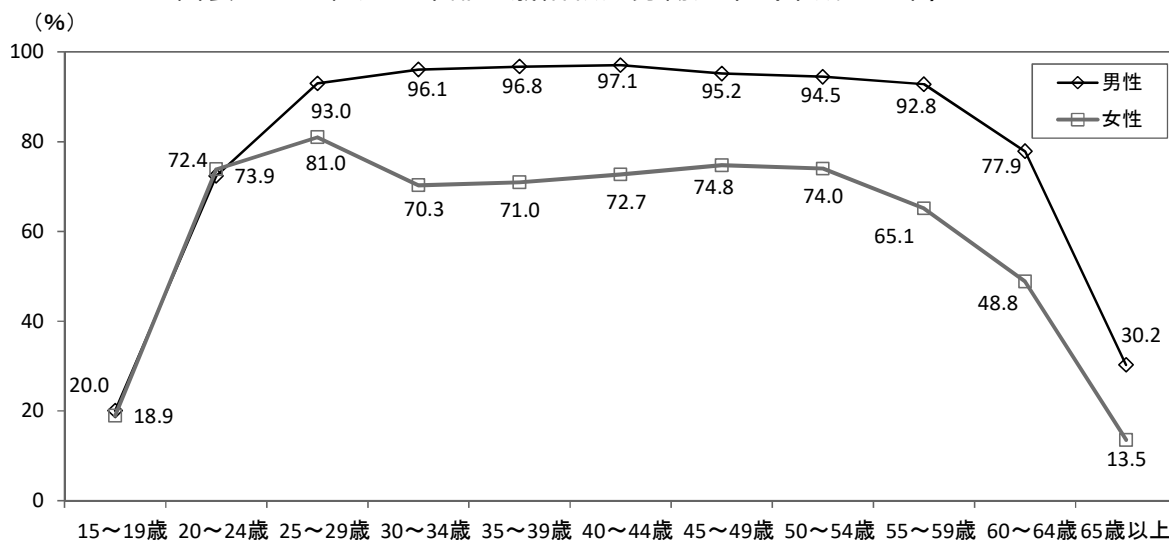


## 第2節 就労の状況

### 1. 労働力率

本市の平成 27 年の年齢階級別・男女別の労働力率<sup>3</sup>をみると、男性では、25～59 歳にかけて労働力率が 9 割台と一定となっているのに対し、女性では、30～34 歳でいったん労働力率が落ち込んだ後高くなり、55 歳以上で低下していく M 字型カーブを描いています。40 歳以上では 45～49 歳の 74.8% が最も高い労働力率となっていますが、25～29 歳の 81.0% と比べると低い値となっています。また、女性の 5 歳階級別の労働力率を大阪府・全国と比較してみると、府よりは高く、国よりは低い傾向がうかがえます。

図表 1 3 性別・年齢 5 歳階級別労働力率（平成 27 年）



資料：総務省統計局「平成 27 年国勢調査」

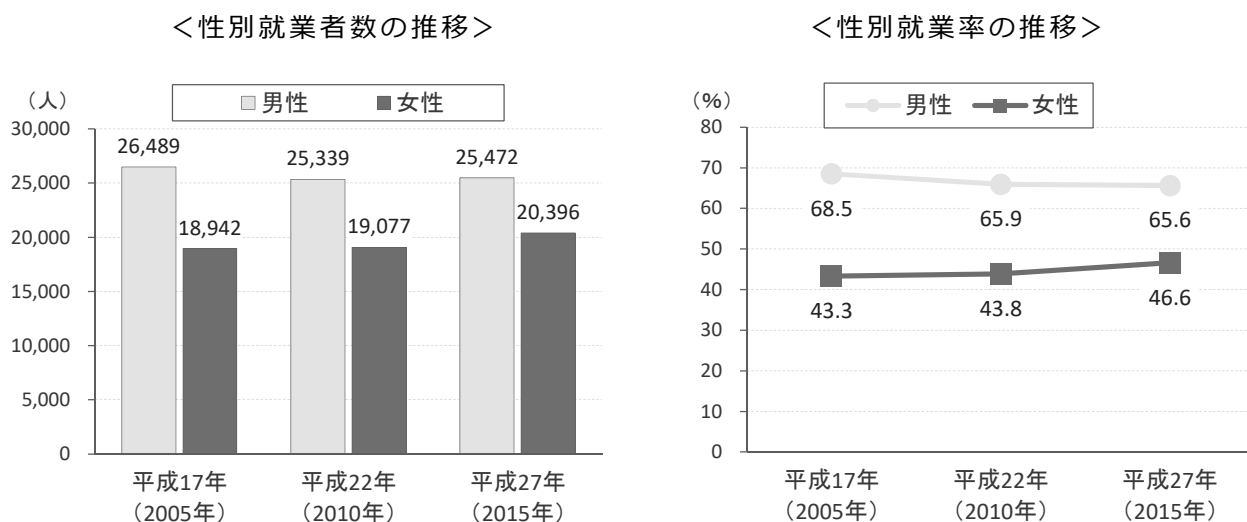
<sup>3</sup> 労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。労働力人口は、15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

## 2. 就業の状況

国勢調査による本市の就業者数をみると、男性では減少傾向にあります、女性では増加傾向にあります。これにともない、15歳以上人口に占める就業率も同様の動きを示しています。

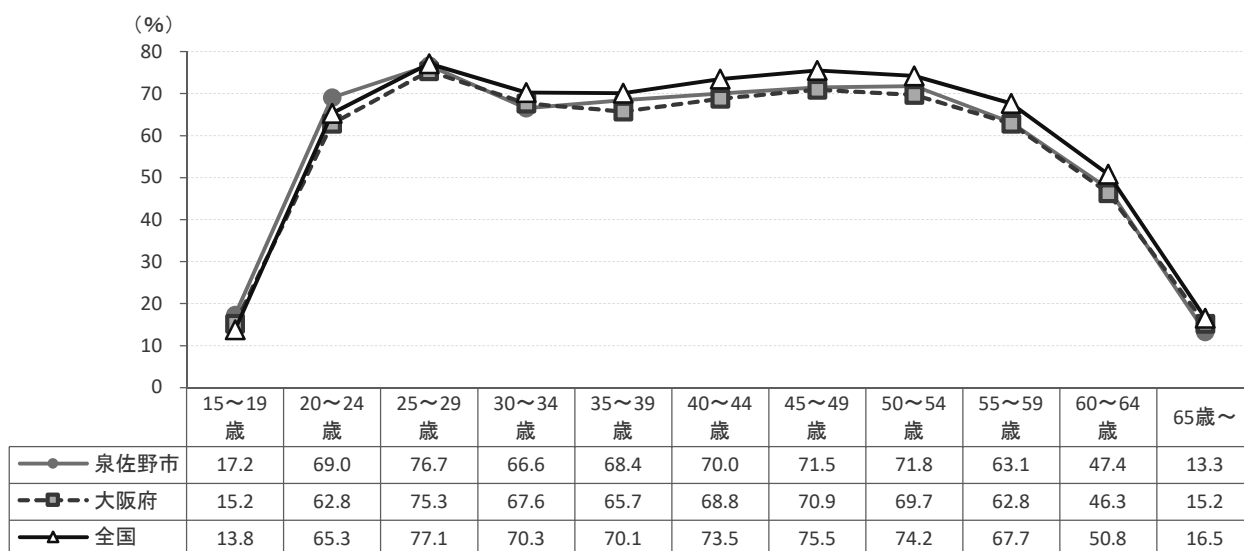
平成27年の女性の5歳階級別の労働力率をみると、M字型カーブを描いており、本市では30～34歳でM字の底となっています。

図表14 就業の状況



資料：総務省統計局「国勢調査」

図表15 女性の年齢階級別就業率～大阪府・全国との比較～（平成27年）



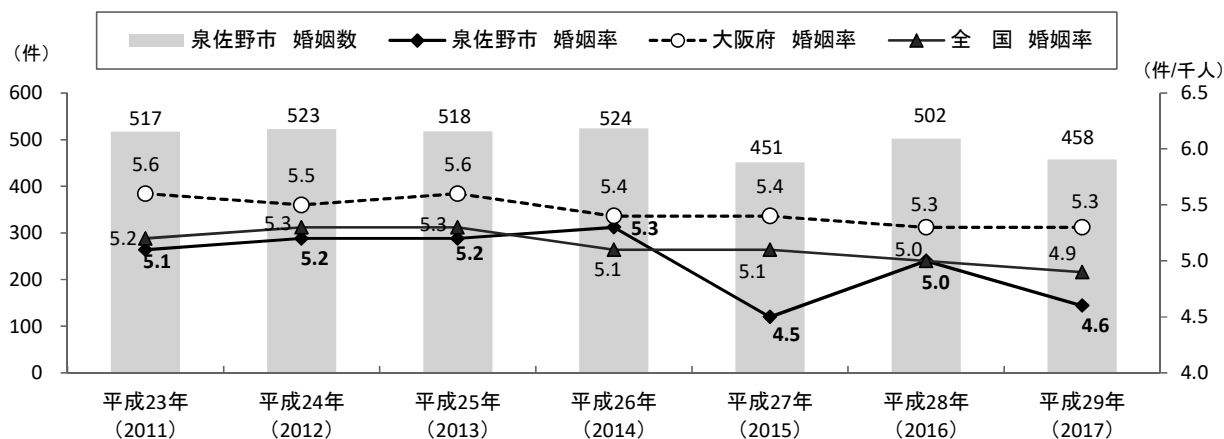
資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

## 第3節 婚姻の状況

### 1. 結婚の状況

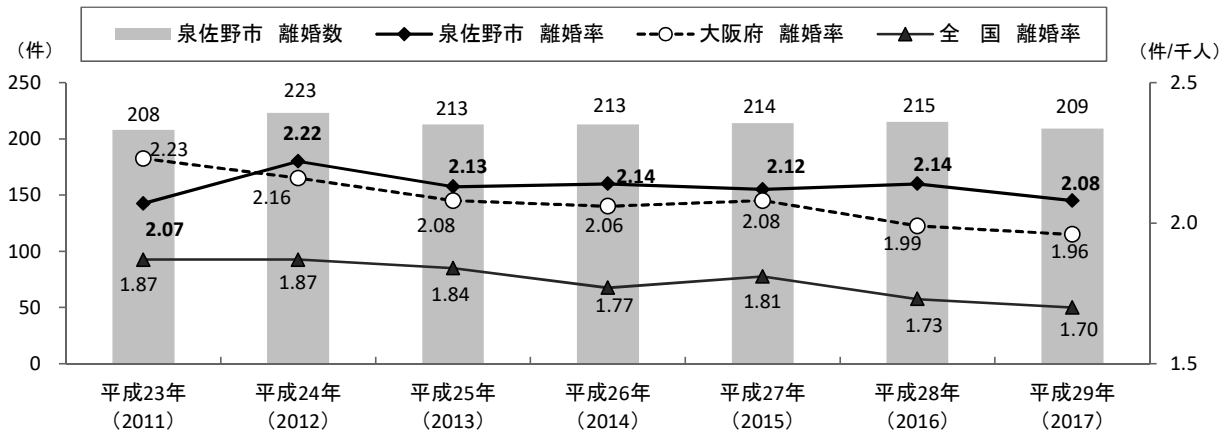
本市の結婚・離婚の状況は下記の図表のとおりとなっています。人口千対の婚姻率は大阪府の値を下回って推移しています。また、離婚率は、大阪府や全国の値を概ね上回って推移しています。

図表 1 6 婚姻数・婚姻率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

図表 1 7 離婚数・離婚率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

## 2. 未婚率

本市の未婚率は年々上昇傾向にあります。平成27年をみると、29歳までは男女ともに半数以上、35～39歳でも男性の3割半、女性の2割半が未婚者となっています。大阪府の平均に比べると、25～39歳の男性及び20歳代の女性で未婚率が上回っています。

また、本市の生涯未婚率<sup>4</sup>をみると、男性で21.2%、女性で13.9%と、ともに大阪府・全国の値よりも低くなっています。

図表18 性別・年齢別未婚率の推移

		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成12年 (2000年)	全国	99.5	99.1	92.9	88.0	69.4	54.0	42.9	26.6	26.2	13.9
	大阪府	99.4	99.0	93.4	88.9	69.1	55.3	42.0	29.1	25.2	16.4
	泉佐野市	99.1	98.6	90.2	85.7	65.1	51.7	35.8	23.8	23.7	13.7
平成17年 (2005年)	全国	99.6	99.2	93.5	88.7	71.4	59.1	47.1	32.0	31.2	18.7
	大阪府	99.6	99.1	94.2	90.2	72.3	62.0	46.8	34.4	30.3	21.2
	泉佐野市	99.1	99.0	92.8	88.2	67.9	57.4	40.7	28.2	27.2	17.8
平成22年 (2010年)	全国	99.7	99.4	94.0	89.6	71.8	60.3	47.3	34.5	35.6	23.1
	大阪府	99.6	99.2	94.0	90.2	72.3	63.7	47.4	37.9	35.7	25.9
	泉佐野市	99.6	99.4	93.0	89.8	70.6	62.3	45.5	33.3	31.9	21.0
平成27年 (2015年)	全国	99.7	99.4	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	大阪府	99.6	99.3	94.6	91.1	71.3	62.8	45.3	36.9	33.5	26.3
	泉佐野市	99.5	99.1	94.3	92.4	73.8	65.5	47.0	35.6	34.5	24.3

資料：総務省統計局「国勢調査」

図表19 生涯未婚率（平成27年）

	45～49歳		50～54歳		生涯未婚率	
	男	女	男	女	男	女
全国	25.9	16.1	20.9	12.0	23.4	14.1
大阪府	24.9	18.6	20.2	14.4	22.5	16.5
泉佐野市	23.1	16.3	19.3	11.5	21.2	13.9

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

<sup>4</sup> 生涯未婚率：「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの。

## 第4節 子育て支援施策の概況

### 1. 保育サービスの状況

#### (1) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の状況

本市には、令和元年5月1日現在、19か所の教育・保育施設（私立幼稚園2か所、私立保育園1か所、公立認定こども園3か所、私立認定こども園13か所）が整備され、合計2,920人の児童が入所・入園しています。

図表20 就学前の教育・保育施設数の推移

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
幼稚園	公立(か所)	3	3	3	0	0
	私立(か所)	2	2	2	2	2
保育所(園)	公立(か所)	3	3	3	0	0
	私立(か所)	7	6	2	1	1
認定こども園	公立(か所)	0	0	0	3	3
	私立(か所)	7	8	12	13	13
小規模保育事業	私立(か所)	0	0	0	0	0
合計(か所)		22	22	22	19	19

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

図表21 就学前の入所児童の状況と推移

区分			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	
保育を必要としない子ども (1号認定)	幼稚園・認定こども園	公立	定員(人)	345	345	345	360	360
			入園児童数(人)	222	165	161	133	107
			定員比入園率	64.3%	47.8%	46.7%	36.9%	29.7%
	私立	定員(人)	728	763	814	827	697	
		入園児童数(人)	478	510	552	545	542	
		定員比入園率	65.7%	66.8%	67.8%	65.9%	77.8%	
	合計		定員(人)	1,073	1,108	1,159	1,187	1,057
			入園児童数(人)	700	675	713	678	649
			定員比入園率	65.2%	60.9%	61.5%	57.1%	61.4%
保育を必要とする子ども (2・3号認定)	保育所(園)・認定こども園	公立	定員(人)	465	465	465	465	465
			入園児童数(人)	419	422	404	399	421
			定員比入園率	90.1%	90.8%	86.9%	85.8%	90.5%
	小規模保育事業所	私立	定員(人)	1,921	1,911	1,911	1,908	1,908
			入園児童数(人)	1,836	1,835	1,822	1,769	1,850
			定員比入園率	95.6%	96.0%	95.3%	92.7%	97.0%
	合計		定員(人)	2,386	2,376	2,376	2,373	2,373
			入園児童数(人)	2,255	2,257	2,226	2,168	2,271
			定員比入園率	94.5%	95.0%	93.7%	91.4%	95.7%

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

※入園児童数は、他市からの通園児を除く。  
定員比入園率 = 入園児童数 / 定員

## (2) 保育サービスの状況

現在、本市で実施している保育サービスは次のとおりとなっています。

事業名	概要
乳児保育	産休明け(8週)以上1歳未満の児童を預かる事業。
延長保育	保護者が、仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて保育園・認定こども園で子どもを預かってほしい場合に延長して保育する事業。
障害児保育	心身に障害を有する幼児を集団保育することにより障害の軽減・発達を援助することを目的として保育する事業。
一時預かり (一時保育)	保護者の労働・職業訓練・就業などにより家庭保育が困難となる幼児や病気・事故・出産・看護・災害・冠婚葬祭などにより家庭保育が困難となる幼児を保育園・認定こども園で一時的に保育する事業。
病後児保育	現在、保育園に通所中の児童が病気の回復期にあり集団保育できない場合に一時的に保育を行う事業。

## (3) 地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じているため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進しています。

本市では、平成31年4月現在、公立2か所を子育て支援の拠点として、遊び・交流の場の提供、相談業務、子育て関連情報の提供、講習の開催など子育て支援に関する各種事業を実施しています。

図表 2 2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置箇所数(か所)	2	2	2	1	1
延べ利用者数(人)	5,587	6,044	5,970	6,225	6,223

資料：子育て支援課

## (4) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)は、泉佐野市立の小学校の教室等を活用して、平日の放課後、土曜日及び長期休業日において、保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童を対象とし、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図るとともに保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援することを目的に、昭和55年度より実施しています。平成27年度より、事業運営を民間会社へ委託し、土曜・長期休業中における開始時間30分前倒しや延長保育終了時間の1時間延長、学習支援プログラムの実施等事業内容の拡充をしています。平成28年度には市内全小学校において留守家庭児童会を開設、平成29年度には長期休業期間のみ小学5年生～6年生の受入れ開始、平成30年度から市内全小学校において全学年の児童が対象となりました。

図表 2 3 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数(か所)	12	12	13	13	13
利用者数(人)	854	898	945	975	1,155

資料：学校教育課

## 2. 子育てに関する相談の状況

家庭児童相談室における平成30年度の相談件数は、1,018件となっています。中でも、児童虐待等を含む養護相談の件数が年々増加しています。

図表 2 4 家庭児童相談室での相談状況（実数） (件)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護相談	児童虐待	301	331	397	504	687
	その他	94	109	153	263	316
保健相談		1	2	0	0	0
障害相談	言語発達障害	0	0	0	0	0
	知的障害	0	1	0	0	0
	発達障害	2	2	0	1	0
非行相談	ぐ犯行為等	1	0	1	0	1
	触法行為等	3	3	5	3	4
育成相談	性格行動	1	6	4	0	0
	不登校	6	7	5	2	2
	適正	0	0	0	0	0
	育児・しつけ	8	4	4	0	1
その他		24	23	37	24	7
合計		441	488	606	797	1,018

資料：子育て支援課

図表 2 5 児童虐待相談の種別（平成 30 年度）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
相談件数	193	277	212	5	687

資料：子育て支援課

### 3. 母子保健事業の状況

#### (1) 母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳は、母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となるもので、平成31年3月末までは健康推進課において交付していましたが、平成31年4月からは地域共生推進課で交付しています。

交付の際には、母子の健康管理と育児情報を提供し、妊娠期の必要な支援につなげており、交付数は、平成31年度では10月末時点で462件となっています。

図表 2 6 母子健康手帳の交付状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
交付数(件)	858	785	799	788	757	462(10月末)

資料：健康推進課

#### (2) 健康診査の状況

母子保健事業では、母体の健康状態、子どもの発育や発達の確認、疾病や虐待の早期発見、育児不安等の解消のための相談・指導などを目的に、妊婦及び乳幼児を対象とした各種健康診査を実施しています。

事業名	概要
妊婦健診	妊婦の健康管理を図るため、医療機関において公費負担で健康診査を受け、疾病の早期発見及び健康状態の把握を行う。
乳児一般健診	乳児の健康管理を図るため、医療機関で健康診査を受け、疾病の早期発見及び健康状態の把握を行う。
4か月児健診	疾病の予防や早期発見を図るとともに、育児、栄養に関する相談を行い、子の健康の保持増進及び親の育児支援を目的とする。
乳児後期健診	疾病の早期発見、発達の確認を行い、乳児の健康の保持増進を図る。
1歳6か月児健診	疾病や運動発達、精神発達障害の早期発見及び育児、歯科、栄養に関する相談を行い、子の健康の保持増進及び保護者の育児支援を目的とする。
3歳6か月児健診	視聴覚などの疾病や運動発達、精神発達障害の早期発見及び育児、歯科、栄養に関する相談を行い、子の健康の保持増進及び保護者の育児支援を目的とする。
2歳児歯科健診	口腔診査、フッ素塗布、保健指導を行い、虫歯等の歯科疾患の予防を図る。

各健康診査の受診状況は次のとおりです。

図表 2 7 健康診査の受診状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健診	実人数(人)	1,246	1,221	1,181	1,162	1,225
	延べ人数(人)	9,384	9,369	9,173	9,068	8,887
乳児一般健診	実人数(人)	643	723	688	687	691
4か月児健診	実人数(人)	732	790	692	692	689
乳児後期健診	実人数(人)	693	717	646	630	624
1歳6か月児健診	実人数(人)	729	746	796	680	684
3歳6か月児健診	実人数(人)	817	764	702	695	816
2歳児歯科健診	実人数(人)	689	650	693	704	658

資料：健康推進課



妊婦健診及び3歳6か月健診の受診者数は、年によりばらつきはあるものの概ね横ばい傾向にあり、乳児一般健診の受診者数は増加傾向にある一方で、4か月児健診、乳児後期健診、1歳6か月児健診及び2歳児歯科健診の受診者数については減少傾向にあります。

### (3) 保健指導・相談の状況

妊娠・出産・育児に直面する母親の不安を軽減し、安心して子どもを育てることができるよう、助産師・保健師・栄養士が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。

事業名	概要
妊婦・産婦訪問指導	支援が必要な妊婦・産婦に妊娠・出産・育児に対して、必要な保健指導や相談を行い、不安なく出産、育児ができるようにする。
新生児訪問指導	新生児期における育児や病気に関する相談について助言し、母の精神的な不安の軽減を図り、適切に育児ができるよう支援する。
乳幼児訪問指導	支援が必要な親子に対して保健指導や相談を行い、親子が健やかに生活できるよう支援する。

訪問指導の状況を見ると、平成30年度の訪問者数は実人数で1,822人となっており、そのうち産婦訪問、乳児・幼児訪問指導の人数が多くなっています。

図表 2 8 訪問指導の実施状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦	実人数(人)	8	11	31	34	33
	延べ人数(人)	18	31	72	51	60
産婦	実人数(人)	722	651	623	583	746
	延べ人数(人)	823	702	674	630	832
新生児	実人数(人)	23	20	29	32	23
	延べ人数(人)	46	21	34	44	30
未熟児	実人数(人)	52	57	44	47	40
	延べ人数(人)	85	89	60	52	47
乳児 (新生児を除く)	実人数(人)	647	707	681	652	780
	延べ人数(人)	692	796	756	712	896
幼児	実人数(人)	221	198	225	186	185
	延べ人数(人)	288	315	384	312	246
その他	実人数(人)	1	0	21	3	15
	延べ人数(人)	1	0	81	3	18
合計	実人数(人)	1,674	1,644	1,654	1,537	1,822
	延べ人数(人)	1,953	1,954	2,061	1,804	2,129

資料：健康推進課

### (4) その他保健事業における子育て支援の状況

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。

事業名	概要
とっとこくらぶ	遊びや交流を通じて、保護者への育児支援を行い、乳幼児の健全育成を図る。
ファミリー(妊婦)教室	妊娠中及び産後の過ごし方に関する学習を通じて、出産に対する不安の解消が図られるよう支援を実施する。また、仲間づくりの場を提供して出産後の孤立を防止し、育児が楽しめるよう支援する。
ブックスタート事業	乳児健診の場で絵本を配布し、絵本の読み聞かせを通じて、親子が楽しいひとときを過ごすことができるよう支援する。
離乳食講習会	4か月健診後の乳児の保護者を対象に、離乳食に関する正しい知識の普及と相談、親の仲間づくりの場の提供を目的に実施する。

図表 2 9 保健事業における子育て支援事業の実施状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
とっとこくらぶ	参加人数(人)	59(420)	61(362)	48(574)	72((558)	72(620)
ファミリー(妊婦)教室	参加人数(人)	41	50	52	61	87
ブックスタート事業	配布数(人)	737	797	703	697	700
離乳食講習会	参加人数(人)	378	428	420	322	296

資料：健康推進課

## 4. 学校の状況

### (1) 小学校・中学校の状況

小学校児童は年々減少し、平成30年度は5,000人を下回り、4,947人となっています。また、中学校生徒も減少傾向にあり、平成30年度で2,510人となっています。

図表 3 0 小学校・中学校の状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	学校数(校)	13	13	13	13	13
	学級数(学級)	180(48)	173(51)	172(57)	172(60)	170(67)
	児童数(人)	5,510	5,262	5,112	5,024	4,947
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	5
	学級数(学級)	79(15)	81(17)	76(18)	73(17)	70(22)
	生徒数(人)	2,922	2,925	2,779	2,629	2,510

資料：教育委員会 各年度3月時点

( )内は特別支援学級

### (2) 学校における教育相談体制

学校では、児童・生徒の非行や暴力など問題行動の原因と考えられる悩みや不安、ストレスなどの軽減を図り、健全な成長を促すとともに、保護者の家庭での教育・養育の悩み・不安の解消を図るため、次のような教育相談を実施しています。

事業名	概要
スクールカウンセラー配置事業	児童・生徒をめぐる問題について、臨床心理士などが児童・生徒、保護者、教職員に対してカウンセリングを実施。カウンセラーは原則、週1回6時間、35回勤務する。

## 5. 地域での子育て支援活動の状況

### (1) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「子育てを手伝ってほしい」、「子育ての手助けができる」という人が、「利用会員」、「提供会員」、「両方会員」のいずれかの会員になり、支え合う活動に対して、ファミリー・サポート・センターが会員登録や会員相互の橋渡し役を行い、子育てを支援しています。

図表 3 1 ファミリー・サポート・センターの状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員数	利用会員(人)	694	826	904	991	341
	提供会員(人)	84	87	92	92	31
	両方会員(人)	13	13	14	15	4
	会員数合計(人)	791	926	1,010	1,098	376

資料：子育て支援課

### (2) 子育てサークル・子育てネットワーク活動の状況

本市では、生涯学習センターに所属している子育てサークルが中心となって、平成12年4月に「泉佐野子育てネットワーク三輪車」が発足しました。

「三輪車」は、孤立・不安のなかで子育てしている親をなくそうという思いで、生涯学習センターや公民館などと連携を図りつつ、活動を行っています。

主な事業としては、自然のなかでの子どもの遊びの大切さの再認識を目的とした「プレイパーク」や親子クッキングなど子育てをテーマとした講座を開催しています。

また、地域子育て支援センター「つくしんぼ」では、センターを利用している保護者が集まって立ち上げた3つのサークルが現在活動しており、サークル交流会を年3回開催し、サークル同士の情報交換を行っています。

### (3) 幼稚園・保育園・認定こども園での地域における子育て支援

#### ① 園庭開放・施設開放

幼稚園・保育園・認定こども園では、地域の乳幼児の交流及び保護者同士のコミュニケーションの場として、園庭・遊具を開放し、また、公立認定こども園では、毎週土曜日にホール等の施設を開放し、保育教諭による読み聞かせや遊びを提供することにより、地域における子育て支援を推進しています。

#### ② 遊びの教室・0歳児育児教室

保育園・認定こども園においては、同じ年頃の子どもを持つ保護者が互いに交流し、子どもとさまざまな遊びを経験したり、育児不安や悩みを気軽に話し合える場として、「遊びの教室」や「0歳児育児教室」などを開催し、地域で楽しく子育てできるよう支援しています。

※0歳児育児教室…生後3か月～1歳6か月までの子どもと保護者が対象

※遊びの教室…1歳6か月から3歳までの子どもと保護者が対象

#### ③ のびのび子育て応援

満1歳6か月までの子どものいる世帯で希望する世帯に対して、公立認定こども園の保育教諭が訪問またはハガキ通信を行い、保護者の悩みの相談に応じたり、子育てに関する情報を提供し

ています。

#### (4) 地域教育協議会（すこやかネット）

現在、本市では、学校と地域が協働した教育コミュニティづくりを通じた子育てを推進するため、市内5中学校区に「地域教育協議会（すこやかネット）」を設置しています。

この協議会は、小・中学校、保育園・認定こども園、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOの関係者など地域の幅広い関係者が構成員となり、学校と地域との橋渡しをし、地域の実情に応じさまざまな取り組みを行っています。

協議会で行う活動の対象となるのは、地域の乳幼児から中学生ぐらいまでのすべての児童・生徒が対象であり、子どもや親子の体験活動をはじめ、子どもの地域活動への参画促進、家庭教育への支援、地域の安全対策の推進などの活動を行っています。

#### (5) 民生委員児童委員活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、行政機関と連絡・協力しながら、地域での福祉・生活援助活動を行っています。また、児童委員も兼ね、健全な子どもを育成するための活動も行っています。

また、各小学校区に主任児童委員を配置し、子どもの健全育成活動及び相談活動の強化を図っています。

#### (6) 子育てサロン

子育てサロンは、地域において、主に就学前の子どもやその保護者が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域での仲間づくりと情報交換ができる場所です。

本市では、社会福祉協議会が中心となり、地区福祉委員会と私立保育園・認定こども園、地域の民生委員児童委員やボランティアが連携しながら子育てサロンを運営しており、現在、市内16か所で開設しています。

子どもの成長を地域で見守るとともに、子育て中の孤立や虐待の予防につなげる活動として開設箇所の普及・促進を図っています。

## 6. 地域の遊び環境の状況

市内の公園の整備状況は次のとおりとなっており、平成31年3月末現在、市内全体で215か所の公園があり、5年前と比較すると、全体で15か所の増となっており、特に児童公園が13か所増えるなど、地域の遊び環境の整備が図られています。

図表3-2 公園の整備状況

	街区公園	児童公園	近隣公園	地区公園	その他
面積(ha)	4.80	21.88	1.79	3.74	50.15
園数(か所)	24	162	3	3	23

資料：道路公園課

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

本市の第5次総合計画では、「ひと」に視点をおいたまちづくりを基本理念とし、令和10年度を目標とする将来像を「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野 -ひとを支え ひとを創り 賑わいを創る-」と設定しています。その将来像を実現するための政策として「地域の強みを生かし、賑わいを創り出すまちづくり」「ひとを豊かに育むまちづくり」「市民と協働し、すべてのひとが輝けるまちづくり」「すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり」「安全でひとと環境にやさしいまちづくり」「快適で住みやすいまちづくり」という6つの基本方向を示し、だれもが安心して心豊かに住み、働き、学び、憩うことができるまちの実現に向けた取り組みを推進しています。

#### 【市としての取り組むべき方向】

- 子どもや子育てをする家庭、それらを支える地域社会が主役であり、本市における子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画は、「子育て」「子育て」「親育ち」そして「地域育ち」を応援することを目的とする。
- 子育て家庭への支援を通じ、本市において子どもを生み育てやすい環境を創出し、第一に子どもの育ちを軸に考え、それを周囲の大人や地域が支えるという支援のあり方をめざす。
- 子育てを軸に置いた取り組みを通じ、それを支える親の育ち、さらには地域の育ちを促す。
- ひとり親家庭等が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる環境づくりをめざす。

以上の方向性に沿った取り組みを通じ、

- **子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの**
- **子育て・子育て・親育ちをともに支え、子どもが健やかに成長できるまち いずみさの**

を、この計画がめざす基本理念とします。

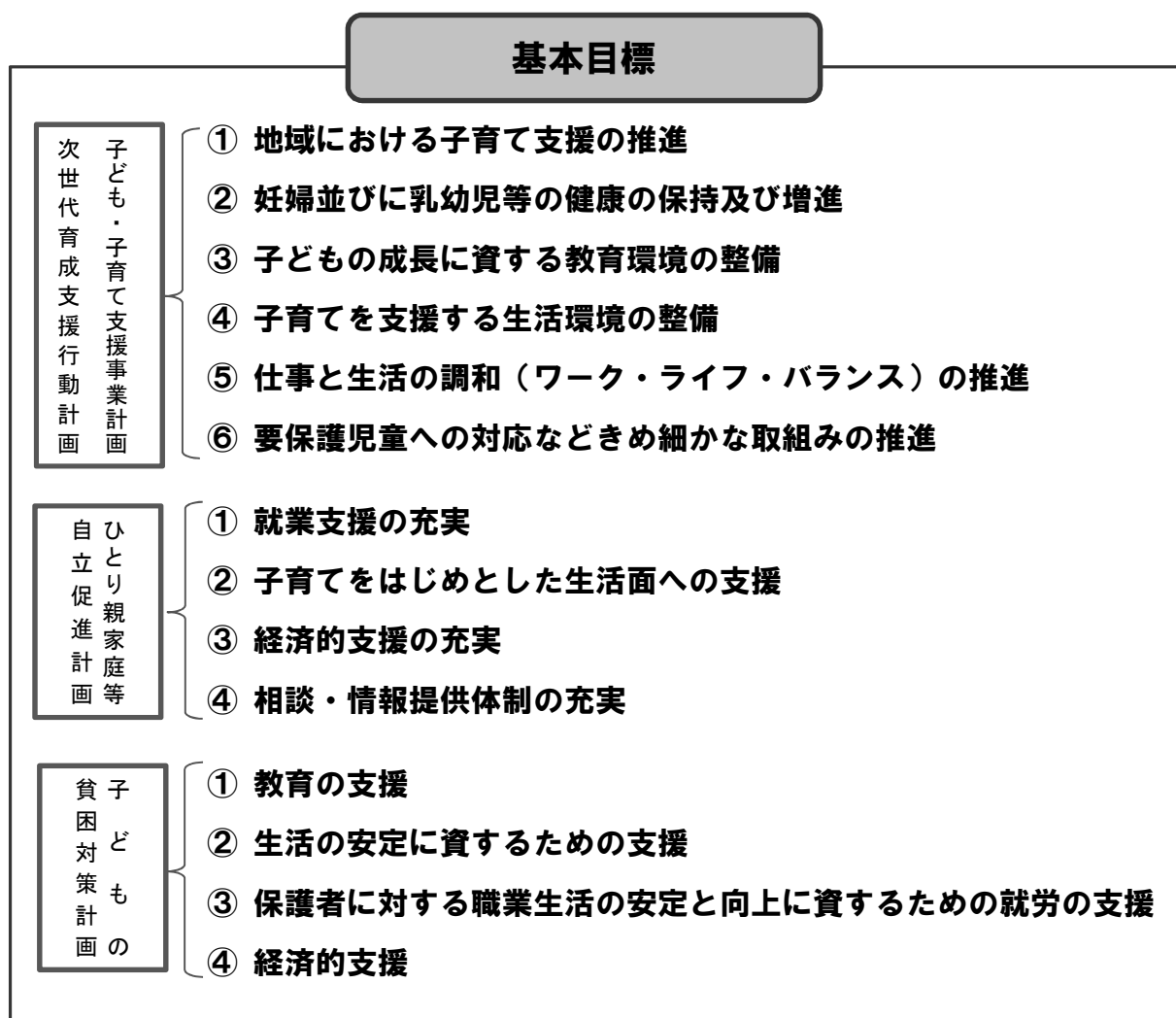
## 第2節 基本的な視点

基本理念を踏まえた施策を実施するにあたって、共通の視点として、次のとおり基本視点を設定します。

- ① 子どもの権利の尊重
- ② 妊娠から出産、子育てへと切れ目のない支援の充実
- ③ 保育需要への適切な対応
- ④ きめ細やかな配慮を要する子どもと家庭への支援
- ⑤ 学校教育、就学前教育の充実
- ⑥ 子どもの貧困対策の推進

## 第3節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取り組みを推進します。



## 第4節 施策の体系

	基本目標	施策の方向
子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	1 地域における子育て支援の推進	地域における子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 子育て支援のネットワークづくり 子どもの健全育成
	2 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進	子どもや母親の健康の保持 食育の推進 思春期保健対策の充実 小児医療の充実
	3 子どもの成長に資する教育環境の整備	次代の親の育成 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4 子育てを支援する生活環境の整備	良質な住宅の確保 良好な居住環境の確保 安心して外出できる環境の整備 安全・安心なまちづくりの推進 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 被害に遭った子どもの保護の推進
	5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	多様な生き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し 仕事と子育ての両立の推進 子育てにかかる経済的負担の軽減
	6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	児童虐待防止対策の充実 障害児施策の充実
ひとり親家庭等 自立促進計画	1 就業支援の充実	就業支援の充実
	2 子育てをはじめとした生活面への支援	子育てをはじめとした生活面への支援
	3 経済的支援の充実	経済的支援の充実
	4 相談・情報提供体制の充実	相談・情報提供体制の充実
子どもの貧困対策計画	1 教育の支援	教育の支援
	2 生活の安定に資するための支援	生活の安定に資するための支援
	3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
	4 経済的支援	経済的支援

## 第4節 施策の体系

主要施策
①地域での子育てサービスの充実 ②子育てに関する相談支援体制の充実 ③子育てに関する情報提供の充実
①働く家庭のための保育サービスの充実 ②保育内容の充実と人材の育成 ③保育環境の充実 ④放課後児童健全育成の推進
①地域における子育て支援活動の充実 ②自主的活動のネットワーク化の促進 ③小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進
①世代間交流の充実 ②子どもの健全育成に関する啓発活動の推進 ③青少年育成事業の推進
①安心感のある妊娠・出産への支援 ②親と子の健康づくり ③子育て相談や親子の交流機会の充実
①食生活に対する意識の向上
①思春期の心とからだの健康づくり
①小児医療体制の充実
①生命の大切さや家庭について学ぶ学習機会の充実 ②親子のきずなを深める学習機会の充実
①主体的に生きる力を育む学校・園教育の推進 ②さまざまな体験活動の推進 ③自然や文化に親しむ機会の充実 ④国内外との交流活動の推進
①家庭教育の機会の充実 ②地域における大人と子どもが協働した活動の機会の充実
①子どもにふさわしい環境整備のための活動
①市営住宅の整備・充実
①快適で安全な住環境づくり
①福祉のまちづくりの総合的な推進 ②安全な通園・通学路の確保
①防犯・防災のための環境づくりの促進
①交通安全教育の推進
①防犯体制の強化
①要保護児童に対する支援の充実 ②子どもの心身の悩みなどを受け止める相談機能の充実
①労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進
①育児休業制度等の諸制度の普及・啓発 ②家庭と子育てを両立しやすい職場環境づくり ③男女共同参画への意識づくり ④男性の家庭生活への参加促進
①医療費等の助成の充実 ②社会保障制度の充実 ③就園・就学援助
①児童虐待防止ネットワークの推進 ②虐待のないまちづくりの推進
①自立支援の充実 ②療育・教育体制の充実
①就業支援の充実
①子育てをはじめとした生活面への支援
①経済的支援の充実
①相談・情報提供体制の充実
①教育の支援
①生活の安定に資するための支援
①保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
①経済的支援



# 第4章 子ども・子育て支援事業計画

## 第1節 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ等調査結果の概要

### 1. 調査実施概要

#### (1) 調査目的

本調査は、令和2年度からの「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

#### (2) 調査対象者

- ①泉佐野市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者 <就学前児童調査>
- ②泉佐野市内在住の「就学児童（小学生）」のいる世帯・保護者 <就学児童調査>

#### (3) 調査方法

- 郵送による調査票の配布・回収
- 自記入式の多肢選択法を中心に、数量回答・自由回答を含む

#### (4) 調査期間

平成31年1月28日（月）～平成31年2月12日（火）

#### (5) 回収結果

調査種類	配布数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	1,800	815	45.3%
②小学校児童	1,200	513	42.8%
合計	3,000	1,328	44.3%

#### (6) 結果のみかた

※アンケート調査結果における各設問の母数 N（Number of case の略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位を四捨五入しています。このため、回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

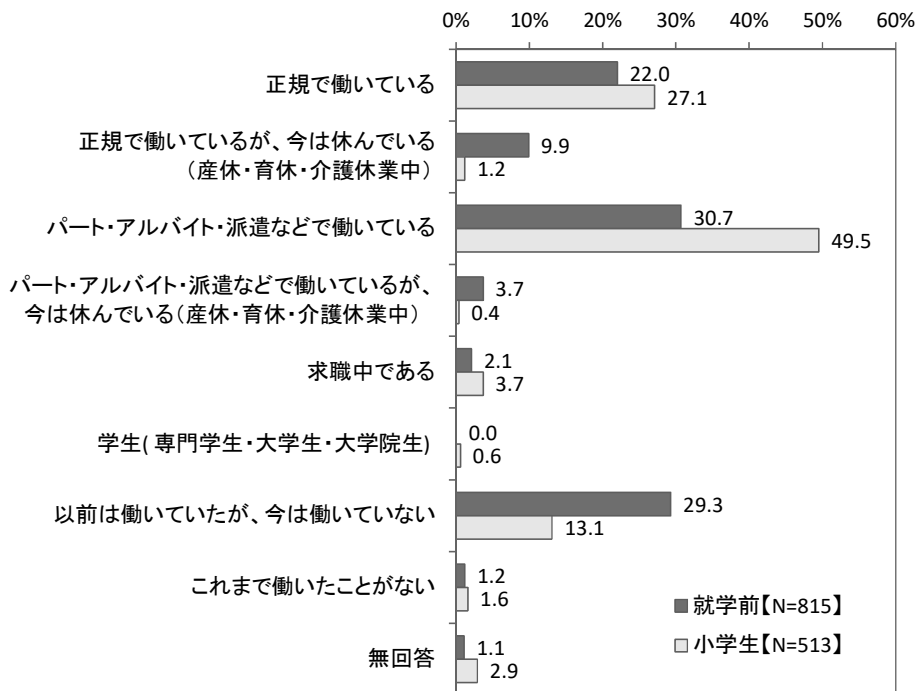
※前回の調査結果は平成25年度(2013年度)に実施した「次世代育成支援に関するニーズ等調査」より引用・抜粋。

## 2. 調査結果概要

### (1) 保護者の就労状況

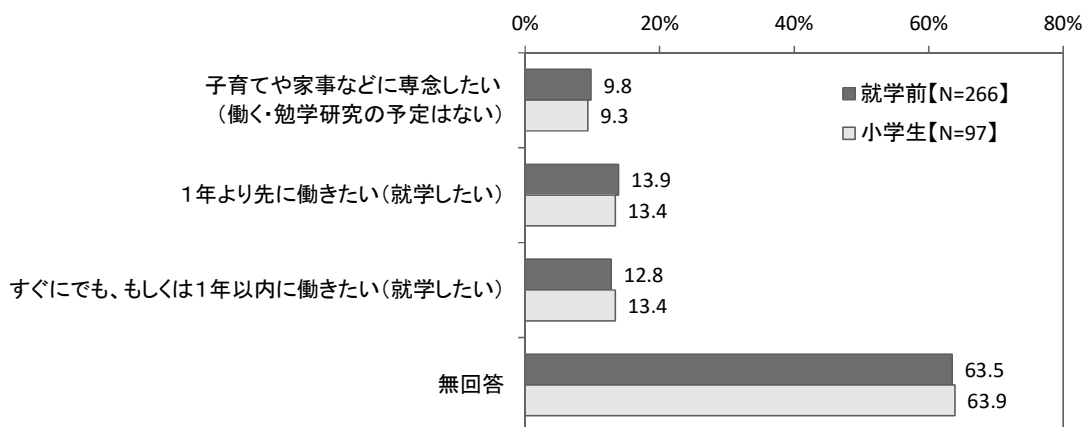
#### ① 母親の就労状況

正規またはパート・アルバイト・派遣などで働いている母親の割合は、就学前児童で66.3%、小学生児童で78.2%となっています。



#### ② 母親の就労希望

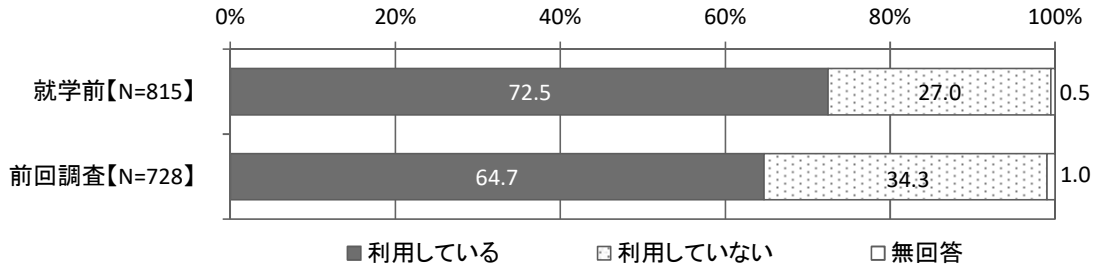
現在働いていない母親のうち、今後働きたいという割合は、就学前児童で26.7%、小学生児童で26.8%と、ともに2割台となっています。



## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ [就学前児童のみ]

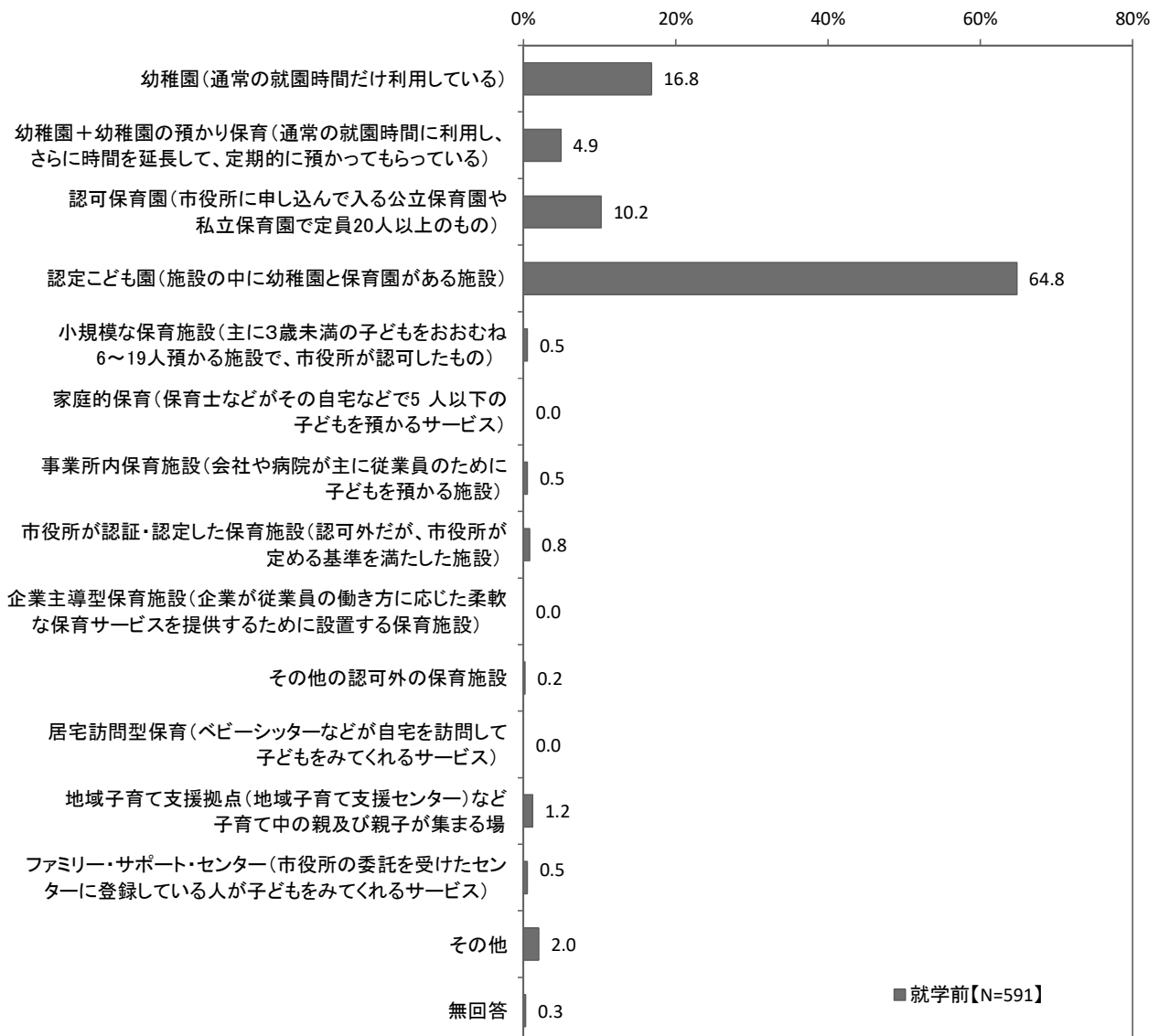
### ① 定期的な教育・保育サービスの利用有無

平日の定期的な教育・保育サービスについて「利用している」が72.5%となっており、前回調査と比べて利用率は上昇しています。



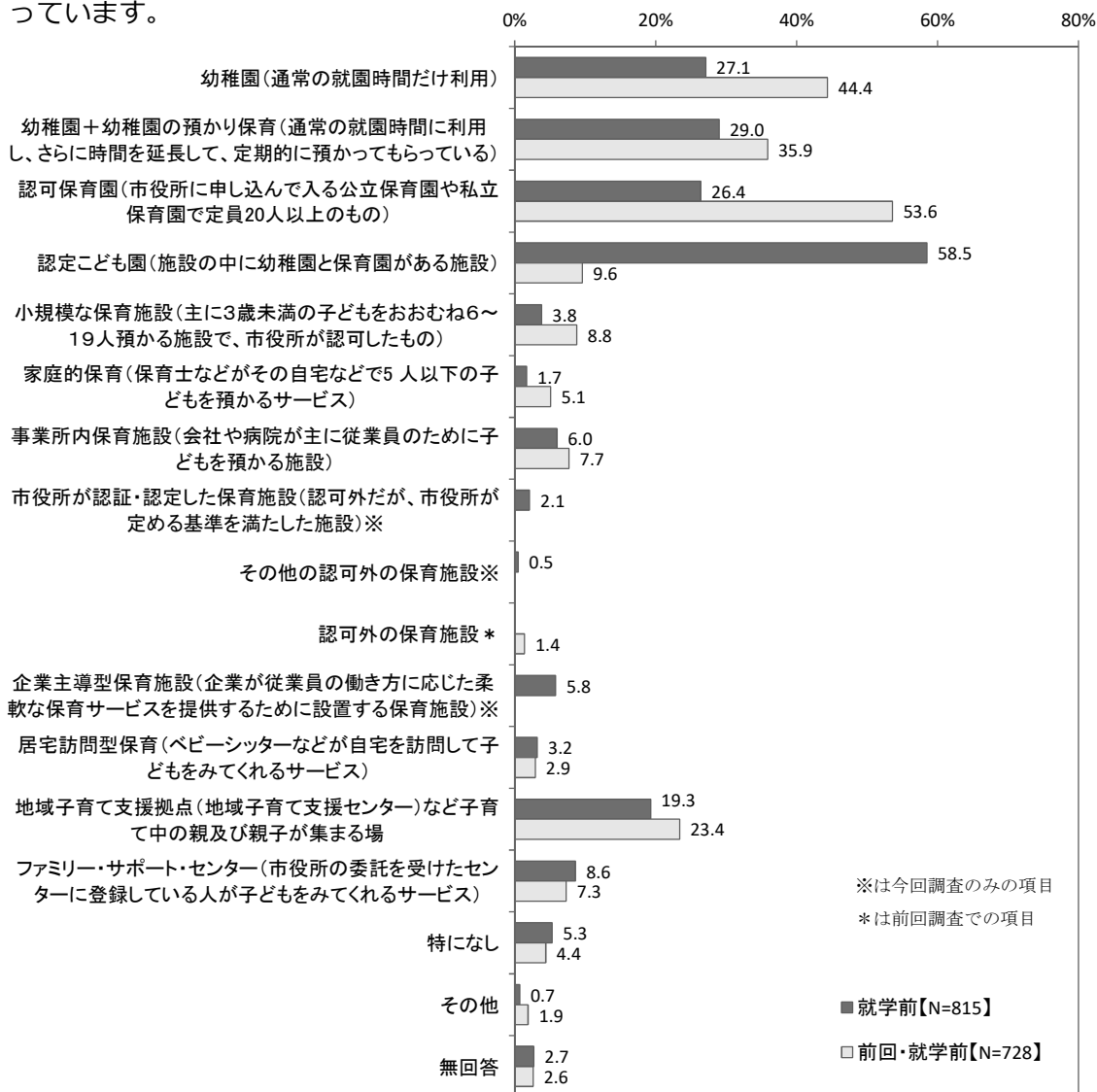
### ② 利用している施設やサービス《複数回答》

利用している施設やサービスについては、「認定こども園」が64.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が16.8%、「認可保育園」が10.2%となっています。



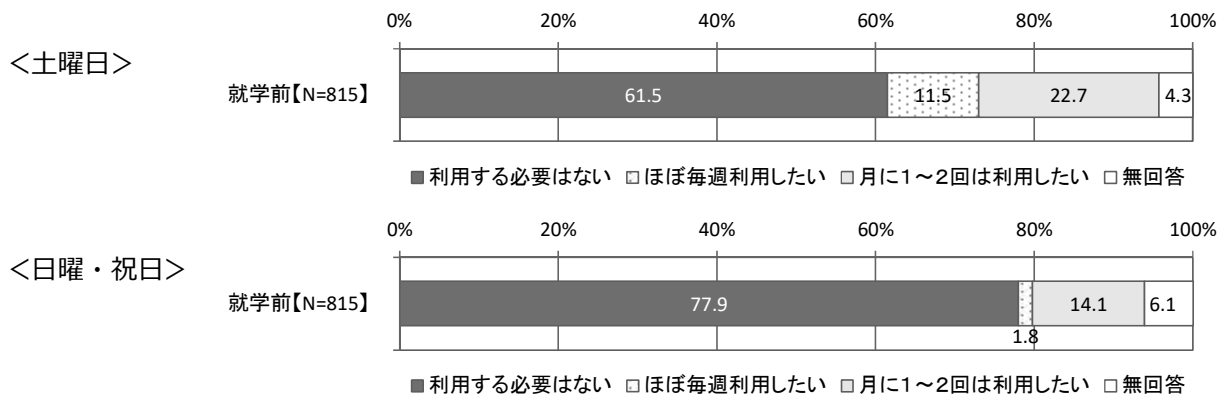
### ③定期的に利用したい施設やサービス《複数回答》

平日、定期的に利用したい施設やサービスについては、「認定こども園」が58.5%と最も高く、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」が29.0%、「幼稚園」が27.1%、「認可保育園」が26.4%となっています。認可保育園から認定こども園に移行する施設が増えたため、前回調査から大きく変わっています。



### ④土曜日、日曜・祝日の教育・保育サービスの利用希望

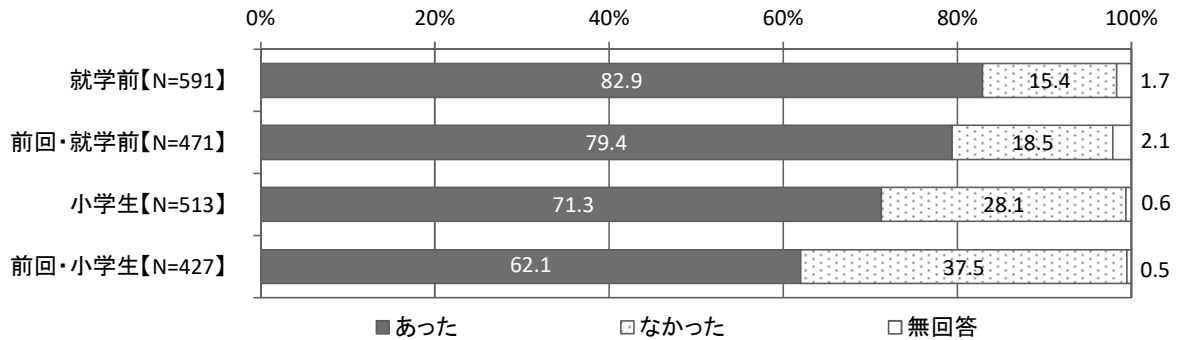
土曜日、日曜・祝日の教育・保育サービスについて、利用したい割合（「ほぼ毎週利用したい」「月に1~2回利用したい」の計）が、土曜日で34.2%、日曜・祝日で15.9%となっています。



### (3) 子どもが病気になったときの対応

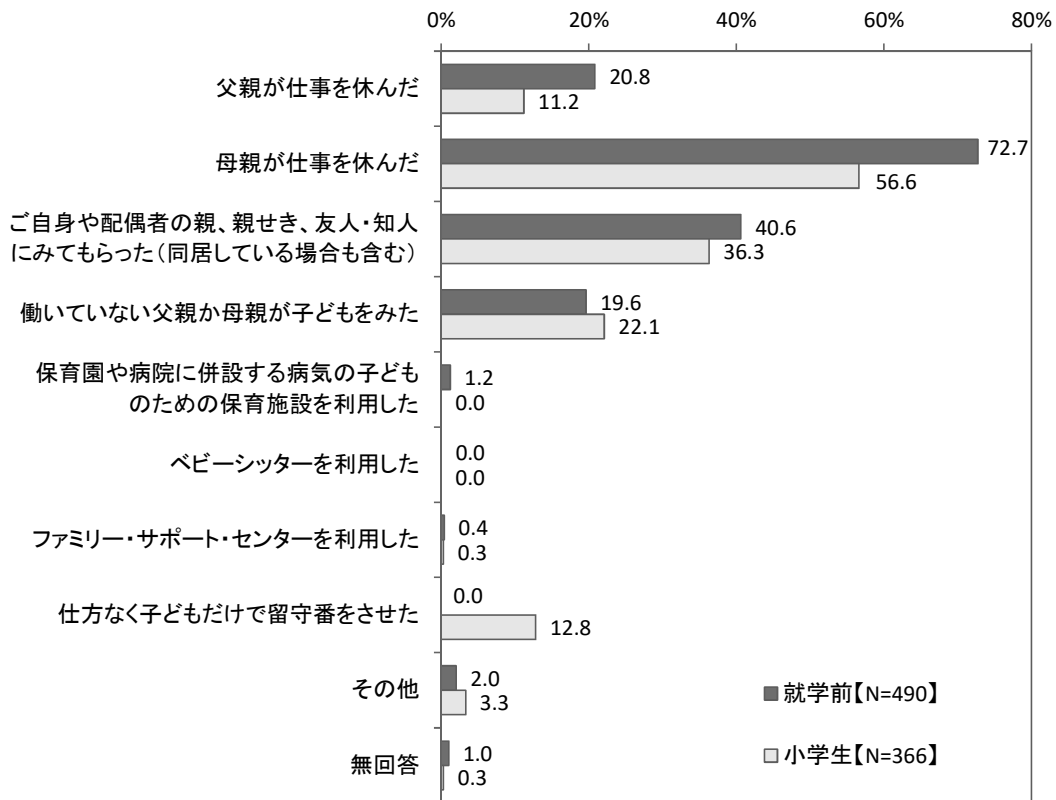
#### ①子どもの病気で施設・サービスが利用できなかったことの有無

この1年間に、子どもが病気やけがで教育・保育サービスを利用できなかったこと（小学校を休まなければならなかったこと）が「あった」が、就学前児童で82.9%、小学生児童で71.3%となっており、ともに前回調査よりも上昇しています。



#### ②教育・保育サービスが利用できなかったときの対処方法

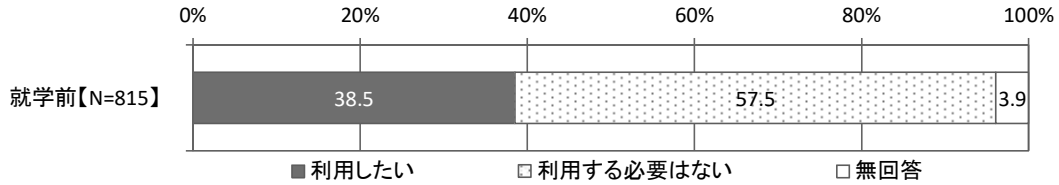
教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法については、就学前・小学生ともに「母親が仕事を休んだ」がそれぞれ72.7%、56.6%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が40.6%、36.3%となっています。



#### (4) 一時預かりの利用に対する希望 [就学前児童のみ]

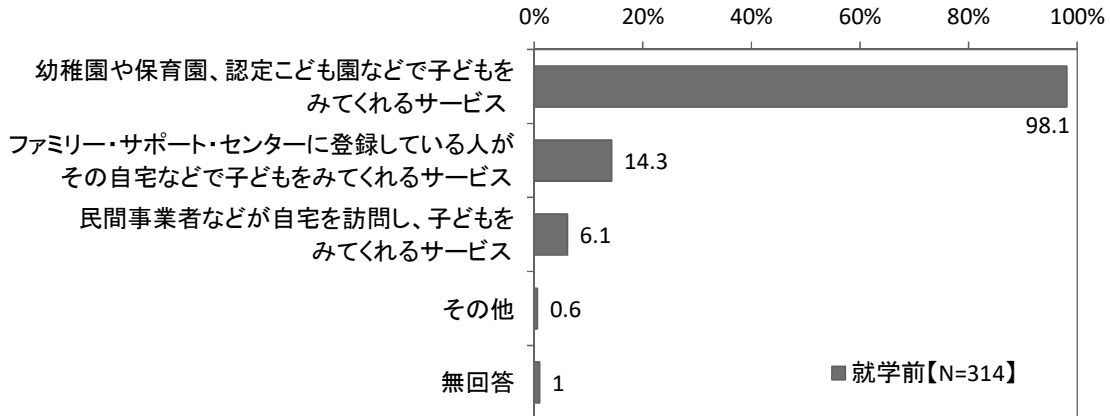
##### ① 一時預かりの利用希望

私用や不規則な仕事などを理由として、保育園や認定こども園などで実施されている一時預かりを「利用したい」が38.5%となっています。



##### ② 望ましい子育て支援サービス

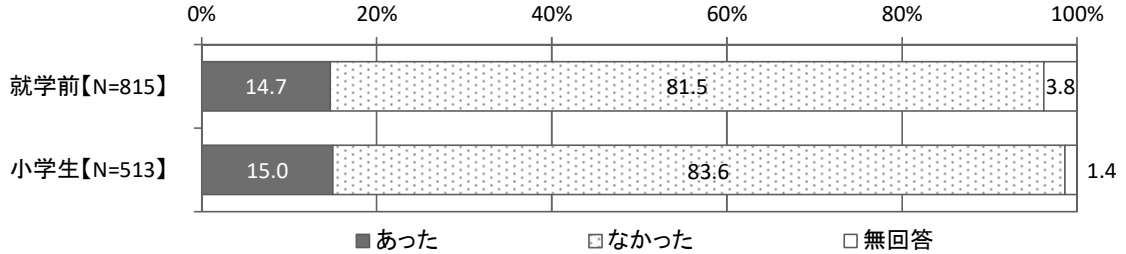
私用や不規則な仕事などを利用目的に子どもを預ける場合に望ましい子育て支援サービスについては、「幼稚園や保育園、認定こども園などで子どもをみてるサービス」が98.1%と圧倒的に高くなっています。



## (5) 宿泊をともなって子どもを家族以外に預ける状況

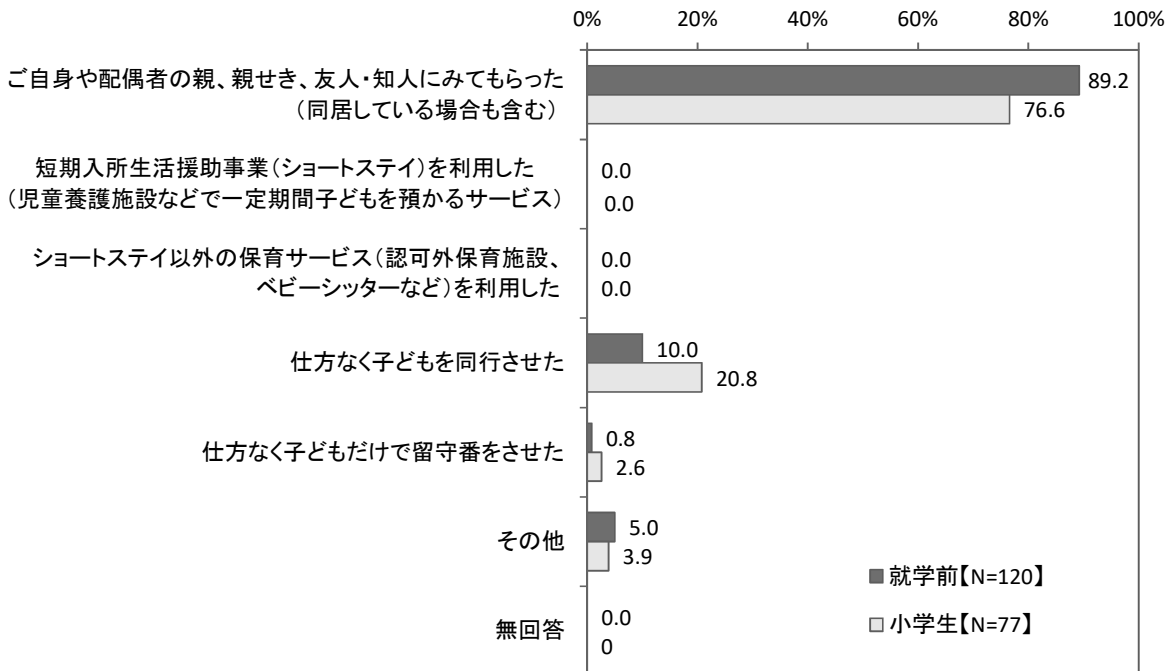
### ① 子どもを泊りがけでみてもらう必要の有無

この1年間で、保護者の用事により、子どもを家族以外にみてもらわないといけないことが「あった」が、就学前で14.7%、小学生で15.0%となっています。



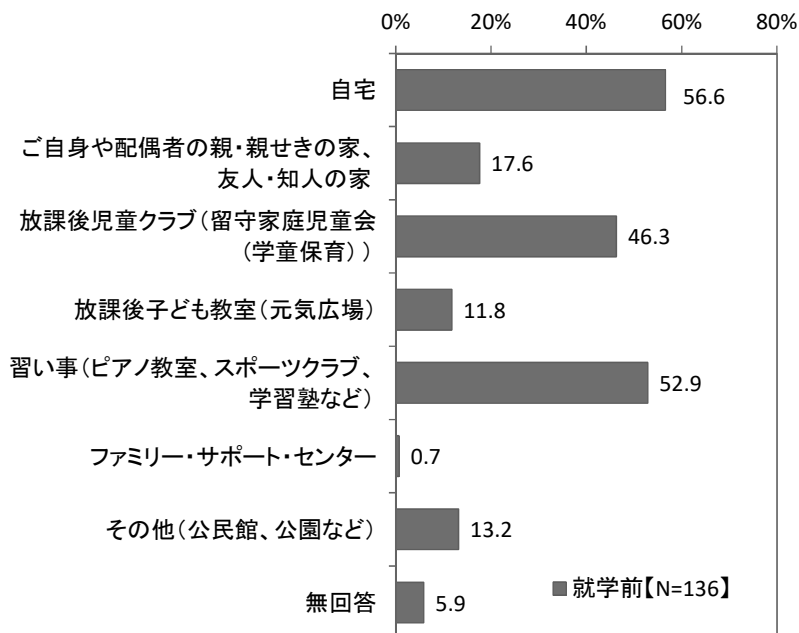
### ② 子どもを泊りがけでみてもらう必要があった際の対処方法

子どもを泊りがけでみてもらう必要があった際の対処方法としては、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」が就学前で89.2%、小学生で76.6%と、ともに最も高くなっており、「仕方なく子どもを同行させた」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が続いています。



**(6) 小学校入学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか** [就学前児童のみ]

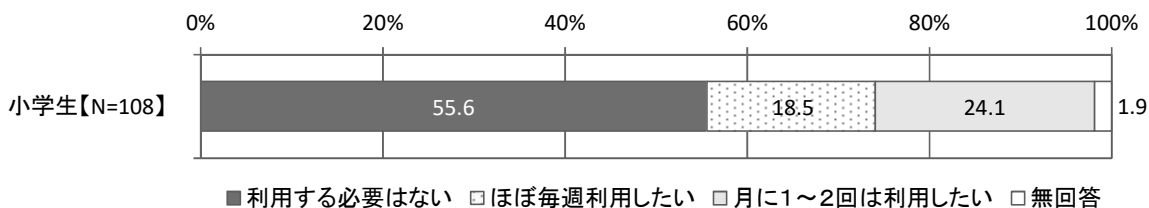
小学校低学年（1～3年生）の間の放課後の過ごし方については、「自宅」が56.6%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が52.9%、「放課後児童クラブ（留守家庭児童会（学童保育）」が46.3%などとなっています。



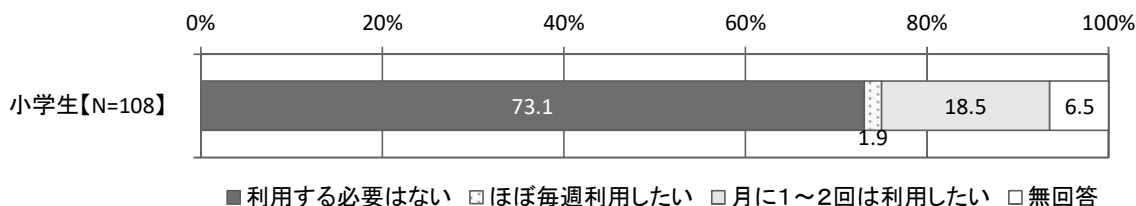
**(7) 土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望** [小学生児童のみ]

土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望について、利用したい割合（「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」の計）が、土曜日で42.6%、日曜・祝日で20.4%となっています。

<土曜日>



<日曜・祝日>





## 第2節 教育・保育提供区域

### 国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

### 本市の考え方

本市では市域全体を「1 区域」と考え、教育・保育提供区域とします。

## 第3節 幼児期の教育・保育事業・サービス量の見込み及び提供体制

本計画において、国から求められている次に掲げる事業については、「量の見込み」を設定し、本計画の目標年度である令和6（2024）年度までに確保に向けて取り組みます。

### 1. 各年度における教育・保育の量の見込み

#### 国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分<sup>※</sup>に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。

※待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）。

#### ■ 認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育（以下「学校教育」という）のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

### 2. 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### 国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業<sup>※</sup>による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

- ・教育・保育施設、地域型保育事業<sup>※</sup>の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

#### 本市の提供体制、確保策の考え方

○「教育」の提供体制については、従来型の幼稚園及び認定こども園（幼稚園・保育園から移行）により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

「保育」の提供体制については、保育教諭、保育士の確保に努め、利用定員の拡大（定員の弾力化運営を含む）により対応し、今後、人口推計を踏まえ、合わせて幼児教育・保育の無償化や働き改革推進による保育需要の影響を考慮しながら、適正な提供体制の確保に努めます。

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和2年度			令和3年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	
①量の見込み（必要利用定員総数）（人）	765	1,372	914	732	1,313	920	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園（教育・保育施設）（人）	768	1,455	914	768	1,455	914
	（確認を受けない幼稚園）	265	0	0	265	0	0
	地域型保育事業（人）	0	0	0	0	0	0
②-①（人）	268	83	0	301	142	△6	

	令和4年度			令和5年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	
①量の見込み（必要利用定員総数）（人）	717	1,287	918	711	1,275	903	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園（教育・保育施設）（人）	768	1,455	914	768	1,455	914
	（確認を受けない幼稚園）	265	0	0	265	0	0
	地域型保育事業（人）	0	0	0	0	0	0
②-①（人）	316	168	△4	322	180	11	

	令和6年度			
	1号	2号	3号	
	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	
①量の見込み（必要利用定員総数）（人）	713	1,279	889	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園（教育・保育施設）（人）	768	1,455	914
	（確認を受けない幼稚園）	265	0	0
	地域型保育事業（人）	0	0	0
②-①（人）	320	176	25	

※1号の量の見込みには従来の幼稚園を含む

※（確認を受けない幼稚園）とは従来型の幼稚園

## 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

### 1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### 国の考え方

- 各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

### 2. 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### 国の考え方

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業の種類ごとに各年度における地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

## ① 時間外保育事業

## 本市の提供体制、確保策の考え方

○時間外保育事業については、現行の延長保育事業を市内認定こども園・保育園のすべてで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

## ■時間外保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	1,299	1,272	1,255	1,239	1,231
②確保の内容（人）	1,299	1,272	1,255	1,239	1,231
②－①（人）	0	0	0	0	0

## ② 放課後児童健全育成事業

## 本市の提供体制、確保策の考え方

○留守家庭児童会につきましては、共働き家庭やひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く環境の変化から、放課後における児童の安全な居場所づくりが求められております。関係機関と連携しながら、老朽化による建替えや増築などの施設整備を進めるとともに、その支援に努めます。

## ■放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年（人）	898	871	860	859	822
	高学年（人）	195	196	192	187	181
	合計（人）	1,093	1,068	1,052	1,046	1,003
②確保の内容	登録児童数（人）	1,093	1,068	1,052	1,046	1,003
	施設数（か所）	13	13	13	13	13
②－①（人）		0	0	0	0	0

### ③ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

#### 本市の提供体制、確保策の考え方

○一時預かり事業（預かり保育）については、私立幼稚園において事業を実施しておりますが、潜在ニーズが高く、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できる状況です。

■一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		17,099	16,368	16,044	15,892	15,937
②確保の内容	一時預かり事業（在園児対象型）（人日）	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
②－①（人日）		2,101	2,832	3,156	3,308	3,263

### ④地域子育て支援拠点事業

#### 本市の提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、現在、公立2か所で開催しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）	5,136	5,151	5,117	5,036	4,953
②確保の内容（か所）	2	2	2	2	2

## ⑤一時預かり事業

### 本市の提供体制、確保策の考え方

○一時預かり事業については、現在、私立認定こども園・保育園で実施している一時預かり事業（一時保育）や、NPO法人に事業委託しているファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

#### ■一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		1,587	1,566	1,551	1,553	1,522
②確保の内容	一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）（人日）	230	230	230	230	230
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（人日）	15	15	15	15	15
②－①（人日）		2,018	2,039	2,054	2,052	2,083

## ⑥病児・病後児保育事業

### 本市の提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、現在、私立認定こども園・保育園1か所で病後児保育事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は一定確保できている状況です。

#### ■病児・病後児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		62	60	60	58	58
②確保の内容（人日）		80	80	80	80	80
②－①（人日）		18	20	20	22	22

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

## 本市の提供体制、確保策の考え方

- ファミリー・サポート・センター事業については、NPO法人に事業を委託し、1か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。
- 今後、提供会員の登録を働きかけ、さらなる充実を図ります。

## ■ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	150	150	150	150	150
②確保の内容（人日）	150	150	150	150	150
②－①（人日）	0	0	0	0	0

## ⑧妊婦健康診査事業

## 本市の提供体制、確保策の考え方

- 妊婦健康診査事業については、健康推進課で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

## ■妊婦健康診査事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）	9,296	9,238	9,180	9,122	9,064
②確保の内容（人回）	9,296	9,238	9,180	9,122	9,064
②－①（人回）	0	0	0	0	0



## ⑨乳児家庭全戸訪問事業

### 本市の提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、健康推進課所管事業として助産師・保健師等が乳児のいる家庭を全戸訪問しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	725	720	715	711	706
②確保の内容（人）	725	720	715	711	706
②－①（人）	0	0	0	0	0

## ⑩養育支援訪問事業

### 本市の提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、事業委託により実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。

今後、訪問支援者を確保することにより、支援体制の充実を図ります。

#### ■養育支援訪問事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	20	20	20	20	20
②確保の内容（人）	20	20	20	20	20
②－①（人）	0	0	0	0	0

## ⑪利用者支援事業

### 本市の提供体制、確保策の考え方

○子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を実施できるよう、市の包括的相談支援体制の整備に併せて、市域に基本型を1か所、生活圏域に5か所整備し、量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

#### ■利用者支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（か所）	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	5	5	5	5	5
②確保の内容（か所）	基本型	1	1	1	1	1
	母子保健型	5	5	5	5	5
②-①（か所）	基本型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	0	0	0	0

# 第5章 次世代育成支援行動計画

## 第1節 地域における子育て支援の推進

### 1. 地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援について、在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分踏まえながら、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

#### (1) 地域での子育てサービスの充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	「子育てを手伝ってほしい人」（利用会員）と「子育ての手助けができる人」（提供会員）が会員登録し、お互いに支え合う相互援助活動の橋渡しを行います。 事業の周知を図り、利用促進に努めるとともに、提供会員に対する研修の実施など組織の充実を図ります。	子育て支援課
2	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の心身の不調や病気療養をはじめ冠婚葬祭等社会的な事由で緊急一時的に子どもを保護する事業です。 事業の周知を図り、サービスを必要とする方への利用促進に努めます。	子育て支援課
3	一時預かり（一時保育）事業	保護者の急用や病気等の際に、緊急的保育サービスとして一時的に児童を認定こども園・保育園で預かる事業です。 サービスを必要とする方が利用できるよう、受入れ枠を確保します。	子育て支援課
4	家庭支援推進保育所事業	家庭支援推進保育所事業の対象保育園において、配慮を要する児童への家庭訪問や在宅の子育て家庭への訪問等を実施しており、継続して実施します。	子育て支援課
5	私立幼稚園・認定こども園（1号）の3歳児保育	子どもにとって最初の学校である私立幼稚園・認定こども園（1号）において、3歳児保育を実施しています。3歳児の発達の特徴を踏まえ、基本的な生活習慣を育むと共に、健康・運動・言語・音楽・美術など色々な領域において、充実に努めます。	子育て支援課
6	私立幼稚園・認定こども園（1号）の満3歳児保育	4月1日付けで満2歳の幼児が満3歳になった段階で私立幼稚園・認定こども園（1号）に入園することができます。満3歳児に対して、早期の集団教育の必要性が増す中、社会性を身につけていくことを目的として、継続実施します。	子育て支援課
7	私立幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育	私立幼稚園・認定こども園（1号）では、正課の教育時間の後に「預かり保育」を実施し、園児の健全な育成を図るとともに、保護者の就労等の支援を含めた子育て支援を行っています。 必要とされるサービス量を確保し、園児の健全な育成を図ります。	子育て支援課
8	私立幼稚園の長期休業中の預かり保育	私立幼稚園では、長期休業中においても「預かり保育」を実施し、園児の健全な育成を図るとともに、保護者の就労等の支援を含めた子育て支援を行っています。 必要とされるサービス量を確保し、園児の健全な育成を図ります。	子育て支援課
9	特別支援教育	「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援が求められています。 私立幼稚園では、多様な障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、知的障害、言語障害等）のある園児に対して、きめ細かな指導を行っています。専門医と連絡を取りながら、子ども一人ひとりがそれぞれの障害を乗り越え、様々な能力の獲得をめざしながら、先生や他の園児との交流を通じて楽しい幼稚園生活を送ることが必要であり、また、保護者の悩みや相談に応じるとともに、必要な支援を行い、今後も事業を継続実施します。	子育て支援課

## (2) 子育てに関する相談支援体制の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
10	民生委員児童委員（主任児童委員）活動の活性化	地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員（主任児童委員）活動について、地域住民や福祉関係者の理解を深めるため、活動内容の普及・啓発を行い、活動の活性化を図ります。 また、地域住民の個別ニーズや課題が複雑・多様化する中、負担感による担い手が不足していることから、担い手の確保に努めます。	社会福祉協議会 地域共生推進課
11	学校・園における相談体制の充実	学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な相談員による相談事業を実施し、子どもたちや保護者が心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。いじめ、不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため、教育支援教室、教育相談などの事業の充実に努めます。 幼稚園・認定こども園・保育園においては、子育て支援として実施している園庭開放や遊びの教室などの際に、子育てに関する悩みや相談に応じ、負担感の解消に引き続き努めます。	学校教育課 子育て支援課
12	育児相談員・スマイルサポーター（地域貢献支援員）による育児相談	私立認定こども園・保育園では、大阪府認定の育児相談員や大阪府知事認定のスマイルサポーター（地域貢献支援員）を配置し、子育てに関連する様々な悩みや相談に応じています。 子育て中の保護者の負担軽減を図るため、継続実施します。	子育て支援課
13	子育て教育相談	私立幼稚園において、就園前及び卒園後の小・中・高校生までの子育て教育相談を実施しており、事業の充実に努めます。	子育て支援課
14	子ども家庭総合支援拠点の設置	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般からより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点を設置運営します。 子どもに関わる関係機関の総合調整を行い、個々のニーズや家庭の状況に応じた支援を行います。	子育て支援課
15	家庭児童相談室の充実	子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し、相談員が子どもと家庭に関する相談に応じています。 相談件数が急増し、内容も複雑化・深刻化している現状を踏まえ、相談員の研修の機会を確保するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	子育て支援課
16	教育相談事業の充実	教育相談の担当者に対する研修の充実を図り、複雑かつ多様化する児童・生徒、青少年問題の相談に対応できるよう努めます。	学校教育課
17	スクールカウンセラー	児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の解決に努めます。 また、生徒の指導体制の充実も図ります。	学校教育課
18	スクールソーシャルワーカー	いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。	学校教育課
19	障害教育推進事業の充実	各支援学校と連携しながら、就学相談を実施しています。子育て支援課、健康推進課等関係機関と連携し、早い段階での情報提供により、よりきめ細やかな発達相談体制の充実をめざします。小学校1年生対象の巡回相談も継続します。	学校教育課
20	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報の提供・各種相談に応じています。 今後は、より身近な場所である生活圏域（中学校区）での子育て等の悩みを相談できる窓口を設置し、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を推進します。	地域共生推進課

### (3) 子育てに関する情報提供の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
21	情報ガイドブック（「子育てのしおり」）	保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関する事業などの情報を取りまとめたガイドブック「子育てのしおり」を作成しています。 制度改正等による改訂版を随時発行し、子育てに関する最新情報を提供します。	子育て支援課
22	子育てポータルサイト（「子育て応援なび」）	ホームページ上に子育て家庭向けのポータルサイト「子育て応援なび」を設け、また、子育て支援課のFacebookを開設することにより、子育て支援にかかる制度や手続きの案内等、必要な情報を適宜更新し、最新情報を提供しています。 子育てに関する情報をいつでも、どこでも必要な時に必要な情報を入手できるよう、内容を充実し、情報提供します。	子育て支援課

## 2. 保育サービスの充実

就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めるとともに、居宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を図ります。

### (1) 働く家庭のための保育サービスの充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
23	通常保育事業	保護者の就労、病気等の理由により、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わり保育園、認定こども園等において保育を行う事業です。 待機児童を出さないよう定員枠を確保します。	子育て支援課
24	乳児保育	産休明け（8週）以上1歳未満の乳児を預かる事業です。 待機児童を出さないよう定員枠を確保します。	子育て支援課
25	障害児保育	心身に障害のある児童に対し、集団保育を行うことにより、障害の軽減及び発達の援助を目的として保育を行う事業です。 児童それぞれの個性を尊重し、一人ひとりの障害や能力に応じた保育を行うため、研修等による保育士の資質向上を図り、保育内容の充実を図ります。また、障害児保育の実施先の確保に努めます。	子育て支援課
26	延長保育事業	保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて認定こども園・保育園等で児童を預かって欲しい場合に時間を延長して保育を行う事業です。 保護者の幅広い就労形態を支援するため、必要なサービス量を確保します。	子育て支援課
27	病後児保育事業	認定こども園・保育園に通所している児童で病気の回復期にあることから集団保育できない場合に一時的に保育を行う事業です。 市報やホームページ等を通じ、事業内容の周知を図り、サービスを必要とする子育て家庭の利用促進を図ります。	子育て支援課
28	休日保育事業	日曜・祝日などに勤務する保護者のために日曜・祝日などにおいて保育を行う事業です。 本市では未実施であることから、市民ニーズを見極めながら実施について検討します。	子育て支援課

## (2) 保育・教育内容の充実と人材の育成

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
29	幼稚園・認定こども園・保育園交流事業の推進	幼稚園及び認定こども園・保育園入園児童の交流の促進、職員の合同研修の実施、子育て支援事業の連携実施など幼稚園、認定こども園・保育園の連携を強化し、保育・教育内容の充実を図ります。	子育て支援課
30	学校・園・保育所の連携強化	幼稚園・認定こども園・保育園、小中学校間の教職員、子ども、保護者間の交流を図り、さまざまな機会を通して校種間連携を進めます。	学校教育課 子育て支援課
31	幼稚園・認定こども園・保育園の人材育成	保育サービスの多様化に対応できるよう、幼稚園教諭・保育教諭・保育士への研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。	子育て支援課

## (3) 保育環境の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
32	私立認定こども園・保育園の運営に対する支援	私立認定こども園及び保育園への運営支援を継続的に行うことにより、待機児童の解消はじめ、多様な教育・保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
33	認定こども園・保育園施設の整備・充実	私立認定こども園・保育園における施設の増改築や計画的な建替えに対し、整備費補助を行うことにより、施設の整備・充実を図ります。	子育て支援課

## (4) 放課後児童健全育成の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
34	放課後児童対策事業（留守家庭児童会）	保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供する事業です。 平成27年4月より民間事業所に運営を委託しています。行事やイベント、学習支援プログラムの充実及び支援員の体制強化を図るなど事業内容を充実し、児童の健全育成に努めます。	学校教育課
35	放課後子供教室	放課後や週末等にすべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組みです。 市内すべての小学校で実施します。	学校教育課
36	放課後子ども総合プランの推進（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な運営）	国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な運営を行っています。	学校教育課
37	子どもの居場所づくり事業（こども食堂）	子どもが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、食事の提供や学習支援等を行い、子どもに対する効果的な支援につなげます。 また、こども食堂ネットワークにより、こども食堂同士の連携を深め、市内の子どもの居場所づくりを推進します。	子育て支援課

## 3. 子育て支援のネットワークづくり

地域における子どもの健やかな成長には、保育サービスなどの公的支援の充実とともに、それを補完する地域での助け合い、支え合いといった地域ぐるみの子育て支援が必要です。地域ぐるみの子育て活動を充実させるため、子育てサロンなどの活動を行っている小地域ネットワーク機能が地域で一層発揮できるよう支援していきます。

また、子ども会活動やボランティア活動等を中心に市民の知識や技能などを積極的に活用し、市民一人ひとりの連帯感を育て、子育て意識の回復に努めるとともに、自主的な子育て活動を促進し、各団体の情報の共有化と活動の連携などを図り、子育て支援のネットワークを構築します。

## (1) 地域における子育て支援活動の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
38	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）では、子育て家庭に対する講座の開催や情報の提供、育児相談（電話・来所相談）等を行うとともに、子育てサークルへの支援を行うなど、各種事業を実施しています。 地域における子育て支援の拠点として、利用者のニーズに対応できるよう、事業内容の充実を図ります。	子育て支援課
39	0歳児育児教室	認定こども園・保育園において、1歳6か月までの子どもとその保護者を対象に、親子遊びの提供や育児不安や悩みの相談に応じています。 必要に応じて専門職が対応し、育児不安の解消や、保護者同士のつながりへの支援を実施します。	子育て支援課
40	遊びの教室	認定こども園・保育園において、1歳6か月から3歳までの子どもとその保護者を対象に、遊びを通じて保護者同士の交流や、育児相談などを実施しています。 同年齢の子どもと保護者で継続して参加することで関わりを広げ、深める支援と共に、遊び内容の充実を図ります。	子育て支援課
41	のびのび子育て応援	満1歳6か月までの子どものいる世帯で希望する世帯に対し、公立認定こども園の保育教諭が訪問、またはハガキ通信を行い、悩みの相談に応じたり、子育てに関する情報を提供しています。 保護者のニーズを把握し、情報提供することで、安心して子育てができるよう、事業を継続実施します。	子育て支援課
42	私立認定こども園・保育園園庭開放	地域における身近で安全な遊び場を提供するとともに、子ども同士、保護者同士の交流の場として、また子育ての悩みや不安、負担を共有し、気軽に話せる場として、認定こども園・保育園の園庭を開放しています。 入園を希望される園への参加があるため、園内の様子や雰囲気を知ってもらうことと、地域の子育て支援施設として安心して利用してもらえるよう、事業を継続実施します。	子育て支援課
43	私立幼稚園・公立認定こども園園庭開放	地域における身近で安全な遊び場を提供するとともに、子ども同士、保護者同士の交流の場として、また子育ての悩みや不安、負担を共有し、気軽に話せる場として、私立幼稚園の園庭を開放しています。 公立認定こども園においては、地域における教育センターとしての機能を果たすため、事業を継続実施します。	子育て支援課
44	公立認定こども園施設開放	毎週土曜日に公立認定こども園のホールや保育室を開放し、絵本の読み聞かせや遊びを提供しています。 地域における子育て支援施設としての機能を果たすため、事業を継続実施します。	子育て支援課
45	公立認定こども園行事開放	公立認定こども園で実施している行事（焼き芋会、もちつき会、クリスマス会等）に地域の子育て家庭も参加してもらっています。 行事を通して在園児との交流を図るとともに、保護者同士の交流の場として、事業を継続実施します。	子育て支援課
46	2歳児親子教室（未就園児親子体験）	2歳児とその保護者を対象に、いろいろな教育活動を通して社会性が芽生え、徐々に自立ができるよう、また、集団生活に馴染んでいくことを目的として、私立幼稚園で実施しています。 教室を通じて保護者同士の交流の輪も広がることから、事業を継続実施します。	子育て支援課

## (2) 自主的活動のネットワーク化の促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
47	子育てネットワーク支援	子育て世代の保護者の就労率が高まり、新たな子育てサークルを結成しようという動きが留まっているため、既存の子育てネットワーク三輪車の活動支援と存続について協力・協調していくとともに子育て支援センターとの連携を密にします。	生涯学習課

### (3) 小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
48	子育てサロン	小地域ネットワーク活動の一環として、地域において子育てで悩んでいる親への支援や、親同士の交流の場を提供し、子育てを支援します。 参加者への丁寧なかかわりによる孤立防止や参加しにくい人へのアプローチの工夫等にも取り組んでいきます。	社会福祉協議会 地域共生推進課
49	私立認定こども園・保育園による地域貢献事業（子育てサロンの支援）	私立認定こども園・保育園が各地区福祉委員会に参画し、各地区（町）で実施している「子育てサロン」に保育教諭・保育士を派遣するなどサロン運営を支援しています。 地域における子育て支援の充実を図るため、事業を継続実施します。	学校教育課 子育て支援課

## 4. 子どもの健全育成

子育てに対する意識は早い時期から培われることが望ましいと考えられることから、地域や学校などの関係機関と連携し、児童・生徒と乳幼児やその保護者とのふれあいを通じ、生命の大切さや人を思いやる心などを学ぶ機会を充実します。

また、市民全体があらゆる場面において、子どもの権利に対する理解を深め人権意識を高めていくとともに、次代を担う子どもの健全な育ちを支える環境づくりを推進します。

### (1) 世代間交流の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
50	多世代・異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実	幼稚園・認定こども園・保育園、小・中学校を子どもの遊び場や地域住民と子どもとの交流の場、子どもと高齢者のふれあいの場とし、中学校区での行事や、各校で行われる「総合的な学習の時間」などを活用して、学校園を交流の拠点となるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課
51	世代間交流事業	小地域ネットワーク活動の一環として、福祉委員会主催の世代間交流会などを開催することにより、高齢者が地域の子供達と交流を行い、地域の伝統文化を学び、地域への愛着を育む機会の提供に努めます。 また、認定こども園・保育園においては、高齢者施設を訪問することにより、園児と高齢者との世代間交流を継続して実施します。	社会福祉協議会 子育て支援課 地域共生推進課

### (2) 子どもの健全育成に関する啓発活動の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
52	講演等を通じた啓発活動	広報紙などを通じ、青少年の健全育成に対する理解を深める啓発活動を引き続き実施します。	青少年課
53	青少年問題協議会などの活動	青少年問題協議会などの啓発活動を充実し、市民の青少年健全育成に対する理解促進と健全育成にふさわしい環境づくりに取り組みます。	青少年課
54	地域住民の協力による青少年健全育成活動	各学区組織との連携により地域住民による青少年に対する声かけや街頭啓発などを実施し、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。	学校教育課



### (3) 青少年育成事業の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
55	青少年育成事業 ・北部市民交流センター青少年分館 ・南部市民交流センター青少年センター ・生涯学習センター他	青少年や保護者のニーズに合った事業展開と各種活動の充実などに努め、青少年の健全育成の促進を図ります。 子ども達の学習環境ニーズに応えるユニバーサルな学びの場を提供し、学習に対しての意欲「できた」という思いを向上させることに努めます。学校と連携し学習のやる気につなげ、子どもの自立学習を目指します。 また、各種講座や教室の内容の充実及び実施場所と講師確保に努めます。	生涯学習課 人権推進課
56	こども会活動	こども会育成事業委託料 市内各こども会の連合体である「泉佐野市こども会育成連合会（市こ連）」へ育成事業を委託 市こ連の主な行事 4月総務部会 5月ソフトボール大会 7月ドッチボール大会 7月親子研修会（デイキャンプ） 10月泉こ連グラウンドゴルフ大会 11月オセロ大会 等を実施	青少年課

## 第2節 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進

### 1. 子どもや母親の健康の保持

家族で妊娠を喜び、安心して出産を迎えられるように、また、父親も一緒に子育てに参加・参画していけるよう、妊娠時からファミリー教室（妊婦）への参加促進を図るなど教育、相談体制の整備を図ります。

さらに、妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進の観点から、保健・医療・福祉及び教育の各分野との連携のもと、従来の母子の健康保持・増進への取り組みに加え、子育て家庭が直接相談できる機会を充実し、疾病の早期発見・早期対応に努めるとともに、育児不安の軽減、子育て家庭の孤立の防止を図ります。

#### (1) 安心感のある妊娠・出産への支援

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
57	母子健康手帳の交付	母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となる手帳を交付します。 交付時には妊婦に対してファミリー教室や地域子育て支援センターの案内や副読本などを配付するなど、妊娠中や子育ての不安の軽減を図るための情報を提供します。	地域共生推進課
58	妊婦一般健康診査、産婦健診、妊産婦等歯科健康診査の充実	妊産婦の健康管理を図り、疾病の予防、早期発見を目的に健康診査を行います。 妊産婦が健やかな妊娠・出産ができるよう、引き続き内容の充実や受診率の向上、医療機関と連携し、適切な支援が適時に受けられる体制づくりをします。	健康推進課
59	妊産婦訪問指導の充実	妊娠届によりハイリスク妊婦を把握し、早期から支援の必要な妊婦・産婦の把握に努め、妊娠・出産・育児に関して必要な保健指導や相談を行い、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援を行います。今後も、身体面に加え、“こころの支援”の取り組みを推進します。	健康推進課
60	産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身の不調又は育児に不安がある方でサポートが得られにくい方を対象にデイサービスやショートステイなどにより心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。	健康推進課
61	助産施設への入所	経済的理由等により入院助産を受けることができない妊婦の入院を支援することにより安全・安心な出産につなげ、母子の健康と児童福祉の増進を図ります。	子育て支援課
62	禁煙と受動喫煙の防止の推進	妊婦・乳幼児期の保護者に対する禁煙と妊婦・乳幼児に対する受動喫煙防止を支援します。	健康推進課

#### (2) 親と子の健康づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
63	新生児訪問	助産師等の訪問により新生児の発育や栄養、生活環境についての適切な指導や相談を行っています。 育児支援や虐待防止のため、事業の広報・啓発活動に努めます。	健康推進課
64	乳幼児健康診査等の充実	4か月児・乳児前期・乳児後期・1歳6か月児・3歳6か月児を対象とした健康診査の内容の充実に努めるとともに、新生児聴覚検査事業を実施し、発達確認や健康保持・増進、疾病・虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう健康診査の充実と受診率の向上に努めます。 なお、経過観察を必要とする乳幼児には疾病の早期発見に努めるとともに、専門医師や心理相談員による指導の充実や小児発達の専門医の確保に努めます。	健康推進課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
65	歯科疾患予防事業の充実	虫歯の急増期における幼児及びその保護者を対象に、口腔内診査や保健指導等を行うことにより、歯科疾患の予防に努め、さらなる受診率の向上と健康づくりの意識の啓発に努めます。	健康推進課
66	こどもの予防接種	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種定期接種を実施するとともにインフルエンザの蔓延抑制、重症化予防を図るため小児インフルエンザの費用助成を継続します。 また、令和3年度まで第5期風しん予防接種を実施し、風しん症候群の予防に努めます。	健康推進課
67	健康診査事後事業（親子教室）	1歳6か月児検診及び経過観察検診等で事後指導が必要とされた子どもとその保護者を対象に教室や発達相談、懇談会などを実施しています。 健康推進課や関係機関との連携を図り、遊びや交流を通じて子育てに関して学べる場の充実を図ります。	子育て支援課
68	妊産婦・乳幼児の保健指導、相談	保健師、栄養士が妊産婦に対して疾病の予防や健康増進に関し、適切な指導や相談を行っています。また、乳幼児に対しては、発達、疾病予防、生活習慣、栄養、食事、予防接種、事故予防など電話や面接、家庭訪問や集団教育等、様々な方法で保健指導し、乳幼児の健全育成を図るとともに親の育児不安の解消に努めます。	健康推進課
69	ブックスタート事業	絵本を通して楽しいひとときが過ごせるよう、乳児健診（4か月健診）時に絵本の読み聞かせを行い、絵本を配付しています。 今後は、新規のボランティアの養成やそのボランティアへの支援をしていながらボランティアのスキルアップにも努めます。	健康推進課

### （3）子育て相談や親子の交流機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
70	育児等健康支援事業 乳幼児育成指導事業 （とっとこくらぶ）	遊びと交流を通じて経過観察や育児支援を行っています。 引き続き、内容の充実を図ります。	健康推進課

## 2. 食育の推進

乳幼児期の食事は、「からだをつくる」と同時に知的・精神的発達とも密接に関係することから、正しい栄養や食生活のあり方などについて、乳幼児期から食育についての啓発に努め、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上、学習機会の提供などを行います。また、子どもの朝食欠食の現状への対策として、子どもが望ましい食習慣を実践する力が身につくように、地域と学校、家庭が一体となった学習活動を促進します。

### （1）食生活に対する意識の向上

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
71	母子栄養管理事業（ファミリー教室）	ファミリー教室参加者や妊婦健康診査受診者に対して、妊娠中の食事や健康管理などについての相談に応じ、出産に対する不安の解消を図ります。	健康推進課
72	離乳食講習会の充実	離乳食に関する正しい知識の普及と相談、食生活を中心とした保護者の育児不安の解消、親の仲間づくりの場の提供や食育を通じた交流を目的として実施しています。 赤ちゃん相談など他の事業と連携し、充実を図ります。	健康推進課
73	乳幼児期からの食育の推進	「食育推進計画」に基づき、様々な場において食育に関する啓発を行っています。 保育所や幼稚園など関係機関と連携し、乳幼児期から発達段階に合わせた規則正しい生活習慣を育むよう働きかけ、食育を推進します。	健康推進課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
74	保健・福祉・教育等の連携の推進	「食育推進計画」に基づいたネットワークを活用し、望ましい食習慣等の啓発に努めます。 「健康増進計画・食育推進計画」の庁内推進会議を開催し、担当部署での取組状況の確認をするとともに、栄養教諭を中心に各校で継続して取組みを実施します。	学校教育課 子育て支援課 健康推進課
75	食生活改善推進協議会の活動支援	健康づくりを支援するために食生活改善推進協議会を育成し、活動を支援します。 イベントや乳幼児健診時などを利用し、市民に身近な場で食育推進活動を行っています。	健康推進課
76	食育の推進	食生活改善推進協議会との連携を軸として、企業のCSR活動(出前講座など)を積極的に取り入れながら、様々な食に関する知識や情報を学ぶ機会を提供し、食生活への意識の向上に努めます。	生涯学習課
77	学校・園における食育活動	各校で、食育推進計画を見直しながら、栄養教諭を中心に各校で引き続き取組みを進めます。 園においては、クッキング保育や菜園活動、養護教諭や地域活動栄養士の講師を招聘するなど、食への関心を深めたり、食の安心・安全をめざした活動を行うとともに、関係機関の協力を得ながら食育活動を進めます。	学校教育課 子育て支援課

### 3. 思春期保健対策の充実

性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題、薬物乱用等の増加や喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校・引きこもり等の心の問題など、思春期における問題は深刻化しています。

母性、父性について正しく理解し、自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、学校保健と連携して、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

#### (1) 思春期の心とからだの健康づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
78	性情報に対する学習機会の充実	大阪府からの研修会の案内を学校へ送付し、積極的な参加を呼びかけます。	学校教育課
79	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実	喫煙・飲酒や薬物乱用、危険ドラッグなど心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。また、警察署や少年サポートセンターと連携し、薬物乱用防止教室を市内全小・中学校で実施します。	学校教育課
80	学校保健の充実（健康診断等の実施）	適切な健康診断の実施及び健康相談、事後措置、健康情報を踏まえ、子ども一人ひとりに応じた健康指導を充実し、病気の予防や早期発見、小児生活習慣病への対応等指導を行います。 健診業務については、継続的な管理により疾病の予防や早期発見が可能となるため、継続して実施します。	学校教育課

### 4. 小児医療の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、市内の医療機関において周産期から小児期全般にわたる医療水準を充実するとともに、救急医療に関する情報提供や啓発、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

#### (1) 小児医療体制の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
81	小児救急医療体制の充実	泉州初期急病センターにおいて、夜間や休日における小児救急医療体制の維持に努めます。	健康推進課

## 第3節 子どもの成長に資する教育環境の整備

### 1. 次代の親の育成

すでに親となった世代に対しては、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育を推進します。一方、次代の親となる若い世代に対しては、子どもを産み、育てることの意義と喜びを理解し、親となることの大切さを学習できる機会を充実します。

#### (1) 生命の大切さや家庭について学ぶ学習機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
82	性教育・家庭科教育の充実	外部機関（医師、ゲストティーチャー）と連携した取組みを行っている学校等を他校に紹介し、各校の性教育・家庭科教育の一層の充実を図ります。 また、道徳科等の他教科とも関連させながら、取組みを充実させます。	学校教育課

#### (2) 親子のきずなを深める学習機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
83	講演会や学習会の開催	少子化・核家族化が進む中で「子育て」が「孤育て」とならないように、親子・家族間のコミュニケーションや関係作りなどをテーマに学習会を実施すると共に親子で参加できる講座を開催し、共通体験の機会を提供します。	生涯学習課
84	家庭教育学級の充実	子育て世代の悩み等については、学校はもとより地域や保護者同士のつながりを深めることが大切です。 家庭教育学級事業を通じ、学習と交流ができるよう取り組みます。	生涯学習課

### 2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力―「生きる力」を養うとともに、地域の大人や子どもそれぞれが豊かな情操を育み、人間性豊かな人格の形成を図るための学校教育の充実を図ります。

また、学校教育では、基礎学力の向上を図るとともに、総合的な学習の時間などを活用した多様な体験活動を積極的に取り入れ、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。

#### (1) 主体的に生きる力を育む学校・園教育の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
85	教育相談事業	児童・生徒本人の直接の悩みや不安、保護者の子育て不安等の解消に向け、退職校長や臨床心理士による教育相談やカウンセリングの充実に努めます。	学校教育課
86	不登校対策事業	「さわやかルーム」、「シャイン」の2つの教育支援センターと学校が密接に連携し、センターでは不登校状態の子どもや家庭のケア、学校では不登校の未然防止に取り組みます。 子ども達の現状分析やアセスメントを行うなど、効果的な不登校対策を展開します。	学校教育課
87	生徒指導の充実	児童・生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう学校一体となった指導・支援体制を整備・充実します。また、不登校への支援や登下校時の安全対策に努めます。	学校教育課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
88	幼児教育の推進	幼稚園・認定こども園・保育園の教育内容を充実するとともに、園庭開放などの事業を実施することにより、地域の子育て家庭を支援するなど、地域における教育センターとしての機能を強化し、地域に開かれた園づくりを推進します。	子育て支援課
89	学力向上の推進	大阪府の事業を活用し、事業実施校を旗艦校として市内全体の授業改善と言語活動の充実に努めるとともに、旗艦校とペアとなる学校を指定し、取組みの継承と個別の支援を行います。 学力向上担当者会を月1回行い、情報提供をします。	学校教育課
90	児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実	児童生徒のもつ能力や適性など一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を推進し、各自が進路選択できるよう支援します。 具体的には、入試制度の情報提供を随時行い、また、中学校においては市教委主催の奨学金説明会を実施し、生徒が進路を幅広く選択できるよう支援します。 奨学金の貸付等、保護者からの進路相談にも応じます。	学校教育課
91	交流教育の推進	インクルーシブ教育の理念のもと、通常の学級における合理的配慮の提供及び授業のユニバーサルデザイン化を推進し、全ての子どもが互いに尊重し合いながら主体的に学ぶことのできる環境づくりをめざします。また、支援学級との交流会が行事にとどまらず、日常的に行われるよう、支援教育を推進していきます。	学校教育課
92	在日外国人及び帰国者の児童・生徒に対する指導の充実	在日外国人や帰国者の子ども等の学校生活や就学・進路選択のため、日本語指導担当教員を配置し、日本語指導の必要な児童・生徒に指導を行うとともに、通訳介助員を配置し、学校生活や授業での支援を行います。	学校教育課

## (2) さまざまな体験活動の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
93	ボランティア体験学習会の充実	ボランティア体験を通じて、自分が出来る事は何かを考える機会を設け、ボランティア活動のハードルを下げ、学生世代を含めた新規の登録ボランティアの確保に努めます。	社会福祉協議会 地域共生推進課
94	環境教育の推進	環境保全意識の向上をめざして、学校や地域などの場において学習できるよう支援します。	学校教育課

## (3) 自然や文化に親しむ機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
95	ジュニアリーダー養成事業	今後も従来と同程度の事業を実施し、活動を推進する。また、ジュニアリーダー育成講習の応募者数の増加を図ります。	青少年課
96	稲倉青少年野外活動センター運営事業	野外活動を通じ自己表現を図り、社会の一員として責任、役割を自覚し、幅広い視野や協調性・創造性を身につけ自立することを目的とした体験事業を開催し、青少年の健全育成を図ります。	青少年課

## (4) 国内外との交流活動の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
97	国際理解教育の推進	外国の人々とのふれあい・交流を通じて、外国の文化、習慣への理解を深めるとともに、自国の良さや文化を世界に発信するための表現力を養う教育を進めます。	学校教育課

### 3. 家庭や地域の教育力の向上

家庭は、子どもの最も身近な社会生活の場であるとともに、すべての学習の出発点です。家庭での学習が、その後の子どもの心身の成長発達に大きな影響を及ぼすといっても過言ではありません。今後、家庭においては、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭の子育て力の向上を図ります。

また、子どもは「遊び」を通して、同年齢・異年齢とふれあい交流し合いながら自立し、社会性・協調性を身につけ豊かな人間性を育みます。最近では、インターネットやスマートフォンなどの普及で、遊びの形態、場所などが変化し、少子化もあいまって、大人や子ども同士がふれあい、交流し合う機会は少なくなっているのが現状です。また、近隣関係の希薄化から近所で子どもを見守る機能も薄れ、地域の教育力も低下しつつあります。

今後は、地域の大人と子どもが協働して実施する交流活動や、地域の見守りのなかで子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の回復を図ります。

#### (1) 家庭教育の機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
98	家庭教育に関する学習機会の提供	時代に即した家庭教育の課題を踏まえて、子育て中の方々が知りたい・学びたい内容の学習会や講座を開催し、家庭教育の支援・充実に努めます。	生涯学習課

#### (2) 地域における大人と子どもが協働した活動の機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
99	子どもと大人が協働して学び合う体験活動の推進	地域性や特色を生かしたテーマの講座の実施に取り組む、その中でどのようにして子どもから大人まで一緒に協働していく活動と位置付けできるかを検討します。	生涯学習課
100	スポーツを通じた世代間交流の促進	市民総合体育館の予約の入っていない時間帯を活用して、共用利用として開放します。 また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることをふまえ、本市出身アスリート及びホストタウンアスリートを応援する取り組みを行うなど、子どもから高齢者にいたるまでスポーツを通じて交流できる機会を提供することで世代間交流を促進します。	スポーツ推進課

### 4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

次代を担う子どもが心豊かでたくましく健やかに成長できるよう、地域社会全体で子どもを温かく見守り、地域の教育機能を高めていくことが必要です。

このため、家庭や学校での教育だけでなく、市民一人ひとりが子どもの健全育成に理解を深め、家庭、学校、地域が連携し、子どもの健全育成に有害な影響を与える環境をなくすための取り組みを推進します。

#### (1) 子どもにふさわしい環境整備のための活動

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
101	社会環境の点検活動の推進	深夜飲食店、カラオケボックス等の遊興施設、非行少年のたまり場など、社会環境の悪化につながる場所の実態を把握し、有害な環境から子どもを守ることに努めます。 また、有害看板の撤去のため市内を随時パトロールします。	学校教育課 環境衛生課
102	青少年対策事業の推進	暴走族追放・少年非行防止街頭啓発、秋祭りパトロール、挨拶運動を実施し、青少年の健全育成を促進します。	青少年課 学校教育課

## 第4節 子育てを支援する生活環境の整備

### 1. 良質な住宅の確保

子育て家庭がそれぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の選択を可能にするための支援を推進します。

#### (1) 市営住宅の整備・充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
103	市営住宅の整備・充実	今後も、耐震性の低い老朽化した市営住宅を計画的に建て替え、住宅困窮者のニーズに応えることのできる市営住宅の供給を促進します。	建築住宅課

### 2. 良好な居住環境の確保

子どもの成長の妨げとなるような住環境の改善を急ぐとともに、子育て家庭にとって快適で安心して暮らせる住宅の整備に努めます。

また、子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を推進します。

#### (1) 快適で安全な住環境づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
104	快適な住環境づくりの促進	建築物の耐震化を推進し、道路・公園等の整備を総合的に行うことで、良好な住宅の誘導や供給、土地取引等の適正な指導に努め、快適な居住環境を促進します。 また、子どもが地域で安全で安心して遊び、地域住民がくつろげる場を確保する等、まち全体の住環境の充実を図ります。	都市計画課
105	居住者の健康を脅かす新たな問題への対応	大阪府等の関係機関と連携を図り、住宅が及ぼす健康被害についての情報提供に努めます。	都市計画課
106	公園施設整備事業	子どもが安全で安心して公園を利用できるように、公園遊具のハザードの回避など、公園施設の適切な整備、維持管理を進めます。	道路公園課

### 3. 安心して外出できる環境の整備

子どもを安心して生み育てるために、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境であることが必要であり、子どもや子ども連れでも安全に外出したり利用しやすい施設・設備の整備・充実に引き続き努めます。

#### (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
107	大阪府福祉のまちづくり条例や法律の周知・指導	大阪府福祉のまちづくり条例において保育所その他に類するものは、基準適合義務の対象であり、建築確認申請において大阪府が審査することになっており、市として開発指導要綱等で積極的に周知、助言を図ります。	都市計画課



No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
108	「赤ちゃんの駅」事業	「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を連れて保護者が、外出先で授乳やおむつ替えのために利用していただける施設で、市役所などの公共施設をはじめ、幼稚園や認定こども園・保育園、ショッピングセンターや銀行などの施設にも設置しています。 乳幼児を連れて安心して外出できるよう設置施設の拡充に努めます。	子育て支援課

## (2) 安全な通園・通学路の確保

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
109	通園・通学路の安全確保の推進	子どもや車いすに配慮した歩道のバリアフリー化や転落防止柵の設置、通学路のグリーンベルト設置・路面標示など通園・通学路の安全確保を推進します。	道路公園課

## 4. 安全・安心なまちづくりの推進

住み慣れた地域において子どもの安全を確保する観点から、交通事故や犯罪、災害などの被害に巻き込まれないよう地域の安全な環境づくりについて、関係機関・団体と連携した取り組みを推進します。

### (1) 防犯・防災のための環境づくりの促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
110	防犯灯助成事業の推進	町会・自治会が維持管理する防犯灯の設置費用（LED灯のみ）及び電気代を助成することにより、LED防犯灯の整備を進め、地域の安全な環境づくりを推進します。	自治振興課
111	学校・園の安全確保を図る取り組みの推進	小学校においては、校門受付員を配置し、来訪者の確認を行うなど、児童が安心して学べる環境づくりを推進します。 幼稚園・認定こども園・保育園においては、門の施錠及びインターホンにより来訪者を確認するなど安全確保を図ります。	学校教育課 子育て支援課
112	防災教育の推進	学校・園において、消防訓練や施設見学を実施し、通報、消火、避難訓練等の防災教育を推進します。 また、地域とも連携を図り、地域ぐるみでの防災教育の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課

## 5. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもをはじめ市民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、年齢に応じた体系的な交通安全教育、交通安全行事の推進、地域の交通安全活動を推進します。

### (1) 交通安全教育の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
113	交通安全教育事業の推進	学校・園において、教育委員会・泉佐野警察署と協力し、児童に対し交通安全教育を実施します。子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を引き続き推進します。 また、交通安全講習会等において、高齢者ドライバーに対して運転免許証の自主返納を含めた交通安全啓発を推進していきます。	道路公園課

## 6. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

昨今の子どもを巻き込んだ犯罪の増加を踏まえ、子どもが犯罪に巻き込まれない安全で暮らしやすいまちづくりを推進するため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年非行の防止、自主防犯思想の啓発・普及など地域の安全を確保する活動を推進します。

### (1) 防犯体制の強化

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
114	防犯対策事業の推進	コミュニティ組織による地域安全活動の充実や防災活動の促進を図ります。(事務局＝泉佐野警察署生活安全課)	学校教育課

## 7. 被害に遭った子どもの保護の推進

虐待や人権侵害に遭っている、あるいはその恐れのある子どもに対しては、権利侵害を未然に防ぎ、権利侵害を受ける環境から直ちに子どもを保護できる体制を関係機関との連携のもと推進します。

また、思春期は両親から精神的に離れ、自己像を模索し確立する時期であり、心身が急激に成長し、その変化に戸惑い、思い悩む時期です。そのような思春期の児童・生徒が抱えている不安や悩みに、同じ目線で親身になって耳を傾け、不安感を少しでも和らげるための相談・支援体制の充実を図り、いじめや虐待などの被害を受けている児童・生徒を早期に把握し、適切な保護に努めます。

### (1) 要保護児童に対する支援の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
115	関係機関と連携した被害児童・生徒への支援	要保護児童対策地域協議会が中心となって関係機関との連携のもと子どもの権利を守る取り組みを推進します。 子どもが安心して暮らし成長できる環境づくりを地域が一体となって行います。	子育て支援課

### (2) 子どもの心身の悩みなどを受け止める相談機能の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
116	教育支援事業の充実	教育支援センターのスタッフやメンタルフレンドが児童・生徒の活動を支援し、体験活動を効果的に取り入れるなど、社会的自立に向けて様々な経験を積めるような事業を展開します。 また、個別に支援が必要な児童に対しても、居場所をつくり、適切な支援を行います。	学校教育課
117	子どもフリーダイヤル	満18歳未満の児童を対象に、家庭児童相談員が電話で様々な悩み相談を受けます。	子育て支援課

## 第5節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 1. 多様な生き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため、企業等に対してフレックスタイム制、在宅勤務等の勤務形態の弾力化など、多様な働き方について普及・啓発に努めます。

#### （1）労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
118	労働時間短縮への働きかけ	市内の事業所を対象に、労働時間の短縮を促進するため、国・府の普及パンフレットや資料の配布などにより週 40 時間労働制に関する啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課
119	フレックスタイムや在宅就労等の勤務形態の多様化への働きかけ	市内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図るため、フレックスタイム制や子育て期における短縮時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。	まちの活性課

### 2. 仕事と子育ての両立の推進

男女が仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し各種法制度の普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりへの働きかけに努めます。

#### （1）育児休業制度等の諸制度の普及・啓発

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
120	育児休業制度・介護休暇制度などの普及・啓発	市内の事業所を対象に、育児休業や介護休暇などを取得しやすい環境づくりのため、パンフレットの配布やポスターの掲示、研修会などを通じ、各制度の普及・定着に努めます。	まちの活性課
121	再雇用制度導入の働きかけ	育児休業制度や介護休暇制度など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入の働きかけのための啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課

#### （2）家庭と子育てを両立しやすい職場環境づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
122	地域就労支援事業	就労支援センターにコーディネーターを配置し、就職困難者の相談に対応しています。 また、バウチャー（資格取得支援）事業の実施、合同就職面接会を開催、就労相談の実施など就労に向けての取り組みを行います。	まちの活性課

### (3) 男女共同参画への意識づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
123	学校・園における男女平等教育の推進	学校・園における男女平等教育の推進を図るため、教職員等への研修や子どもたちへ授業を行い、啓発活動に努めます。	学校教育課 人権推進課 子育て支援課
124	男女共同参画社会を目指す学習の実施	男女共同参画社会を目指すための学習機会の充実に努めます。	全課
125	性別による固定的な役割分担意識の解消	男女がともに仕事と家庭責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の創出をめざして、性別による固定的な役割分担意識の解消のための啓発及び事業を推進します。	人権推進課

### (4) 男性の家庭生活への参加促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
126	男性向け家庭生活講座等の開催	男女共同参画意識の普及・啓発の推進とともに、男性の家事や子育てなど家庭生活への参加を促進するため、男性向けの料理教室や育児教室など家事や子育てに関する知識・技能が身につけられる学習機会の充実に努めます。	人権推進課
127	男性の育児休業・介護休暇取得に向けた事業主への働きかけ	市内の事業所を対象に、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させるための学習機会の充実とともに、育児休業や介護休暇など諸制度の男性の利用促進について啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課

## 3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

教育費・医療費の増大や保育サービスにかかる保護者負担増など、家計に占める子育て費用が重くのしかかり、それに負担を感じている家庭は少なくありません。

今後は、幼児教育・保育の無償化とともに、こども医療費や教育費等の負担の軽減、児童手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、保育や教育、医療等にかかる経費の助成制度の充実に努めます。

### (1) 医療費等の助成の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
128	こども医療費助成事業	中学校卒業年度末までの子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。	子育て支援課
129	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対し医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図り、健康の保持と生活の安定を促進します。	子育て支援課
130	障害者医療費助成事業	障害のある児童の医療費を助成することで、その保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。制度の普及・啓発と内容の充実に努めます。	地域共生推進課

## (2) 社会保障制度の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
131	児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給する事業です。制度の周知を徹底し、対象者が適切に手当を受給できるように事業運営を行います。	子育て支援課
132	児童扶養手当支給事業	父母の離婚などによりひとり親家庭となった場合に児童を監護・養護している親等に手当を支給します。対象者が適切に手当を受給できるよう制度を周知し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進します。	子育て支援課
133	特別児童扶養手当支給事業	重度又は中度の障害がある 20 歳未満の児童を養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給する事業です。窓口や市ホームページ等での制度の周知・広報を行い、申請の勧奨に努めます。	地域共生推進課

## (3) 就園・就学援助

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
134	小・中学校の就学援助	経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
135	私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金事業	「幼児教育・保育の無償化」に伴い、経済的負担が増加する世帯に対して負担増額分に見合う金額を補助することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
136	給食費無償化事業	市内在住の方で、市内の幼稚園・認定こども園・保育園に通園されている方については市の独自事業として給食費を徴収せず、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
137	保育料の軽減措置	国の基準に準じ年収 360 万円未満相当の多子世帯の保育料の軽減措置及びひとり親世帯の負担軽減措置、保護者の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

## 第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### 1. 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもは、性別や家族状況、出身地など置かれた環境によって、その人権が侵害されることなく、それぞれの個性が尊重され健やかに生きていくことが保障されています。子どもの人権が尊重される環境づくりをめざすためにも、児童虐待をはじめ子どもの人権を侵害する行為はなくしていかなければなりません。

今後も関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図る総合的、組織的な対応を講じ、子どもに対する虐待のないまちづくりを推進します。

#### (1) 児童虐待防止ネットワークの推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
138	要保護児童対策地域協議会	要保護児童及びその家族を取り巻く様々な問題について、関係機関の連携のもと妊娠期から子育て期にわたる一貫した支援を行い児童虐待の早期発見・早期対応に繋がります。また、講演会・研修会や啓発活動の実施により要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。	子育て支援課

#### (2) 虐待のないまちづくりの推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
139	養育支援訪問事業	専門的知識のある助産師や子育て経験のある子ども家庭サポーターが訪問し、育児の相談の応じ、きめ細かな助言を行います。対象者へ事業の周知を図り、利用を促進します。	子育て支援課
140	乳児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	乳児がいる家庭に対し、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を図りながら訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き子育て支援の情報を提供し、適切なサービスを提供していきます。	健康推進課
141	教職員・保育教諭等に対する研修の充実	学校・園においても、虐待の早期発見、適切な対応に結びつくよう教職員・保育教諭等に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課

### 2. 障害児施策の充実

障害のある児童が必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備していくことが重要です。また、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることのできるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めます。

障害児一人ひとりが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障害児に対する健やかな育成に取り組みます。

## (1) 自立支援の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
142	自立支援給付事業(障害児対象分)の推進	障害のある児童が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービス(居宅介護・行動援護・重度障害者等包括支援)、短期入所サービス、および必要に応じてその他の障害福祉サービスを推進します。	地域共生推進課
143	社会参加に向けた支援体制の充実	障害のある児童が積極的に外出や地域交流ができるよう、余暇活動の支援として移動支援事業を推進します。	地域共生推進課
144	自立支援協議会を中心とした地域生活の支援	地域の障害福祉に関する協議の場として、自立支援協議会(全体会・定例会・専門部会)を運営し、関係機関のネットワークを構築する。また、各専門部会の内容充実に努めます。	地域共生推進課
145	はぐノートの普及促進	保護者と関係機関が子どもの情報を共有することにより、配慮を必要とする子どもが切れ目のない一貫した支援を受けることができるように「はぐノート」の普及促進に努めます。また、「はぐノートの会」を定期的で開催し、記入支援・保護者支援の充実に図ります。	子育て支援課

## (2) 療育・教育体制の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
146	児童発達支援事業	障害のある就学前児童を対象にした児童福祉法に基づく通所施設です。 身近な地域で必要な訓練等を受けられるよう、大阪府と連携し、サービス量を確保するとともに療育内容の充実に図ります。	子育て支援課
147	放課後等デイサービス事業	障害のある学校通学中の児童が放課後や長期休暇中に通う療育機能・居場所機能を備えた児童福祉法に基づく通所施設です。 身近な地域で必要な訓練等を受けられるよう、大阪府と連携し、サービス量を確保するとともに療育内容の充実に図ります。	子育て支援課
148	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設として、関係機関との連携・調整を図りながら、センター機能の充実に努めます。	子育て支援課
149	小学校介助事業・中学校介助事業	障害の状態が重い児童生徒の入学により、介助員の必要性が増しています。小学校介助員、中学校介助員、医療的ケア看護師、手話通訳者それぞれ、児童生徒の在籍状況に合わせて配置する予定です。	学校教育課
150	障がい児者ふれあい交流会	障がい児者との交流会を継続する事で、ノーマライゼーションの考え方の普及・啓発に繋げていきます。	社会福祉協議会 地域共生推進課
151	放課後・長期休暇等の日中活動の場及び療育の場の確保	放課後等デイサービスや留守家庭児童会などで、障害のある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇における日中活動の場の確保を図ります。 障害者地域生活支援事業の中で、障害のある児童の介護を行う人の疾病その他の理由により、日帰りショートステイの利用を希望する方ために、日中一時支援事業を推進します。	子育て支援課 地域共生推進課 人権推進課
152	医療的ケア児とその家族の支援	要保護児童対策地域協議会障害児支援部会を協議の場とし、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図ります。	子育て支援課

# 第6章 ひとり親家庭等自立促進計画

## 第1節 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えています。

ひとり親家庭等に対する支援は、平成15年4月から施行された「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、母子自立支援員が総合的な相談窓口として支援を図りながら、「子育てや生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」など、総合的な施策を推進してきました。平成26年4月には、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布されました。

改正法では、法律の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、父子家庭を支援の対象に加えるとともに、ひとり親家庭への支援体制の充実、支援施策・周知の強化などが図られました。

本市においては、このようなひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、平成19年3月に第1次泉佐野市母子家庭等自立促進計画を策定し、続く第2次計画は「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画及び泉佐野市次世代育成支援事業行動計画」に融合させて策定し、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的かつ計画的な事業展開を図ってきました。

このたび、第3次計画を策定するにあたり、これまでの取組みをさらに強化するとともに、時代の潮流を踏まえた内容を盛り込むものとします。

### 【用語の説明】

母子家庭（母子世帯）…離婚、死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭

父子家庭（父子世帯）…離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭

寡婦…配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

ひとり親家庭（ひとり親世帯）…母子家庭（母子世帯）及び父子家庭（父子世帯）

ひとり親家庭等（ひとり親世帯等）…母子家庭（母子世帯）及び父子家庭（父子世帯）並びに寡婦



## 第2節 ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査結果の概要

### 1. 調査実施概要

#### (1) 調査目的

本調査は、「第3次ひとり親家庭等自立促進計画」の策定のための基礎資料とすることを目的に、市内在住の母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭の方の生活状況、施設・制度に対する意識などを把握するために実施しました。

#### (2) 調査概要

調査対象者：市内在住の母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦

対象数：1,161人

調査期間：平成30年8月1日（水）～10月31日（水）

調査方法：郵送配布・郵送回収及び児童扶養手当現況届提出時による本人記入方式

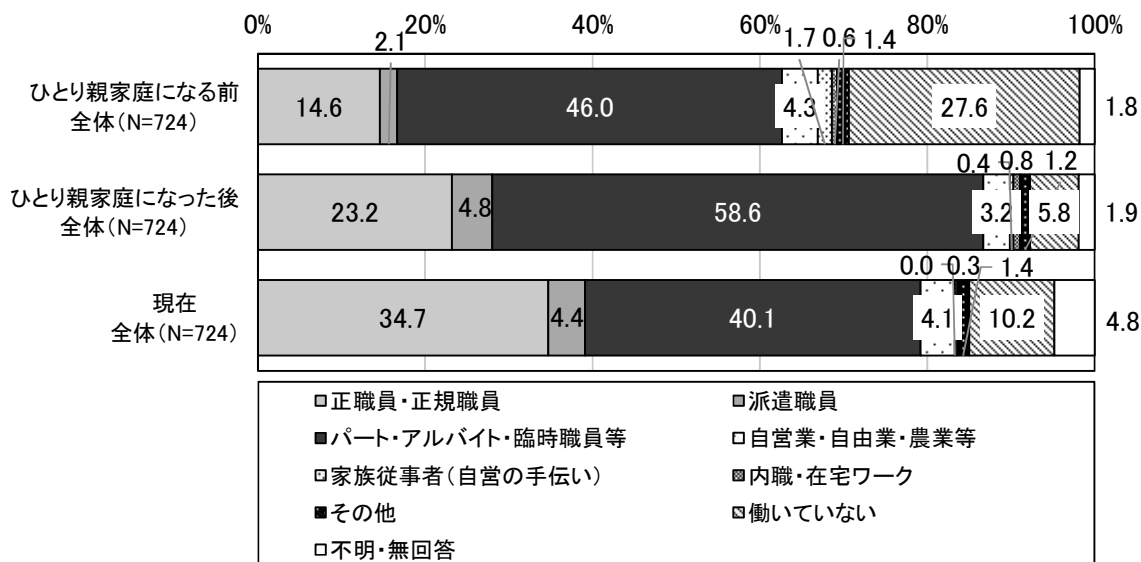
#### (3) 回収結果

調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
1,161件	724件	62.3%

### 2. 調査結果概要

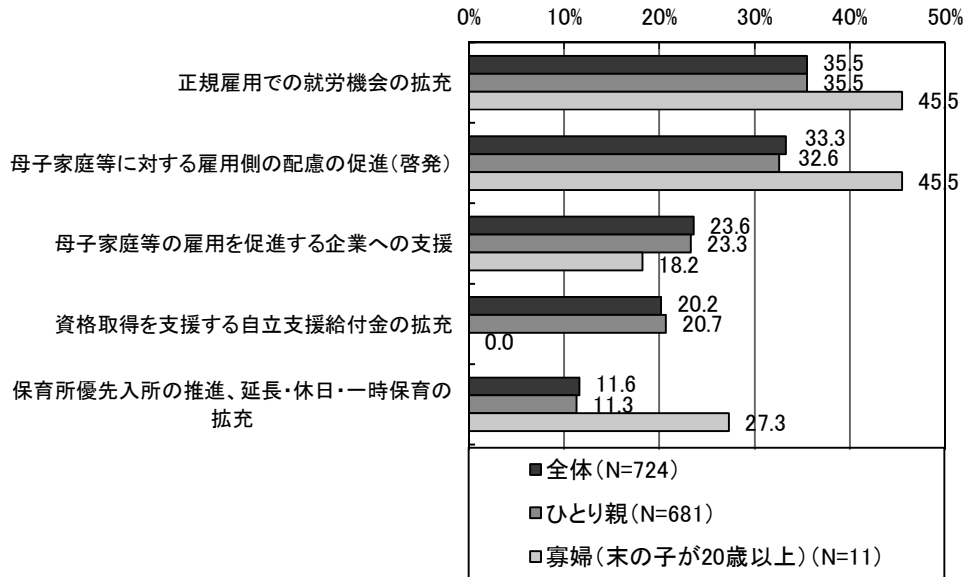
#### (1) 就業形態

就業形態を時系列（『ひとり親家庭になる前』→『現在』）で見ると、全体では「正職員・正規職員」が20.1ポイント増加し、「パート・アルバイト・臨時職員等」が5.9ポイント減少、また「働いていない」も17.4ポイント減少しています。



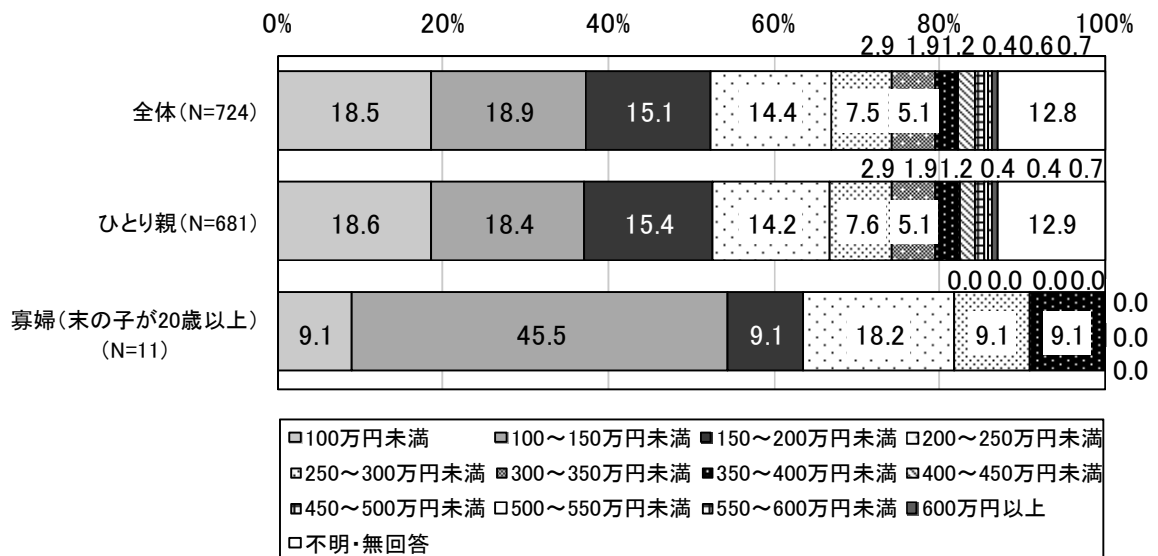
**(2) 就労等に関して希望する施策** 《複数回答》 ※全体での上位5項目を抜粋

就労等に関して希望する施策についてみると、全体では「正規雇用での就労機会の拡充」が35.5%と最も高く、次いで「母子家庭等に対する雇用側の配慮の促進（啓発）」が33.3%、「母子家庭等の雇用を促進する企業への支援」が23.6%となっています。



**(3) 平成29年の年間総収入**

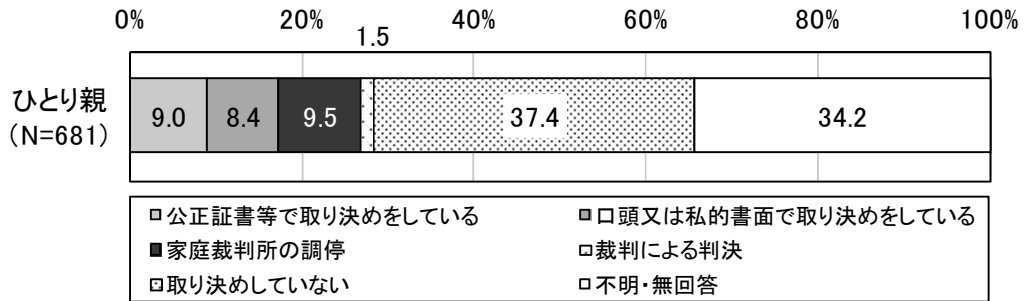
平成29年の年間総収入についてみると、全体では「100～150万円未満」が18.9%と最も高く、次いで「100万円未満」が18.5%、「150～200万円未満」が15.1%となり、「100～150万円未満」と「100万円未満」と「150～200万円未満」を足し合わせた『200万円未満』の合計は52.5%と5割を超えています。



#### (4) 養育費の取り決め状況

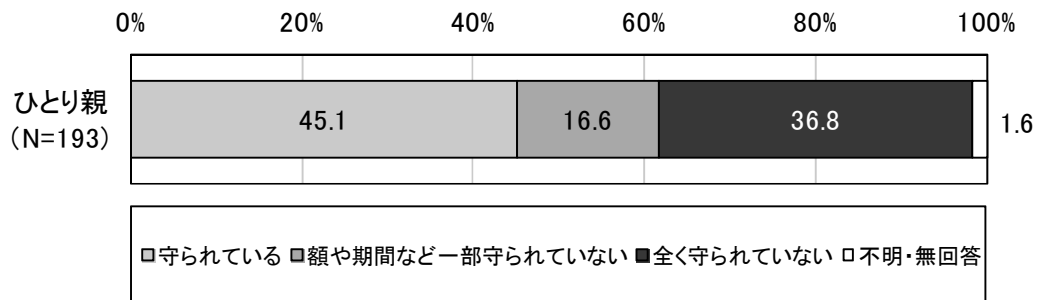
##### ① 養育費の取り決めの有無

養育費の取り決めの有無についてみると、「取り決めしていない」が37.4%と最も高く、次いで「家庭裁判所の調停」が9.5%、「公正証書等で取り決めをしている」が9.0%となっています。



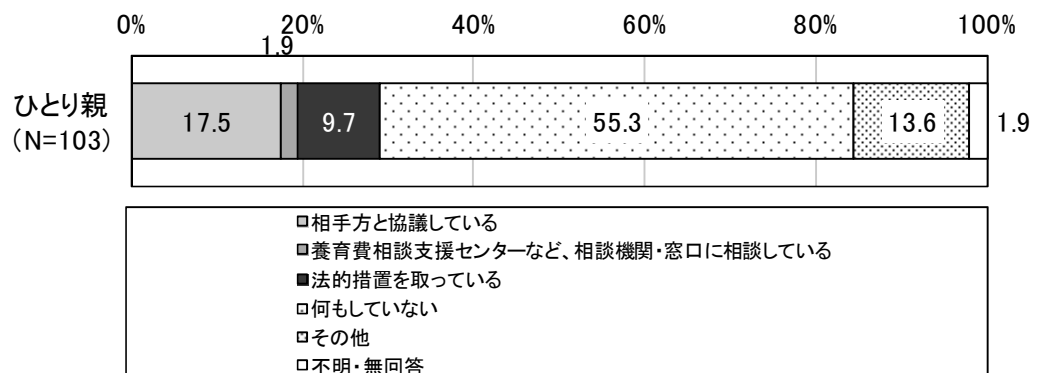
##### ② 養育費の履行状況

養育費の履行状況についてみると、「守られている」が45.1%と最も高く、次いで「全く守られていない」が36.8%、「額や期間など一部守られていない」が16.6%となっています。「全く守られていない」と「額や期間など一部守られていない」を足し合わせた『守られていない』の合計は53.4%で、5割強の方が取り決めについてなにかしら守られていない結果となっています。



##### ③ 取り決め違反に対する行動

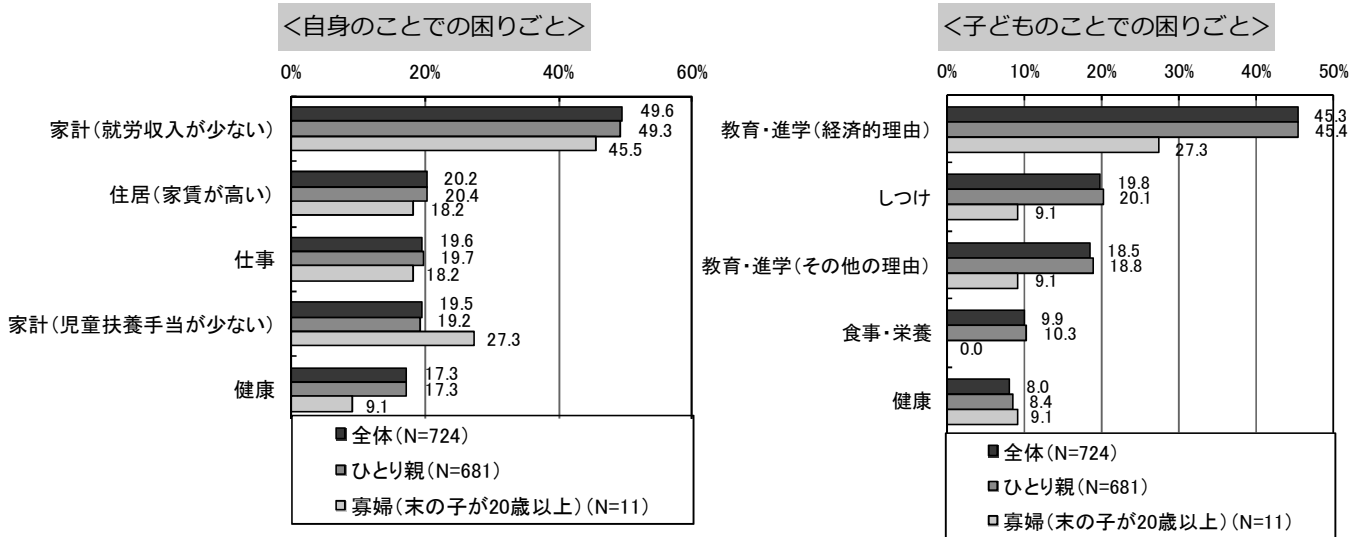
取り決め違反に対する行動についてみると、「何もしていない」が55.3%と最も高く、次いで「相手方と協議している」が17.5%、「法的措置を取っている」が9.7%となっています。



**(5) 自身または子どものことでの困りごと** 《複数回答》 ※全体での上位5項目を抜粋

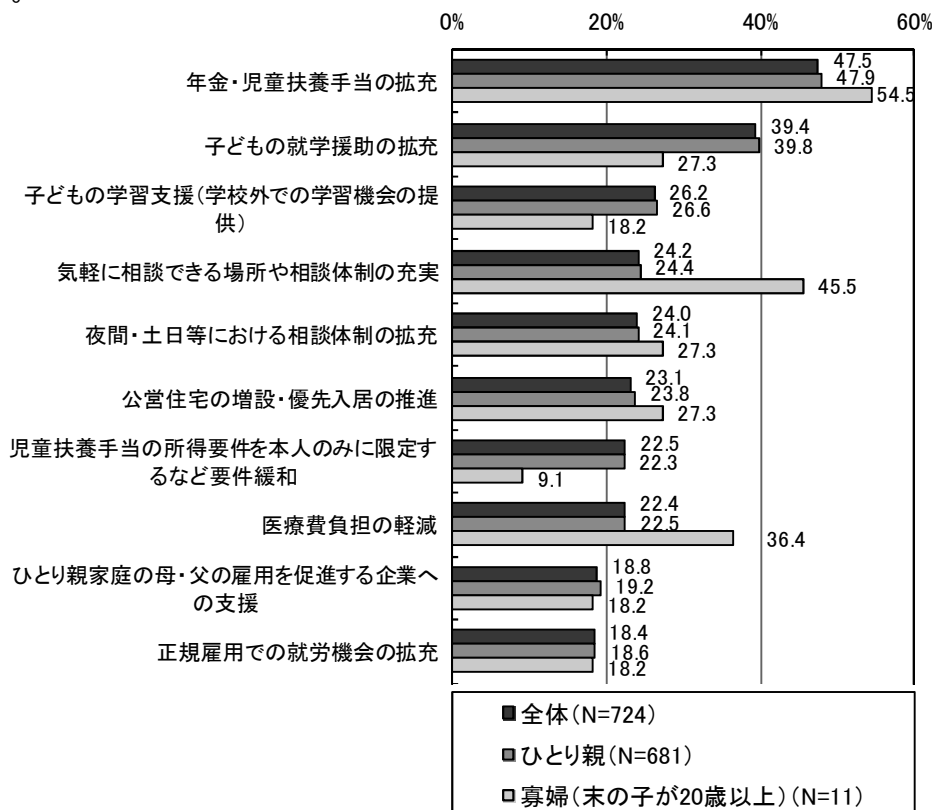
自身のことでの困りごとについてみると、全体では「家計（就労収入が少ない）」が49.6%と最も高く、次いで「住居（家賃が高い）」が20.2%、「仕事」が19.6%、「家計（児童扶養手当が少ない）」が19.5%となっており、金銭面に関する項目が高くなっています。

一方、子どものことでの困りごとについてみると、全体では「教育・進学（経済的理由）」が45.3%と最も高く、次いで「しつけ」が19.8%、「教育・進学（その他の理由）」が18.5%となっており、教育・進学に関する項目が高くなっています。



**(6) 希望する支援策** 《複数回答》 ※全体での上位10項目を抜粋

自立や生活の安定を図るために希望する支援策についてみると、全体では「年金・児童扶養手当の拡充」が47.5%と最も高く、次いで「子どもの就学援助の拡充」が39.4%、「子どもの学習支援（学校外での学習機会の提供）」が26.2%となっており、子どもに関する項目が高くなっています。



## 第3節 ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題

### 1. ひとり親家庭等の状況

第2章に記載のとおり、離婚件数はほぼ横ばいで推移していますが、離婚前の相談件数については増加傾向にあります。また、児童扶養手当をはじめとするひとり親の自立支援に向けた主な制度・事業の実施状況は、次のとおりです。

#### (1) 児童扶養手当受給者数の推移

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者資格者数(人)	1,129	1,093	1,067	1,051	1,029
受給者数(人)	1,039	1,002	971	949	912
全部停止者(人)	90	91	96	102	117
給付額(千円)	514,073	503,956	505,462	503,260	496,484

※各年度3月末現在

#### (2) 生活保護受給ひとり親世帯数の推移

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数(世帯)	52	56	62	67	68

#### (3) 福祉医療費助成の実績

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ひとり親 家庭医療	対象者数【親等】 (人)	1,043	1,019	996	981	954
	対象者数【児童】 (人)	1,577	1,533	1,524	1,492	1,470
こども医療	対象者数 (人)	2,307	4,655	12,261	11,931	11,686

※各年度12月末現在

(参考) こども医療費助成制度の対象範囲の変遷

- ・平成26年4月1日 入院助成…中学校卒業年度末まで 通院助成…小学校就学前まで
- ・平成27年4月1日 入院助成…中学校卒業年度末まで 通院助成…小学校4年生年度末まで
- ・平成28年4月1日 入院助成・通院助成ともに中学校卒業年度まで

**(4) 母子・父子自立支援員による支援の状況****① 母子・父子相談件数**

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数 (件) ( ) 内は離婚前	637 (127)	558 (97)	629 (78)	445 (121)	443 (137)

**② 資格取得促進のための制度****ア) 高等職業訓練促進給付金**

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
看護師 (人)	13	8	7	5	12
その他の資格 (人)	2	3	1	2	2
修了一時金 (人)	8	5	6	1	2
利用者数合計 (人)	23	16	14	8	16

**イ) 自立支援教育訓練給付金**

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数 (人)	1	8	2	2	5

**③ 就労支援****ア) 母子・父子自立支援プログラム策定状況 (平成30年度から開始)**

年 度	平成30年度	令和1年度 (見込)	令和2年度 (見込)
利用者数 (人)	6	12	6

**イ) 泉佐野公共職業安定所 (ハローワーク泉佐野) との連携による事業の展開**

(平成30年度から開始)

	年 度	平成30年度	令和1年度 (見込)	令和2年度 (見込)
出張ハローワーク 個別面談	回数 (回)	2	2	2
	参加者数 (人)	6	9	6
ハローワーク出張 セミナー	回数 (回)	1	1	2
	参加者数 (人)	4	3	4

## ウ) 泉佐野市就労支援フェアにおけるひとり親相談の実績

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全体参加者 (人)	210	145	147	166	167
個別相談 ひとり親人数 (人)	1	3	0	0	2

## ④母子・父子・寡婦福祉資金の利用支援の実績

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
修 学 (人)	8	16	13	6	8
修 業 (人)	1	0	0	1	0
就学支度 (人)	11	12	9	5	8
技能習得 (人)	0	1	0	0	0
合 計 (人)	20	29	22	12	16

## 2. ひとり親家庭等への支援に関する課題

離婚等により家庭の状況に変化が生じる場合、市役所への各種届出などの機会をとらえ、庁内関係各課の連携により、利用できる制度や事業を一定周知できている状況ではありますが、一方では、資格取得や就労支援など実際の利用につながっていない、またはつながりにくい状況もあります。

このため子育て支援課が中心となって、ひとり親家庭等の支援について広報に努めるとともに、対面による個別のアプローチを積極的に行うことにより、制度・事業の利用を促進し、生活の安定と子育てを支援することが必要です。

## 第4節 計画の目標及び施策の推進

ひとり親家庭は、子育ての精神的・経済的負担が大きく、また、社会的に孤立しがちであることから、ひとり親家庭が自立・安定した生活ができるよう、また、ひとり親家庭の子どもが健やかに育つことができるよう支援していく必要があります。保護者が安心して子育てをしながら就労できるよう、こども園等への優先入所等の子育て支援施策を促進するほか、ひとり親家庭等の安定的就労・自立に向けた就業支援や経済的支援の充実等を行います。とりわけ、離婚件数が高い数値を維持し、ひとり親家庭で養育される子どもが増えていることを踏まえ、母子・父子自立支援員をはじめとした相談・情報提供体制の充実を図り、ひとり親家庭となった直後の生活の激変期における支援を推進します。

### (1) 就業支援の充実

母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚・出産等により就業が中断していたり、就職または再就職が難しい場合があります。また、子育て等のため時間など一定の制限があり、パートタイム等不安定な雇用が多く、就労による収入が低い水準にとどまっており、子育てをしながらより良い就業をして、経済的に自立できるよう支援することが必要です。

一方、父子家庭の父についても、パート等の形態による就労が一定割合存在するため、就業支援や子育て支援が求められています。

また、ひとり親家庭等の抱えている課題は、多くが複雑に重なり合っていることを理解し、適切かつ幅広い支援となるよう施策を推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
153	母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が就職に向けて市の指定する講座を受講した場合に受講料の一部を給付します。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
154	母子家庭高等職業訓練促進給付金等及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父または母が経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関で就学する場合に、生活費の負担軽減の給付を行い、就業と修学の両立を支援します。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
155	母子・父子自立支援プログラム策定事業	転職や就労を希望するひとり親家庭の父または母を対象に個々に応じた目標や支援計画（プログラム）を策定し、ハローワークと連携しながら、ニーズに応じた、よりきめ細やかで継続的な就労支援を行います。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
156	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	よりよい条件での転職や就労を希望するひとり親家庭の親や子どもに対して、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講料の一部を支給し、安定した就労に向けた支援をします。	子育て支援課
122 (再掲)	地域就労支援事業	就労支援センターにコーディネーターを配置し、就職困難者の相談に対応しています。 また、パウチャー（資格取得支援）事業の実施、合同就職面接会を開催、就労相談の実施など就労に向けての取り組みを行います。	まちの活性課



## (2) 子育てをはじめとした生活面への支援

ひとり親家庭の親が、安心して子育てと就業及び就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に個々の状況に応じた自立を図るために、多様なサービスや子育て支援事業の活用につながるよう制度の周知に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
1 (再掲)	ファミリー・サポート・センター事業	「子育てを手伝ってほしい人」(利用会員)と「子育ての手助けができる人」(提供会員)が会員登録し、お互いに支え合う相互援助活動の橋渡しを行います。 事業の周知を図り、利用促進に努めるとともに、提供会員に対する研修の実施など組織の充実を図ります。	子育て支援課
2 (再掲)	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の心身の不調や病気療養をはじめ冠婚葬祭等社会的な事由で緊急一時的に子どもを保護する事業です。 事業の周知を図り、サービスを必要とする方への利用促進に努めます。	子育て支援課
157	母子生活支援施設入所措置事業	母子家庭等において、様々な事情により子どもの養育が十分できない状況にあり、母子生活支援施設に子どもと一緒に入所し、生活の安定と自立を図る事業です。 必要とされる方へ周知し、事業の利用を促進します。	子育て支援課

## (3) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の安定した生活を支援するために、児童扶養手当制度やひとり親家庭医療費助成制度を中心とした経済的支援は大変重要です。また、様々な使途に応じた母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度や各種減免制度を含めた制度の周知を図り、経済的負担の軽減に努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
131 (再掲)	児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給する事業です。 制度の周知を徹底し、対象者が適切に手当を受給できるように事業運営を行います。	子育て支援課
132 (再掲)	児童扶養手当支給事業	父母の離婚などによりひとり親家庭となった場合に児童を監護・養護している親等に手当を支給します。 対象者が適切に手当を受給できるよう制度を周知し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。	子育て支援課
128 (再掲)	こども医療費助成事業	中学校卒業年度末までの子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。	子育て支援課
129 (再掲)	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対し医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図り、健康の保持と生活の安定を促進します。	子育て支援課
158	大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭及び寡婦からの個別相談に応じ、子どもの就学や親の技能習得などに要する資金の貸付手続きを行い、経済的自立を支援します。	子育て支援課
134 (再掲)	小・中学校の就学援助	経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
135 (再掲)	私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金事業	「幼児教育・保育の無償化」に伴い、経済的負担が増加する世帯に対して負担増額分に見合う金額を補助することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
136 (再掲)	給食費無償化事業	市内在住の方で、市内の幼稚園・認定こども園・保育園に通園されている方については市の独自事業として給食費を徴収せず、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
137 (再掲)	保育料の軽減措置	国の基準に準じ年収360万円未満相当の多子世帯の保育料の軽減措置及びひとり親世帯の負担軽減措置、保護者の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

#### （４）相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭等の抱える様々な悩みや課題に、プライバシーに留意しながらきめ細やかに対応できるよう、広報及び情報提供に努めるとともに総合的な相談体制を構築します。

また、養育費は、子どもの生活を守り育てるために重要なものであるため、養育費取り決めの促進、相談・情報提供の充実等、養育費確保に向けた支援体制の整備を推進します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
15 (再掲)	家庭児童相談室の充実	子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し、相談員が子どもと家庭に関する相談に応じています。 相談件数が急増し、内容も複雑化・深刻化している現状を踏まえ、相談員の研修の機会を確保するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	子育て支援課
159	母子・父子自立支援員による相談支援体制の充実	ひとり親家庭及び寡婦の様々な悩みや相談に応じるため、母子・父子自立支援員を配置しています。 複雑多岐にわたる相談に対応できるように支援員の資質向上を図り、相談者の利用促進のため広報を推進します。	子育て支援課

# 第7章 子どもの貧困対策計画

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1. 計画の趣旨

全国の子どもの約7人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が相対的貧困の状況にあり、生活保護世帯、児童養護施設等の児童の進学率の低さが顕著であることから、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。また、令和元年6月には、改正法が施行され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進すること、各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画の努力義務が規定されています。

こうしたことから、すべての子どもが夢と希望をもって健やかに成長するために、生まれ育った環境等によって将来が左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、必要な支援と環境整備を図ることが重要です。

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定するものとし、国の大綱や大阪府の計画等を踏まえて、今後、総合的な施策の推進に取り組みます。

### 2. 「子どもの貧困対策」をめぐる国の動向

年 月	動 向
平成22年（2010年）	OECD 諸国における 子どもの貧困率 OECD 平均13.3%、日本15.7% ひとり親家庭の貧困率 OECD 平均31.0%、日本50.8%
平成24年（2012年）	厚生労働省「国民生活基礎調査」子どもの貧困率 16.3%
平成25年（2013年）6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律公布（平成26年1月施行）
平成26年（2014年）8月	子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
平成27年（2015年）	厚生労働省「国民生活基礎調査」子どもの貧困率 13.9%
平成27年（2015年）10月	子供の未来応援国民運動始動
令和元年（2019年）6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正・公布 ※市町村の計画策定が努力義務化
令和元年（2019年）11月	子供の貧困対策の推進に関する大綱閣議決定

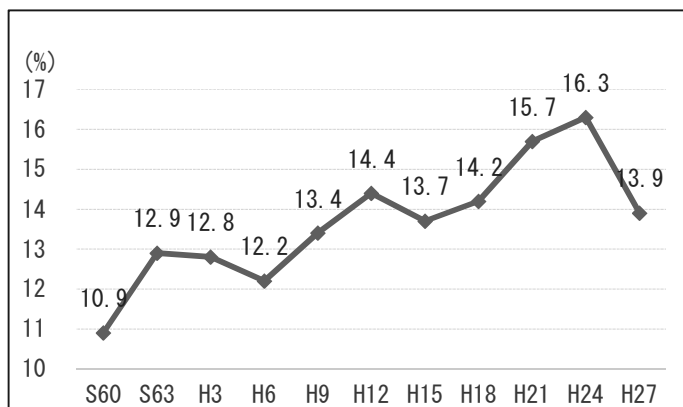
### 3.現状と課題

#### (1) 子どもの貧困率（全国）

我が国の子どもの貧困率※は長期的な傾向として概ね緩やかに上昇し、平成24年には過去最高の16.3%となりました。平成27年には改善したものの13.9%（約7人に1人）と高い状況が続いています。

※子どもの貧困率…1人あたりの可処分所得が中央値の半分に満たない所得で暮らす17歳以下の子どもの割合

図表1 子どもの貧困率（全国）

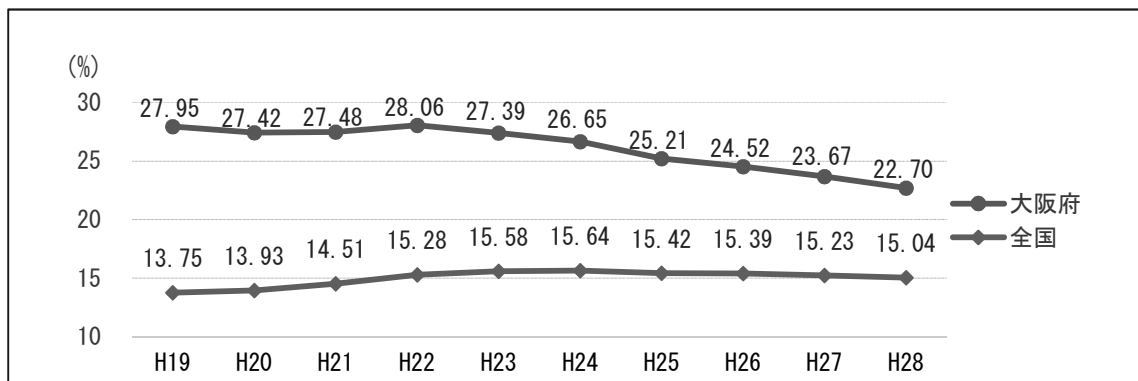


出典：国民生活基礎調査の概況（厚生労働省）

#### (2) 生活保護率及び就学援助率

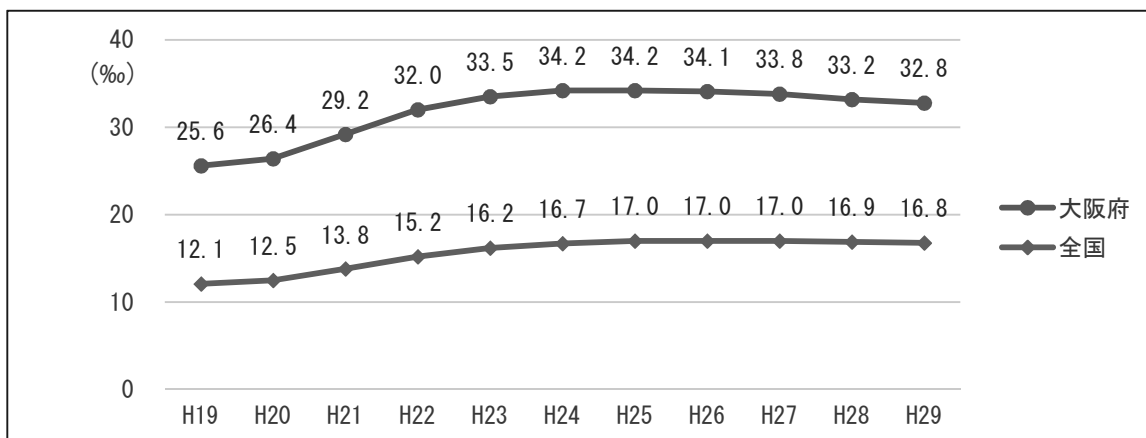
大阪府における就学援助率や生活保護率は減少傾向にあるものの、他の都道府県と比較して高い状況が続いています。

図表2 就学援助率の推移（大阪府・全国）



出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

図表3 生活保護の推移（大阪府・全国）



出典：大阪府の生活保護（大阪府社会援護課）

### (3) 泉佐野市実態調査の実施

本市では、子どもの貧困対策の前提となる実態把握に位置付けた「子どもの生活に関する実態調査」を平成28年度に大阪府と共同で実施しました。調査票の配付・回収について学校の協力が得られたことにより、回収率は高いものとなりました。また、大阪府全体の結果とも比較していますが、本市の調査結果と同様の傾向を示していることが明らかになっています。

調査の結果は、「所得や資産など経済的資本の欠如」、「健康や教育など人的資本の欠如」、「つながりやネットワークなど社会関係資本の欠如」の3つ資本の欠如や相対的貧困を理解するための基本的な領域として設定し、総合的に分析しました。

#### ①調査の概要

調査対象者：市立小学校に在籍する小学5年生とその保護者（937世帯）

市立中学校に在籍する中学2年生とその保護者（948世帯）

調査実施日：平成28年8月23日～平成28年9月30日

調査票の配布・回収状況

	種 類	回収率(%)	回収数	配布数
泉佐野市	小学5年生	81.5	764	937
	小学5年生の保護者	80.3	752	937
	中学2年生	66.4	629	948
	中学2年生の保護者	66.8	633	948
	小学5年生・中学2年生合計	73.9	1,393	1,885
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	73.5	1,385	1,885
	計	73.7	2,778	3,770
大阪府内 全自治体	小学5年生	66.1	26,540	40,137
	小学5年生の保護者	65.6	26,342	40,137
	中学2年生	58.9	23,558	39,993
	中学2年生の保護者	58.3	23,323	39,993
	小学5年生・中学2年生合計	62.5	50,106	80,130
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	62.0	49,703	80,130
	計	62.3	99,809	160,260

※調査参加自治体：大阪府、大阪市、豊中市、枚方市、吹田市、八尾市、柏原市、門真市、交野市、  
富田林市、大阪狭山市、和泉市、能勢町、泉佐野市

## ②主な調査結果

### ア) 困窮度の基準と困窮度別人数

本調査では、貧困を測る指標として、「等価可処分所得」およびそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。また、貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

#### 【困窮度の分類と基準】

中央値以上	等価可処分所得最大値
困窮度Ⅲ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン
	等価可処分所得最小値

#### 等価可処分所得に基づく困窮度の分類

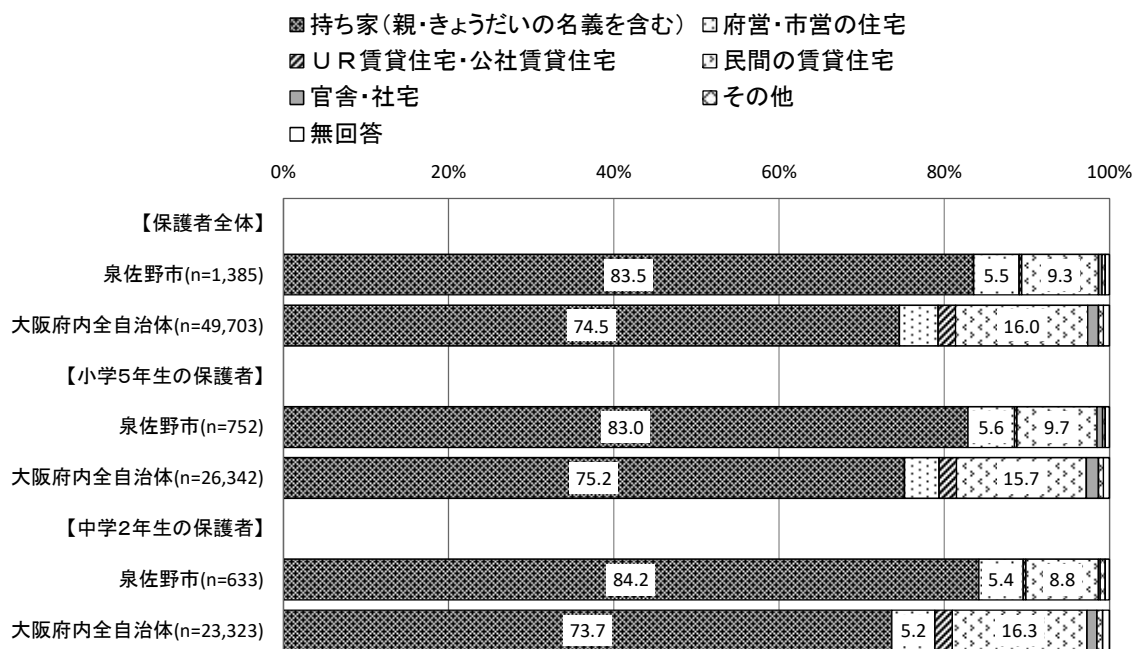
#### 【泉佐野市困窮度別人数】

困窮度分類	人数	%
中央値以上	590	50.6
困窮度Ⅲ	350	30.0
困窮度Ⅱ	63	5.4
困窮度Ⅰ	162	13.9
合計	1,165	100.0

本市における等価可処分所得中央値は257万円、国の定める基準で相対的貧困率は13.9%でした。なお、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%となっています。

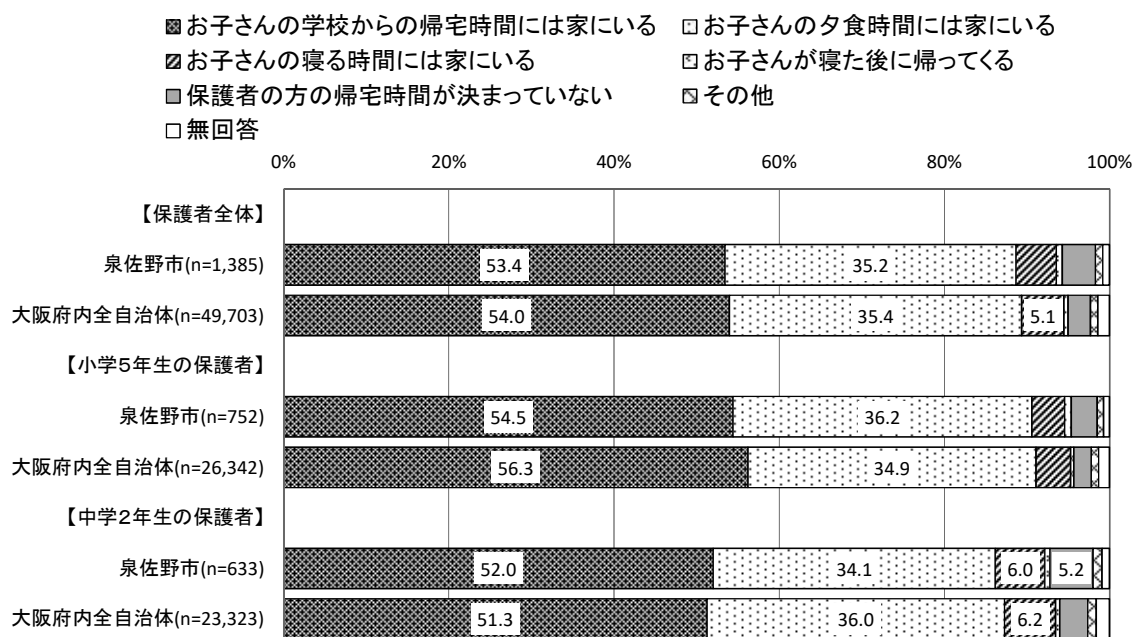
## イ) 住居形態

本市の保護者の住居形態を大阪府内全自治体の保護者と比較すると、「持ち家（親・きょうだいの名義を含む）」は保護者全体で 9 ポイント、小学 5 年生の保護者で 6.7 ポイント、中学 2 年生の保護者で 10 ポイント高くなっています。また、「民間の賃貸住宅」は保護者全体で 7 ポイント、小学 5 年生の保護者で 6 ポイント、中学 2 年生の保護者で 7.5 ポイント低くなっています。



## ウ) 保護者の在宅時間

小学 5 年生の保護者、中学 2 年生の保護者ともに「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」が 5 割強になっています。なお、大阪府内全自治体の保護者と比較すると、差異はほとんどみられません。



家庭・保護者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10代、20～30歳での出産が困窮度Ⅰ群で25%。</li> <li>・ 若年出産により学業をあきらめた割合が約60%。</li> <li>・ 不安やイライラなどを子どもに向けてしまう保護者の割合は70%以上。</li> </ul>
雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規での就労率は若年になるほど低下。</li> <li>・ 正規雇用であっても困窮度Ⅰに該当する割合が50%。</li> <li>・ 母子世帯では正規雇用の割合が低く、困窮度が深刻な群に属する割合が高い。</li> </ul>
健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困窮度が高まるにつれ、朝食を摂る割合や入浴の頻度が低下。</li> <li>・ 朝食を摂る家庭の方が子どもの将来への期待が高い。</li> <li>・ 不安感の高さ、幸福感の低さは経済状況との関連が推測される。</li> <li>・ 定期的な健康診断の受診は雇用環境や時間的・心理的余裕などを反映している。</li> </ul>
家庭生活・学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困窮度が高まるにつれ勉強時間や読書時間が短くなる。</li> <li>・ 遅刻をする子どもの家庭環境では、子どもが学校で抱える問題を解決できない状態にあり、子どもの遅刻を助長している可能性がある。</li> <li>・ 遅刻をする子どもは、遅刻をしない子どもよりも親からの信頼が低く、将来への期待も低い。</li> </ul>
対人関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困窮度の高い世帯では、子どもが放課後に一人である割合が高く、悩みを「誰にも相談できない」や「誰にも相談したくない」と考える子どもが増える。</li> <li>・ 子どもが放課後に一人であるかどうかと自己効力感には相関関係がある。</li> <li>・ 「誰にも相談したくない」と考えることは、子ども自身が積極的に孤立した状況に向かっていると考えられる。</li> <li>・ 地域社会に相談相手がいる保護者は、子どもとの関係について相談できる機会を多く持つため、子どもと良好な関係を築きやすい。</li> </ul>

### ③課題と方向性

経済的資本の欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困窮世帯を確実に各制度につなげる仕組みづくりが必要。</li> <li>・ 若年出産した親やひとり親世帯など優先して支援すべき対象者が明らかになった。</li> <li>・ 地域を支援の単位として設定し、保護者同士をつなげる支援や子どもの養育への支援と連動させる取組みの検討が必要。</li> </ul>
人的資本の欠如	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困窮度によって食生活など基本的な生活習慣に対するケアを必要とする子どもが一定数いることが確認された。</li> <li>・ 学習の理解や勉強時間など困窮度による学習面での格差が見られた。</li> <li>・ 困窮度は子どもと保護者の心身の状況にも影響している。</li> <li>・ 学校外での塾や習い事、文化活動など、大人と関わる様々な社会活動を体験する「機会」の格差を縮小する施策が求められている。</li> </ul>



<p>社会的資本の欠如</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが放課後を過ごす場所と相手については、困窮度が高まると塾等に行く割合は低く、「ひとりである」という割合が高い。</li> <li>・保護者の相談相手について、困窮度が高い層では「相談できる相手がいない」との回答が見られた。</li> <li>・困窮度が高いほど地域で孤立しがちであり、子どもの大人との関わりにも影響していると推測される。</li> <li>・親子関係や友人関係は、子どもの日々の楽しさや悩みの解決と関連していることが考えられる。</li> </ul>
<p>政策的課題のまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援策と子ども食堂など子どもの「居場所」支援を同時に推進する。</li> <li>・子どもの貧困は「見えない貧困」とも表現される。子どもや保護者から出されている生活困窮のサインを見逃さずに確実に支援策につなげていくことが求められている。</li> </ul>

## 第2節 計画の目標及び施策の推進

### 1 計画の目標

#### (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を語り合える社会の実現をめざす

すべての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、本市の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要です。

少子高齢化が急速に進行する中、一人ひとりの子どものことを考えた支援を包括的かつ早期に講じていきます。

#### (2) 親の妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援体制を構築する

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

#### (3) 支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮して対策を推進する

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。

こうした子どもや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、関係機関の連携・協力を促進しつつ効果的な対策を推進するとともに、特にひとり親家庭への支援を実施します。

### 2 施策の推進

#### (1) 教育の支援

家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、本市の成長・発展と地域の活性化につながるといえます。

このため行政・学校・家庭・地域の連携を図り、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、

支援につなげる体制を構築します。

また、将来の貧困を予防する観点から、学習支援や進路指導等のサポートの充実とともに教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図ります。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
160	市費負担教員の配置	小学校 6 年生まで 35 人学級編成ができるように市単費で教員を配置しています。児童一人ひとりにきめ細やかな支援ができ、安心安全な学校となるよう事業を展開します。また、体力向上や中学校では生徒指導機能充実や小・中連携促進のための人的配置を行い、総合的に学校を支援します。	教育総務課
161	学校給食事業	生活保護世帯及び保護に準ずる低所得世帯は、それぞれ生活保護の教育扶助制度、就学援助制度により給食費負担分の全額給付を行っています。また、市の単独事業で就学援助制度における所得基準額を緩和する等、給食費が無償となる世帯の範囲を広げ、低所得世帯への支援だけでなく、子育て世帯の負担軽減につなげます。	教育総務課
116 (再掲)	教育支援事業の充実	教育支援センターのスタッフやメンタルフレンドが児童・生徒の活動を支援し、体験活動を効果的に取り入れるなど、社会的自立に向けて様々な経験を積めるような事業を展開します。 また、個別に支援が必要な児童に対しても、居場所をつくり、適切な支援を行います。	学校教育課
162	まなびんぐサポート事業	本市の未来を担うこどもたちへの様々な人材育成事業を行うことで、低所得世帯への支援だけでなく、子育て世帯への支援につなげています。  (放課後学習室) 子どもたちの学力や学習意欲の向上をめざして、学習支援ボランティア(退職教員、大学生、地域人材)を小・中学校へ派遣し、放課後の時間に子どもたちの学習支援を行います。 (学習サポーター) 授業でのつまづきに対し、個々の子どもに合った学習支援を行うため、算数科における授業サポートとして、小学校へ学習支援ボランティア(退職教員、大学生、地域人材)を配置します。 (クラブサポート) 中学生の体力や文化力の向上、生徒指導の充実をめざして、中学生のクラブに対し、ボランティア(退職教員、大学生、地域人材)を派遣し、顧問のサポートをします。	学校教育課
163	介助(通訳派遣)事業	障がいのある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒へ介助員(手話通訳者、外国語通訳者等含む)を派遣し、一人ひとりの在籍状況に応じた支援を行い、学習保障、進路保障に努めています。また、医療的ケアが必要な児童生徒へ看護師を派遣し、校内で医療的ケアを行うことで、保護者の就労保障につなげます。	学校教育課
164	進路指導の充実	生徒が幅広く進路選択できるよう、入試制度の情報提供や個々の生徒のもつ能力や適性など一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を行っています。また、保護者からの相談に応じたり奨学金制度の情報提供や説明会を実施し、経済的理由が子どもたちの進路選択の妨げにならないよう支援します。	学校教育課

## (2) 生活の安定に資するための支援

子どもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに子ども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施します。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
11 (再掲)	学校・園における相談体制の充実	学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的な相談員による相談事業を実施し、子どもたちや保護者が心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。いじめ、不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため、教育支援教室、教育相談などの事業の充実に努めます。 幼稚園・認定こども園・保育園においては、子育て支援として実施している園庭開放や遊びの教室などの際に、子育てに関する悩みや相談に応じ、負担感の解消に引き続き努めます。	学校教育課 子育て支援課
15 (再掲)	家庭児童相談室の充実	子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し、相談員が子どもと家庭に関する相談に応じています。 相談件数が急増し、内容も複雑化・深刻化している現状を踏まえ、相談員の研修の機会を確保するとともに、関係機関との連携の強化を図ります。	子育て支援課
37 (再掲)	子どもの居場所づくり事業（こども食堂）	子どもが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、食事の提供や学習支援等を行い、子どもに対する効果的な支援につなげます。 また、こども食堂ネットワークにより、こども食堂同士の連携を深め、市内の子どもの居場所づくりを推進します。	子育て支援課
165	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人泉佐野市社会福祉協議会に「基幹包括支援センターいずみさの」を設置し、貧困、障害、家族の問題等、複合多問題を抱えた生活困窮者の自立支援のため相談支援事業等を実施しています。また、既存の各種制度・事業の活用や新たな任意事業の検討を行い、泉佐野市要保護児童対策地域協議会をはじめ関係各機関と連携しながら、対象者が生活困窮状態から脱却できるまで伴走型の支援を行っていきます。今後は、「地域型包括支援センター」を生活圏域に設置することにより、住民にとってより身近な相談窓口の設置を進めるとともに、アウトリーチ機能の強化に努めてまいります。	地域共生推進課
20 (再掲)	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報の提供・各種相談に応じています。 今後は、より身近な場所である生活圏域（中学校区）での子育て等の悩みを相談できる窓口を設置し、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を推進します。	地域共生推進課

### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていきます。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援します。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
153 (再掲)	母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母が就職に向けて市の指定する講座を受講した場合に受講料の一部を給付します。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
154 (再掲)	母子家庭高等職業訓練促進給付金等及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父または母が経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関で就学する場合に、生活費の負担軽減の給付を行い、就業と修学の両立を支援します。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
155 (再掲)	母子・父子自立支援プログラム策定事業	転職や就労を希望するひとり親家庭の父または母を対象に個々に応じた目標や支援計画（プログラム）を策定し、ハローワークと連携しながら、ニーズに応じた、よりきめ細やかで継続的な就労支援を行います。 対象者への周知を図り、制度の活用を促進します。	子育て支援課
156 (再掲)	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	よりよい条件での転職や就労を希望するひとり親家庭の親や子どもに対して、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講料の一部を支給し、安定した就労に向けた支援をします。	子育て支援課
122 (再掲)	地域就労支援事業	就労支援センターにコーディネーターを配置し、就職困難者の相談に対応しています。 また、バウチャー（資格取得支援）事業の実施、合同就職面接会を開催、就労相談の実施など就労に向けての取り組みを行います。	まちの活性課
166	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象として職業安定所施設内での就労支援を実施するほか、市役所での巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を整備し、生活保護受給者等について、職業安定所と市が一体となったきめ細やかな就労支援を維持することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。	生活福祉課

#### (4) 経済的支援

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要です。ただし、子どもに支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり等の要素も大きいことを踏まえ、様々な支援を組み合わせるよう努めます。

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
131 (再掲)	児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給する事業です。制度の周知を徹底し、対象者が適切に手当を受給できるように事業運営を行います。	子育て支援課
132 (再掲)	児童扶養手当支給事業	父母の離婚などによりひとり親家庭となった場合に児童を監護・養護している親等に手当を支給します。対象者が適切に手当を受給できるよう制度を周知し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。	子育て支援課
128 (再掲)	こども医療費助成事業	中学校卒業年度末までの子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。	子育て支援課
129 (再掲)	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭に対し医療費の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図り、健康の保持と生活の安定を促進します。	子育て支援課
158 (再掲)	大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭及び寡婦からの個別相談に応じ、子どもの就学や親の技能習得などに要する資金の貸付手続きを行い、経済的自立を支援します。	子育て支援課
134 (再掲)	小・中学校の就学援助	経済的な理由で公立小・中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
167	貸付型奨学金	「貸付型奨学金」制度は、経済的な理由で子どもたちが進学をあきらめたり、学校をやめたりすることがないように、国や大阪府の奨学金制度を補う市独自の施策です。一人でも多くの子どもたちが安心して勉学に励むことができるよう支援します。	学校教育課
135 (再掲)	私立幼稚園園児保護者負担軽減補助金事業	「幼児教育・保育の無償化」に伴い、経済的負担が増加する世帯に対して負担増額分に見合う金額を補助することで保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
136 (再掲)	給食費無償化事業	市内在住の方で、市内の幼稚園・認定こども園・保育園に通園されている方については市の独自事業として給食費を徴収せず、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
168	留守家庭児童会会費減免措置	共働き家庭やひとり親家庭の増加など、放課後における児童の安全な居場所づくりのため、留守家庭児童会を開設しています(会費制)。会費減免制度により保護者世帯の経済的負担を考慮する等、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、子育て世帯の負担軽減につなげます。	学校教育課
137 (再掲)	保育料の軽減措置	国の基準に準じ年収 360 万円未満相当の多子世帯の保育料の軽減措置及びひとり親世帯の負担軽減措置、保護者の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

### 第3節 子どもの貧困に関する指標

本市においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考になる指標として、国の大綱に示された指標のうち、子どもの状況を示すものでかつ本市の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として設定します。また、その数値が示せないものについても、国・府の数値を参考にしながら対策を講じることとします。

#### 指標（子どもの状況を示す指標）

	指標	全国数値	大阪府数値	泉佐野市数値	出所	
(1) 教育の支援						
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7% H30.4.1 現在	96.1% H30.4.1 現在	95% H30.4.1 現在	厚生労働省 社会・援護局調べ	
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1% H30.4.1 現在	3.8% H30.4.1 現在	4.2% H30.4.1 現在		
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	36.0% H30.4.1 現在	43.8% H30.4.1 現在	35.7% H30.4.1 現在		
4	児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後	95.8% H30.5.1 現在	100% H30.5.1 現在	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課調べ	
		高等学校等卒業後	30.8% H30.5.1 現在	32.9% H30.5.1 現在		—
5	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園等）	81.7% H28.11.1 現在	—	—	全国ひとり親世帯等調査	
6	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	96.3% H28.11.1 現在	—		—
		高等学校等卒業後	58.5% H28.11.1 現在	—	—	
7	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% H30 年度	1.6% H30 年度	—	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	
8	全世帯の子どもの高等学校中退者数	48,594 人 H30 年度	3,897 人 H30 年度	—		
9	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% H30 年度	23.4% H30 年度	46.1% H30 年度	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
		中学校	58.4% H30 年度	23.0% H30 年度	100% H30 年度	
10	スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% H30 年度	100% H30 年度	100% H30 年度	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
		中学校	89.0% H30 年度	100% H30 年度	100% H30 年度	

	指標		全国数値	大阪府数値	泉佐野市数値	出所
11	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校 で制度の書類を配付している市町村 の割合)		65.6% H29 年度	72.1% H29 年度	100% (全校で 実施)	文部科学省初等 中等教育局修学 支援プロジェク トチーム調べ
12	新入学児童生徒学用 品費等の入学前支給 の実施状況	小学校	47.2% H30 年度	41.9% H30 年度	100% (全校で 実施)	
		中学校	56.8% H30 年度	65.1% H30 年度	100% (全校で 実施)	
13	高等教育の修学支援 新制度の利用者数 (R2.4.1 制度開始)	大学	—	—	—	独立行政法人日 本学生支援機構 調べ、文部科学 省調べ
		短期大学	—	—	—	
		高等専門学校	—	—	—	
		専門学校	—	—	—	
(2) 生活の安定に資するための支援						
14	電気・ガス・水道料 金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料 14.8% ガス料金 17.2% 水道料 13.8% H29 年	—	—	生活と支え合い に関する調査
		子どもがある 世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% H29 年	—	—	
15	食料又は衣服が買え ない経験	ひとり親世帯	食料が買えない 経験 34.9% 衣服が買えない 経験 39.7% H29 年	—	—	生活と支え合い に関する調査
		子どもがある 世帯	食料が買えない 経験 16.9% 衣服が買えない 経験 20.9% H29 年	—	—	
16	子どもがある世帯の 世帯員で頼れる人が いないと答えた人の 割合	ひとり親世帯	重要な事柄の 相談 8.9% いざという時 のお金の援助 25.9% H29 年	—	—	生活と支え合い に関する調査
		等価可処分所 得第Ⅰ～Ⅲ十 分位	重要な事柄の 相談 7.2% いざという時 のお金の援助 20.4% H29 年	—	—	



	指標		全国数値	大阪府数値	泉佐野市数値	出所
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
17	ひとり親家庭の親の 就業率	母子世帯	80.8% H27年	—	—	国勢調査
		父子世帯	88.1% H27年	—	—	
18	ひとり親家庭の親の 正規の職員・従業員の 割合	母子世帯	44.4% H27年	—	—	
		父子世帯	69.4% H27年	—	—	
(4) 経済的支援						
19	子どもの貧困率	国民生活基礎 調査	13.9% H27年	—	—	国民生活基礎調査
		全国消費実態 調査	7.9% H26年	—	—	全国消費実態調査
20	ひとり親世帯の貧困 率	国民生活基礎 調査	50.8% H27年	—	—	国民生活基礎調査
		全国消費実態 調査	47.7% H26年	—	—	全国消費実態調査
21	ひとり親家庭のうち 養育費についての取 決めをしている割合	母子世帯	42.9% H28年度	—	—	全国ひとり親 世帯等調査
		父子世帯	20.8% H28年度	—	—	
22	ひとり親家庭で養育 費を受け取っていない 子どもの割合	母子世帯	69.8% H28年度	—	—	
		父子世帯	90.2% H28年度	—	—	

※大阪府数値は大阪府子ども総合計画から転載

# 第8章 計画の推進に向けて

## 第1節 計画推進における基本的な考え方

### 1. 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

このため、こども部子育て支援課が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

また、学識経験者、地域福祉団体や保健・医療・福祉施設等の代表者及び公募の委員等で構成する「泉佐野市子ども・子育て会議」を年1回以上（原則）開催し、その進捗管理・評価を行い、本計画に基づく施策・事業について実効性をもって推進していくこととします。

### 2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、その進捗状況を管理します。

## 第2節 市民、関係機関、団体との連携

### 1. 市民参加・参画の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、市民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに市民参加・参画を推進します。

### 2. 市民や関係団体との連携

地域での子育て支援のためには、市民、保育園、認定こども園、私立幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局をはじめ、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を調整し推進します。

また、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

### 3. 地域の人材の確保・養成と連携

子育てに対する市民ニーズの多様化に対応するため、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

# 資料編

## 泉佐野市子ども・子育て会議 委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所 属	役 職 等	氏 名
学識経験者	日本ソーシャルワーカー協会	副会長	大塚 保信
	大阪体育大学	教授	今堀 美樹
	プール学院短期大学	教授	寺田 恭子
保健・医療・教育・ 福祉施設等の代表者	泉佐野民間保育協議会	会長	杉岡 繁昭
	泉佐野市私立幼稚園連合会	代表	森澤 由子
	泉佐野市立校長会	代表	道浦 敏幸
	泉佐野泉南医師会	理事	谷口 武
	泉佐野市社会福祉協議会	副会長	明松 俊昭 (～R元.12. 3) 中西 常泰 (R元.12.4～)
	泉佐野市民生委員児童委員協議会	副会長	室谷 友子
地域福祉団体の代表者	泉佐野市町会連合会	連合副会長	大南 典彦
	泉佐野市人権協会	樫井地域協議会 会長	内田 智之
公募した市民	市民公募		石上 博一
	市民公募		川上 智子
	市民公募		谷口 朋
	市民公募		堀田 麻由子

# 泉佐野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日  
泉佐野市条例第 27 号

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、泉佐野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

## (担当事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置についての調査審議に関する事務を処理する。

## (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

## (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

### (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償についての条例（昭和 31 年泉佐野市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

### (泉佐野市附属機関条例の一部改正)

3 泉佐野市附属機関条例（平成 12 年泉佐野市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

# 泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年6月28日  
泉佐野市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市子ども・子育て会議条例(平成25年泉佐野市条例第27号)第7条の規定に基づき、泉佐野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第2条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第3条 子育て会議の会議は、公開する。ただし、子育て会議の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 子育て会議の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第4条 子育て会議の庶務は、こども部子育て支援課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則の廃止)

2 泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則(平成16年泉佐野市規則第4号)は、廃止する。

---

---

# いずみさの子ども未来総合計画

第2期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画

泉佐野市次世代育成支援行動計画

第3次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画

泉佐野市子どもの貧困対策計画

---

---

発行日 令和2年3月

発行 泉佐野市

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3

TEL : 072-463-1212 (代表)

編集 泉佐野市 こども部 子育て支援課

---

---